三川町議会会議録

第 3 回議会臨時会 令和 4 年 7 月19日 開会 令和 4 年 7 月19日 閉会

第 4 回議会定例会 令和 4 年 9 月 6 日 開会 令和 4 年 9 月12日 閉会

令和4年

第4回 三川町議会定例会会議録

令和 4 年 9 月 6 日 開 会

令和 4 年 9 月12日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

	第 1 日 9 月 6 日 (火) 会議録第 1 号							
会議録署名議員	員の指名	3						
会期の決定・		3						
諸般報告								
• 三川町彳	行政評価に関する報告書について ······	4						
	による物損事故について	4						
議第 43号		5						
議第 44号	令和4年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	5						
議第 45号	令和4年度三川町介護保険特別会計補正予算(第1号)							
議第 46号	令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	5						
議第 47号		5						
請願第 2号	「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付す							
		2 5						
請願第 3号	「シルバー人材センターの安定的な事業運営のための適切な措置を求							
		2 5						
請願第 4号	「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家への							
- 0		2 6						
一般質問		2 7						
720,5211.4	-							
	第 2 日 9 月 7 日 (水) 休 会							
	<請願審査委員会 開催>							
	THE LANGE LANGE OF THE PARTY OF							
	第 3 日 9 月 8 日 (木) 会議録第2号							
	ял о н							
議第 48号	令和3年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定について 7	76						
議第 49号								
議第 50号		J						
H交力 ひひク	1949 1	7 C						

議第 議第	5 1 号 5 2 号			3 年度三川町介 3 年度三川町農											7 6
P3X2/14	0 1 ·J						-								7 6
議第	5 3 号	•	•	3年度三川町下											7 6
請願審	肾 查委員会	報告	計 (糸	総務文教常任委	員会	()									
請原	質第2号		「消費	貴税インボイス	制度	麦の)	€旅	延	期をす	えめる 意見	書」	を政府	Fに送付す	
		Z	らこと	ヒを求める請願	•	•••									8 0
請願審	肾查委員会	報告	計 (産	産業建設厚生常	任多	ξĘ]	`							
請原	第3号		「シバ	レバー人材セン	ター	- 0.)岁	そだ	三的	な事業	美運営のた	こめの	適切な	(措置を求	
		X.	うる意	意見書」を政府	にま	长个	j j	- 2	<i>5</i>	とを求	さめる請願	頁 …			8 2
請願審	驿查委員会	報告	計 (産	E 業建設厚生常	任多	ŽĮ.]	₹)							
請原	質第4号		小水日	田活用の直支払	交付	†金	之」	0)見	直しを	中止し、	すべ	ての農	象への支	
		援	緩策引	蛍化を求める請	願	••		•••							8 4
				√yh ∕	生宝	*	4÷.	□ r f -	* 5	2 🗘	88 /兴【				
				【次身	書番	笡.	特.	万山	安員	会	荆惟 】				
		第	Δ	日	9	F	1	9	Н	(金)		休		会	
		217	1	H	Ü	<i>)</i> -	,	J	Н	(314)		71*			
				【決算	審	查	特	別	委員	会	開催】				
		第	5	日	9	月	1	. C) 日	(土)		休		会	
		第	6	日	9	人	1	. 1	. 日	(日)		休		会	
		hoha.	_	н		_	1			(E)		۸ عب <i>د</i>			
		第	7	Ħ	9	万]]	. 2	2 日	(月)		会議	録第3	方	
決算編	§杳特別委	:昌会	合什言	毛事件の審査結	果幸	日生	÷								
				会委員長報告)	. , • 1										8 9
			• • •	** ** ***											

議第 54号	三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	
	の設定について	9 1
議第 55号	人権擁護委員候補者の推薦について	9 2
(別紙)	三川町議会議員の派遣について	9 3
意見書第1号	消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書	9 3
意見書第2号	シルバー人材センターの安定的な事業運営のための適切な措置を求め	
	る意見書	9 4
意見書第3号	「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家への	
	支援策強化を求める意見書	9 5

令和4年第4回三川町議会定例会会議録

- 1. 令和4年9月6日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。
- 2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 志 田 德 久 議員 3番 小 林 茂 吉 議員 4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員 7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員 10番 佐 藤 栄 市 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部 誠町 長 石川 稔副町長

鈴 木 孝 純 教 育 長 髙 橋 誠 一 総 務 課 長

佐藤 亮企画調整課長 丸山誠司 町民課長兼会計課長

鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援主幹併 地域包括支援センター長 本 多 由 紀 教育課学校教育主幹

須藤輝 一 産業振興課長併 加藤 善幸 建設環境課長 農業委員会事務局長

教育委員会教育課長兼中 條 一 之 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長

和 田 勉 監 査 委 員 庄 司 正 廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

黒田浩議会事務局長飯鉢凜書記須藤達也書記

6. 会議事件は次のとおりである。

議事日程

○ 第 1 日 9月6日(火) 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般報告

- ・三川町行政評価に関する報告書について
- ・除雪車による物損事故について

日程第 4 議第43号 令和4年度三川町一般会計補正予算(第4号)

日程第 5 議第44号 令和4年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第 1号)

日程第 6 議第45号 令和4年度三川町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第 7 議第46号 令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予 算(第1号)

日程第 8 議第47号 令和4年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第1 号)

日程第 9 請願第2号 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」 を政府に送付することを求める請願

日程第10 請願第3号 「シルバー人材センターの安定的な事業運営のための 適切な措置を求める意見書」を政府に送付することを

求める請願

日程第11 請願第4号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、す

べての農家への支援策強化を求める請願

日程第12 一般質問 7名

〇 散 会

○議 長(佐藤栄市議員) ただいまから令和4年第4回三川町議会定例会を開会します。

(午前 9時30分)

○議 長(佐藤栄市議員) これから本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議 長(佐藤栄市議員) 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番 小林茂吉議員、4番 佐久間千佳議員、以上2名を指名します。

○議 長(佐藤栄市議員) 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。 この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。8番 成田光雄議員。

○8 番(成田光雄議員) 過般、議長の要請により、去る9月1日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として令和4年度各会計補正予算5件、令和3年度各会計決算認定6件、条例設定1件、人事案件1件、以上13件があり、この他に、諸般報告2件、請願3件、一般質問7名、議長提案1件であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日6日から12日までの7日間と決定をみたものであります。なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告2件を行った後、令和4年度の各会計補正予算5件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、請願3件が上程され、紹介議員の請願の趣旨説明のあと所管の委員会に付託となります。なお、今定例会では、夜間議会を開催することとしておりますので、本日午後5時以降をそれにあて、一般質問を行います。一般質問は、7名の議員から通告があり、1人30分を持ち時間として通告順に行い、本会議はこれで散会となります。

第2日目の7日は、本会議は休会となり請願審査委員会が開催されます。

第3日目の8日は、午前9時30分から本会議を開き、令和3年度の各会計決算認定6件が一括上程され、決算の概要説明及び決算審査結果の報告を行い、直ちに議長発議により「決算審査特別委員会」を設置し、各会計決算6件を審査付託します。

次に、追加議事日程として、請願審査委員会報告が予定されており、これで本会議は散会となります。

その後に、「決算審査特別委員会」を開き、委員会構成を行います。審査は2日間にわたることから、審査日程表を別途各位に配布いたします。

なお、決算審査においては、係長以上の出席を求めることにしておりますが、所管以外の 審査では拘束しないこととします。

第4日目の9日は、午前9時30分から引き続き「決算審査特別委員会」が本議場で再開されます。

第5日目の10日、第6日目の11日は、本会議は休会であります。

第7日目の最終日12日は、午前9時30分に本会議を開き、決算審査特別委員会委員長の報告を行い、討論・採決を行います。次に、条例設定1件が上程され、質疑、討論、採決となります。その後、人事案件1件が上程され、質疑、採決となります。その後、議長発議1件が上程され、採決となります。なお、請願採択の場合は、追加議事日程として意見書提出3件が予定されております。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位からは活発なる質疑、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が、会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いいたしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議 長(佐藤栄市議員) お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月12日までの7日間とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から9月 12日までの7日間に決定しました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 日程第3、「諸般報告」を行います。 町当局より「三川町行政評価に関する報告書について」、「除雪車による物損事故について」、以上2件について報告したい旨の申し出がありましたのでこれを許可します。石川副町長。
- ○説明員(石川 稔副町長) 第7次三川町行財政改革大綱並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和3年度事業に係る行政評価を行いましたのでご報告いたします。

評価の方法について申し上げますと、第4次三川町総合計画の実施計画に掲げておりました事務事業につきまして、所管課等による第1次評価を行い、その後、第1次評価の検証と課題及び今後の対応策につきまして、管理職で構成いたします行財政改革推進本部会議におきまして、第2次評価を実施いたしたところであります。これら2回の評価を踏まえまして、去る8月18日、町内各種機関・団体代表者及び識見者により構成いたします三川町行財政改革推進懇談会におきまして、全施策の実施結果の検証と今後の方向性について、第3次評価としてご意見、ご提言をいただいたところであります。

その結果等につきましては、三川町行政評価に関する報告書として本日配布させていただいておりますのでご参照いただき、報告書の朗読につきましては割愛させていただきます。また、三川町行政評価調書につきましては、町のホームページ等でも公表していくことを申し添えまして報告といたします。

次に、除雪車による物損事故についてご報告申し上げます。本町におきましては、冬期間における通勤、通学等に必要な交通を確保するとともに、安全安心な住民生活を維持するための除雪体制に万全を期しているところでありますが、今年1月から2月にかけて、本町所有の除雪車に起因する物損事故が発生したものであり、損害賠償の内容が合意に至った4件

について、ご報告申し上げます。

まず1件目は、令和4年1月5日午前11時ごろ、堤野地内において、除雪車がビニール ハウスに損傷を与えたというものであり、その修繕に必要な損害賠償額17万5,074円を支 払うことで合意したものであります。

次に2件目は、令和4年1月7日午前6時ごろ、落合地内において、除雪車がブロック塀に損傷を与えたというものであり、その修繕に必要な損害賠償額6万500円を支払うことで合意したものであります。

次に3件目は、令和4年1月9日午前6時ごろ、横山中地内において、除雪車が木製の柵に損傷を与えたというものであり、その修繕に必要な損害賠償額11万8,918円を支払うことで合意したものであります。

次に4件目は、令和4年2月5日午後5時30分ごろ、堤野地内において、除雪車が電力 柱の支線に損傷を与えたというものであり、その修繕に必要な損害賠償額3万4,558円を支 払うことで合意したものであります。

今後とも、除雪に関わる研修の充実とともに、作業員の健康管理や担当区域の事前点検など、安全な運行管理に万全を期してまいる所存であることを申し添えまして諸般報告といたします。

○議 長(佐藤栄市議員) 以上で「諸般報告」を終わります。日程第4から日程第8まで以上 5件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。したがって、日程第4から日程第8まで以上 5件を一括議題とすることに決定しました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 日程第4、議第43号「令和4年度三川町一般会計補正予算(第4号)」、日程第5、議第44号「令和4年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」、日程第6、議第45号「令和4年度三川町介護保険特別会計補正予算(第1号)」、日程第7、議第46号「令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」、日程第8、議第47号「令和4年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」、以上5件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま、一括上程されました議第43号「令和4年度三川町一般会計補正予算(第4号)」、議第44号「令和4年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」、議第45号「令和4年度三川町介護保険特別会計補正予算(第1号)」、議第46号「令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」、議第47号「令和4年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも事務事業の執行によりまして、新たに発生し、または財源の調整が必要な款項で補正を要する費目について補正をお願いいたすものであります。

初めに、議第43号「令和4年度三川町一般会計補正予算(第4号)」でありますが、既定

の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 7,036 万 2,000 円を追加いたしまして、補正 後の予算総額を 5 3 億 9,859 万 1,000 円といたすものであります。

まず歳出でありますが、その主なものを申し上げますと、2款総務費については、一般管理費、財産管理費及び基幹統計調査費の追加補正、3款民生費については、社会福祉総務費、障害者福祉費、児童福祉総務費及び保育園費の追加補正であり、4款衛生費については、保健衛生総務費、予防費及び保健活動費を追加補正であります。

6 款農林水産業費については、農政対策費及び農村総合整備事業費の追加補正、8 款土木費については、土木総務費、道路維持費、道路新設改良費、河川総務費、下水道費及び住宅管理費の追加補正であります。

10款教育費については、スクールバス運営費、小学校費の学校管理費、文化交流館費及び体育施設費の追加補正であります。

次に歳入でありますが、額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしたものであります。

続きまして、議第44号「令和4年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」でありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,192万7,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を6億9,132万7,000円といたすものであります。

まず歳出でありますが、1款総務費については、一般管理費の追加補正、7款基金積立金 については、国民健康保険事業基金積立金の追加補正であり、9款諸支出金については、保 険給付費等交付金償還金の追加補正であります。

次に、歳入でありますが、額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしたものであります。

続きまして、議第45号「令和4年度三川町介護保険特別会計補正予算(第1号)」でありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,251万2,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を8億8,021万2,000円といたすものであります。

まず歳出でありますが、1款総務費については、計画委員会費の追加補正、5款基金積立金については、介護給付費準備基金積立金の追加補正、7款諸支出金については、償還金の追加補正であります。

次に、歳入でありますが、額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしたものであります。

続きまして、議第46号「令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」でありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万円を追加いたしまして、補正後の予算総額を1億7,490万円といたすものであります。

まず歳出でありますが、1款総務費について、施設管理費の追加補正であります。

次に、歳入でありますが、歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしたものであります。

続きまして、議第47号「令和4年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」でありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ746万2,000円を追加いたしま

して、補正後の予算総額を4億646万2,000円といたすものであります。

まず歳出でありますが、1款総務費については、一般管理費の追加補正であり、2款事業費については、事業費の追加補正であります。

次に、歳入でありますが、歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしたものであります。

なお、第2表地方債補正については、起債の追加発行に伴い、起債限度額を1億3,110万円に追加補正いたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- ○議 長(佐藤栄市議員) これから質疑を行います。1番 小野寺正樹議員。
- ○1 番(小野寺正樹議員) それでは私から1点ほど質問させていただきます。 6ページの6款1項7目農政対策費、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金に関して、 この補助金に関しては土づくりのための堆肥や散布に対しての補助金と聞いておりますが、

対象者やまた事業内容について教えていただきたいと思います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 須藤産業振興課長。
- ○説明員(須藤輝一産業振興課長) それでは産地生産基盤パワーアップ事業費補助金の内容 についてご説明をいたします。

本事業につきましては、これまでも展開をしておった事業でございますが、実は昨年までは堆肥利用が進んでいない地域において、堆肥を活用した土づくりを行う者を支援するということでございました。ということは、昨年までは新規に堆肥による土づくりを行う方に対する補助ということで実施をしておったところですが、令和4年度よりこれまで堆肥による土づくりを実施している方についても補助対象にするということでございました。

こちらにつきましては、圃場等に堆肥を投入する農業者に対して、堆肥の土壌分析を行うことを条件に経費の10/10を全額国費で補助するというものでございます。具体的には、堆肥の購入代、圃場等への運搬代、散布代、土壌分析等に係る経費が対象となっており、作物収穫前後の土壌分析が必須ということでございます。

このため、本町におきましては令和4年度から令和5年度にかけての事業が行われるということになります。ということは令和4年度につきましては本年度の作をとった後に一度土壌分析をしていただき、その後に堆肥等を投入して、令和5年度の作付け前に再度土壌分析を実施するという形になるところでございます。このため令和5年度につきましては、2回目の土壌分析が補助対象になるという形でございます。

ただいまお話したとおりに、もともとはこれまで堆肥利用が進んでいない地域ということでございましたが、今年度からはすでに堆肥を投入している分についても事業の対象にしてよろしいということでございましたので、今回補正予算に計上させていただいたというところでございます。

補助の内容といたしましては、取り扱い主体としての農業者に対して、堆肥等これは鶏糞の肥料を含むところでございますが、これの購入代、運搬代、散布代、肥料敷設前後の土壌分析費、こちらの費用の2ヵ年で合計上限が3万円、これは10a当たりですけれども、こ

ちらの補助になるというところでございます。

本町における金額の算定といたしましては、堆肥の費用ということで、こちらが本年の8月17日に三川町堆肥製造施設利用組合から令和4年度の申込用紙、いわゆる予約分の申し込みでございましたが、こちらにつきまして、堆肥料金及び散布料金、これは堆肥料金には配達費を込みますけれども、こちらの合計が8,140円ということで、予約の金額が出ておりますので、こちらに農協との調査の結果、対象面積を2万8,030 a と計算いたしまして、こちらが2,281万4,000円少し、そして土壌分析費といたしまして1万2,000円、こちらは30 a 当たり1ヵ所ということになりますので、箇所としては983ヵ所を想定いたしまして、合計額として1,190万円ほどということで、合計3,500万円、こちらを計上したところでございます。

今後のスケジュールといたしましては先程も申し上げましたが、9月に収穫をした後、11月ぐらいを目途に1回目の土壌分析の採取分析委託を行うと、そしてその後、11月か12月に堆肥の秋散布ということで実施していただきたいということで考えております。そして年が明けて雪が解けまして、3月ごろに2回目の堆肥の散布をしていただきまして、令和5年度の収穫後また9月以降11月ごろに2回目の土壌の採取分析を行うということで想定しておるところでございます。以上です。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 1番 小野寺正樹議員。
- ○1 番(小野寺正樹議員) 再度お聞かせ願いたいと思いますけれども、私も三川町堆肥利用 組合の役員をしておりますので、中身に関しても若干分かるわけですけれども、三川町に関 しては堆肥利用が多い地域でございます。

その中でも、今の話を聞きますと全額補助になるといったような話の中から 8,400 円ぐらい。そういった部分の経費に充てられるといったような話でしたけれども、私もそうですけれども堆肥を利用している方に関しては現在、環境保全型農業直接支払交付金 4,200 円とか、そのくらいの補助を申請しているわけですけれども、そちらに関してもダブルでもらえるのか 1 点お聞かせ願いたい。

また、堆肥利用組合も延々として堆肥があるわけではございません。特に今年度に関しては、令和4年作に堆肥を利用している方が該当になるといったような話でしたので、来年、再来年に作付けする方がこういった話を聞くと自分もといったような形で手を挙げる可能性が大いにあると思われます。そういった部分に関しては当然そういった堆肥組合等との連携を密にしないと、供給と需要のバランスが崩れてしまうといったような話もございますので、そういった点を密に願いたいと思います。

特に三川町のように農業分野に手厚い支援策を出しているところはないと聞いております。水稲の種子助成、肥料の高騰支援策、大豆の種子助成、そして今回の補助金に関しても、職員の方がそういった内容を何度も精査しながら見つけたといったような話も聞いておりますので、本当に頭が下がる思いでございますが、やはり三川町に関しては基幹作物である農業が、もうすでに私は2025年問題が前倒しで始まっていると思っております。今後とも支援策等きめ細かい情報を密にしながら、そういった内容を説明していただければと思っていま

すので、今後ともよろしくお願いいたします。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 須藤産業振興課長。
- ○説明員(須藤輝一産業振興課長) ただいまご質問にございました環境保全型農業直接支払 交付金との重複ということでございますが、基本的には補助事業ということでございますの で、本事業の要望提出と同時に環境保全型農業直接支払交付金の取り組みにつきましては取 り下げという対応が望ましいということで、県からは連絡をいただいております。

ただ、本事業につきましては2点目の質問であります来年度の新規要望者に対する対応等、これとも関わってくるところでございますが、県の採択事業ということになってございますので、今後県の方に申請を行いまして、実は今年度事業につきましても今後県の採択の状況によりまして実施できるかと。農政関係につきましては、町で予算計上しておくことということが補助事業申請への条件になっているという事業もございますので、本件につきましても、今回補正予算において予算計上させていただいておりまして、今後県の方に申請を行うという形になってございます。

先程お話がありました、来年度以降に新規に取り組みを申請される方につきましても、県と協議の上申請は行って、なるべく採択となるように取り組んでまいりたいということで、 考えているところでございます。以上です。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 9番 町野昌弘議員。
- 9 番(町野昌弘議員) 私の方からも1点。6ページの衛生費の予防費、子宮頸がん予防ワクチン接種事業扶助費の内容を教えてください。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 鈴木健康福祉課長。
- ○説明員(鈴木武仁健康福祉課長) こちらの内容ですが、すでに6月補正で補正をさせていただいたところですが、勧奨を控えていた時期に自己負担で子宮頚がんワクチンを接種していた方が町で想定していた以上にいらっしゃったため、追加補正するものでございます。以上です。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 9番 町野昌弘議員。
- ○9 番(町野昌弘議員) この子宮頸がんワクチンについては、私も昨年の3月も一般質問でしたとおり、昔、一部の報道で因果関係のあまりはっきりしない報道によって1度差し控えたというような時代がありました。最近はWHOの方でもワクチンを打てばほとんど治るということで、世界的には克服した病気とされております。それで国も今、積極的なワクチン接種を呼びかけているわけですけれども、これはどうなんですか、県内で三川町も接種が進んでいるというようなことでありましたけれども、県内の状況、また、本町の接種率みたいなものはどの程度なのか把握していれば教えてください。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 鈴木健康福祉課長。
- ○説明員(鈴木武仁健康福祉課長) ただいま県内の接種状況に関しては資料を持ち合わせておりません。申し訳ございません。先程お話した6月補正で追加した部分に関する自己負担で接種した方が、5人の方が接種をしておりまして、合計8回の接種をしたということでありました。

その他にも、すでに議員おっしゃるようなキャッチアップ対象という接種を控えていた時期に未接種の方々がこちらの勧奨を受けまして積極的に接種をしているという状況ではありますが、申し訳ございませんが、今資料を持ち合わせておりませんので後日ご連絡いたします。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 4番 佐久間千佳議員。
- ○4 番(佐久間千佳議員) 私から数点お伺いしたいと思います。

まず初めに一般会計補正予算の方からですけれども、歳入4ページにありますふるさと基金繰入金ということで220万円計上されております。こちらの充当先を説明いただきたいと思います。

続きまして、歳出になります。総務費の中にあります一般管理費、個人情報保護ファイル 作成支援業務委託料ということで、こちらの事業内容の説明をお願いしたいと思います。そ の下になります財政調整基金積立金、また、ふるさと基金積立金とそれぞれ計上されており ますけれども、補正後の残高の方を説明いただきたいと思います。

続きまして、6ページになります。先程同僚議員も質問しましたが、農政対策費の中にあります産地生産基盤パワーアップ事業ということで、堆肥散布に関わる全額補助事業だという説明でありましたが、その要件として土壌分析を2回行うという説明がありました。収穫前と後ということでありましたけれども、その土壌分析内容についての基準等あるのかどうか。ただ、単純にpHであったり、ECというような簡易的な土壌分析で良いのか、もっと成分の方に基準があるのかどうか、その辺を教えていただきたいと思いますし、効果が表れなかったような圃場の場合、その対策どのようにとられているのか。県からの情報があれば説明いただきたいと思いますし、複数年にわたる事業だという説明でありましたので、県の方より、こちらは県補助金ということで全額計上になっておりますが、複数年、こちらの補助金が出るという確証のもとにこの事業が進められているのかどうか、その辺この事業に関しての説明をお願いしたいと思います。

続いて、7ページになります。土木費の中にあります山形県土木単独工事地元負担金ということで300万円計上されておりますが、こちらの事業内容、説明をお願いしたいと思います。その下にあります道路橋梁費の中で防雪対策事業ということで、備品購入に220万円計上されております。こちらの中身を説明お願いしたいと思います。

最後になります。8ページ教育費の中にあります文化交流館費ですが、こちらの修繕料計上されておりますけれども、この修繕料の中身の説明をお願いしたいと思います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 髙橋総務課長。
- ○説明員(髙橋誠一総務課長) それでは初めにふるさと基金からの繰入金でありますが、こちらについての説明で6点目のご質問にありました除雪費の220万円と関連いたします。内容としましては、県の払い下げの除雪車の購入ということで予定をしております。その金額が計上をさせていただいている額。それに対しましてその歳入としてふるさと基金の方から繰り入れて財源の充当を行うというものであります。

それから、2点目の総務費の委託の内容につきましては、国の個人情報保護に関する制度

等の改正に伴いまして、地方自治体市町村が個人情報ファイルというものを作成し、その情報の量によっては公表しなければならないという内容のものが、来年の4月1日から施行されることになっております。

それに向けまして、本町での個人情報の取り扱い条例等によりまして、今取り扱いをしているわけですけれども、それが国の制度の変更に合わせる形で整理していかなければならない。併せて条例なり規則等も改正、そして今後、個人情報ファイルを作成するに当たってシステムを導入いたしまして、それぞれの課において対応をしていきたいという内容のものでの委託料の計上ということであります。

次に3点目の財政調整基金、それからふるさと基金についての今年度末での見込みの額ということで、お答えさせていただきます。初めに財政調整基金、歳入歳出それぞれあるわけでありますけれども、見込みといたしましては5億3,800万円ほどであります。それから、ふるさと基金につきましては、4億5,600万円ほどということで現在見込んでいるところであります。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 須藤産業振興課長。
- ○説明員(須藤輝一産業振興課長) それでは、私からご質問にお答えをしたいと思います。

まず、第1点目の分析の内容についてのご質問でございました。現在この土づくりの農林 水産省の方で発行しているQ&Aによりますと、具体的にどのような項目の分析を行うのか という質問に対しまして、指標となる項目につきましては地目、土壌の種類、作物等によっ て異なることから、現地の実態に応じて設定する必要がある。各都道府県で設定されている 土壌診断基準値等に加え、農作物の収量・品質について自治体や農業協同組合等が持つ地域 の標準との比較等によって判断するということでございます。

現在、本町におきましてはJAとの今協議中でございますが、基本的には水稲についての 圃場ということで、これを対象といたしましては、いわゆる出荷、その経営に資する作物に ついては畑地等についても対象になるということでございますが、現時点では水稲の分につ いての基準について設定をしておると、今進めているというところでございます。今後、畑 地等の作物が出た段階につきまして、その内容についてはまた精査をしてまいりたいという ことで考えておるところでございます。

続きまして、その基準に達しなかった場合というご質問でございました。こちらにつきましても、Q&Aによりまして取り組み主体の実績が成果目標に達しなかった場合、成果目標を達成するまで堆肥等の施用による土づくりを自ら実施しなければならないのかというご質問がございまして、こちらにつきましての回答は、成功目標に達しなかった場合、これは当該目標が達成されるまでの間、都道府県知事の改善指導に基づいて改善の取り組みを行っていただくということでございますので、その対応をしていただくということになろうかと思います。

また、2ヵ年にわたる事業ということでございますので、本年度、今年度に事業採択になった場合につきましては、県の方から翌年度のこれはその分析の費用ということになりますけれども、それについては優先的に予算化をしていただくということでのお話は頂戴しており

ますので、基本的には2ヵ年の事業として実施できるものというように考えておるところで ございます。以上です。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 加藤建設環境課長。
- ○説明員(加藤善幸建設環境課長) それでは、最初に山形県土木単独工事地元負担金でございます。この内容につきましては、三川町落合地内におきまして行っております県の防雪柵の工事の負担となってございます。

この事業につきましては、昨年度も一部行っておりまして、今年度引き続き工事を行うということで町に対して負担が求められているものでございます。この負担につきましては、 県単独事業ということでありまして、その事業費の一部につきまして、町の方に負担を求められたものでございます。

続きまして、除雪対策事業の備品購入費でございます。こちらの方、先程基金の説明の際にも触れましたけれども、県の方から払い下げの除雪機を導入することを考えているところでございます。この内容につきましては11 t 級除雪車の払い下げを受けたいということでございます。

なお、この車両につきましては、増車ということではなく、老朽化をして修繕費がかかる ものを交換・更新するというような形で、増車は考えておらないところでございます。以上 です。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 中條教育課長。
- ○説明員(中條一之教育課長) 文化交流館の修繕費に係るその中身でございますが、今回文化 交流館の男子トイレの小便器が3基ございますが、そのうち2基が故障をしておりまして、 その修繕に伴う予算の補正を計上させていただいたものでございます。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 4番 佐久間千佳議員。
- ○4 番(佐久間千佳議員) それでは、個人情報保護ファイル作成支援業務委託料の件から再質問させていただきますけれども、私もこの補正予算に計上されてから一体どんなものかなと少し調べたところ、やはり総務省の方にも問い合わせが来ているというところで、そちらの内容を見ますと公表・作成する趣旨というのが少し説明されておりまして、行政運営を効率的に行う上で欠くことができないといった内容が示されております。個人の権利・利益の侵害の度合いもやはり散在情報に比べて大きいというように、総務省の方でも回答されているようですが、こちらに関して委託して作成するという説明でしたので、委託作成時に関するリスク等はどのように町で考えているのか。日本国内でも様々な個人情報を扱う事業者が少し事故を起こしてしまっているというような自治体も見受けられましたので、その辺町としてのリスクをどのように考えているのかなというところをお伺いしたいと思います。

総務省の方は趣旨としては行政運営を効率的に行う上で欠くことができないというように言っていますけれども、町としてはその受けとめ、どのような形で、法改正による対応だというようには説明を聞いて分かりますけれども、ではその情報をまとめた形にしたところで、町としてはどのような使い方をしていくのかというところ、まだ作る段階ですけれども、お聞きできればと思います。

この質問の中に最後の方、個人情報の作成・修正というのがその都度行わなければならないというような回答もありました。その都度となりますと、かなりシステムを頻繁にいじらなければならないのではないかなというように想像できるわけでありますけれども、システムを委託して作成するというところには、今後コストがかなりかかってくるのではないかと思います。今回作成するにあたって、このシステム、修正であったり作成をする簡易版として行政として内製化できないのかなと。頻繁に更新しなければならないようなものをその都度業者委託というところは、やはり今後経費としても膨れ上がってくるのではないかと思いますので、その辺システムの改修、内製化というところに関してのお考えをお聞きしたいというように思います。

続きまして、産地生産基盤パワーアップの件でありますけれども、効果が見られなければ 改善までという答弁がありました。作付け品目に関しても、水稲に限定するという説明であ りましたけれども、では改善するまでの費用も補助対象となるのかどうか。土壌分析であっ たり、堆肥散布に関しても対象となるのかどうか。やはり昨今の化学肥料の高騰により、輪 作体系というものが見直されてきていると思います。答弁の中では、畑作物に関しても情報 を得なければならないという答弁でありましたけれども、やはり畑作物に転換する際も、水 稲よりも倍ぐらいの堆肥を投入するのが標準的な作り方かなと思いますので、その辺も併せ て県の方に依頼をするであったり、要望していくというようなことが重要になってくるかな と思いますが、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

続いて、土木単独工事地元負担金ということで防雪柵の設置だという説明でありました。 議会としても様々な声を聞く中で、やはり押切小学校土口間、庄内空港立川線の防雪柵を改 修してほしいというような地元の声があったり、東郷小学校猪子間は防雪柵の改修の問題も まだ残っているかなと思います。そういった話をこの今回の事業においては、地元の声とい うのが届けられるような状況ではなかったのか、県からの指定での工事になってきたのかど うか。その辺を、路線選定に関しても町の意見というのが反映されなかったのかどうかとい うところを1点お伺いできればと思います。

防雪対策事業の中にありますドーザー購入ということで、県の払い下げだという説明がありました。令和3年度の決算書を少し見ますと、県払い下げドーザーの修繕費というものも大きく出ているなというように思いましたので、その払い下げドーザーの状態、どのような状態なのか、もし分かれば詳細に説明いただきたいと思います。町所有のドーザーは、一番古いのは平成9年に登録になっているということで、やはり払い下げの状態を精査した上でのこの要望をしたのかどうか、ドーザーの状態について、どの程度把握されて修繕費等払い下げの後にかかるのかどうかお伺いしたいと思います。

最後になります。文化交流館男子トイレの改修という説明がありました。そのトイレに関してですが、文化交流館の男子トイレ、和式のトイレがいまだに設置されているという情報がありまして、この改修によって洋式になるのではないかというような町民の声もありました。やはり、様々な年代の方が使う、そして使っていただきたい文化交流館ですので、男子トイレの洋式化というものも、やはり併せて考えていかなければならないのではないかなと

いうように思います。高齢者の方に聞きますと、やはり和式というのが大変つらい、危ない というような声も聞きました。併せて、この修繕に関して検討されるべきではないかなと思 いますが、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 髙橋総務課長。
- ○説明員(髙橋誠一総務課長) 個人情報保護ファイルに関する委託料につきまして、いくつか ご質問がございました。まず、この委託料においてまずシステムといいますかファイルです が、直接町が個人情報を収集して行っている、いわゆるリストを作るというものではござい ません。あくまでも例えば、特定の業務において個人に係る四情報でありますとか、電話番 号、口座情報そういったものを収集している、そういう個人情報を取り扱っている名簿があ りますよというものをシステムを使って作成するということになりますので、委託先の事業 者に個人の情報が流れるというものではございません。

先程申し上げたとおり、町の方では様々な業務を執行するにあたって、個人情報をその目的に使用するということで検索できるような状態にリスト化、名簿等を作成しているわけでございますが、そういったものを各課でどれぐらい持っているのかというものをシステムを使って明らかにするということになります。

国の制度によりますと、そういったファイルの作成及び公表については、本人の数が 1,000 件以上のものということで定めがあるところではありますが、個人情報の取り扱いについて本町のように小さい自治体ですと、なかなかそういったリストというものは数多くはございません。あるとすれば、例えば選挙人名簿でありますとか、そういったものが該当するかと思いますが、1,000 人未満の者が多数を占める。ただそういったファイルの作成というものはこの法律で義務づけられますので、そういったものに対応しなければならないということになるわけであります。その際、先程も説明させていただきましたが、現行の個人情報に関する条例でありますとか、また規則等についても、これは遺漏なくきちんと整理をして来年の4月1日の施行に合わせて業務の準備を進めなければならないということで、今回委託をいたすものであります。

それからファイルの更新については、そのファイルの取り扱っている項目に変更なりが生じた場合、もしくは当然新規で作成する場合、もしくはそのリストを廃止する場合、そういったところでは行いますが、内容が変わらなければそのままファイルは現行使用しているということで、そのまま留保といいますか手続といいますか、その都度見直すというのは確かに変更あれば、見直しはそのファイルの一つひとつは必要でありますけれども、何もなければそのまま町で保管・保有するということで、特別な手続は要らないものと認識しているところであります。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 須藤産業振興課長。
- ○説明員(須藤輝一産業振興課長) それでは私からご質問にお答えしたいと思いますが、まず 第1点目ですけれども、いわゆる分析の結果によっての継続的な分析の費用等、あるいは堆 肥等の投入についての費用負担ということでございました。一番初めにご説明いたしました とおり、もともと本事業につきましては土づくりに対する取り組みを誘導するという目的で

ございますので、今まで土づくりに対してあまり積極的でなかった農業者に対して、ぜひ土づくりをしていただくために、補助事業をもって堆肥等の散布をしていただきたいという性格で、通常土づくりといいますと、本町の農業者の方は当然継続していらっしゃるわけですけれども、1回2回の投入ではなかなか効果が得にくいということで、継続した取り組みというものが前提になっておるというところでございます。

もともとはその導入に対する助成ということでございますので、本補助金につきましては、1回の補助、補助金の交付ということになります。これは堆肥及び堆肥の運搬、散布、そしてこの土壌分析につきましても、1回限りが補助対象になると。その中で必要な分析の結果が得られなかった場合につきましてはその後も堆肥を投入していただいてその数値について向上を図っていただくと。ただこの分析の結果についての云々を抜きにいたしまして、土づくりのためには継続した堆肥の散布というものを実施していただくということが必要であろうかと思いますので、現時点で要綱にはございませんが、県の指導といたしましては継続した取り組みというものが本事業については農業者に対して指導してくださいということが言われておるところでございます。

続きまして、輪作における畑作物等にこれは対象になるかということで、県への働きかけということでございましたが、こちらにつきましても先程お話をさせていただきましたが、農業者の経営に係る出荷等を行う作物ということであれば、そこの栽培のうちに散布をする堆肥については対象になるということでございます。その作物によって、水稲、あるいは他の作物によってその土壌分析の内容について差異が生じるということでございますので、そこの部分につきましては今後、県あるいはJAと協議をしながら適切な土壌分析、そしてより効果の上がる形のサンプルになるような取り組みをしてまいりたいということで考えているところでございます。以上です。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 加藤建設環境課長。
- ○説明員(加藤善幸建設環境課長) 県における防雪柵の整備についてでございます。町といたしましても、冬期間の安全な車両等の通行について、その確保を図るということは大変重要なことだと考えているところでございます。それを踏まえて町の方といたしまして、県の方に防雪柵等の整備をお願いしているところでございますけれども、この県の方の事業の箇所づけにつきましては、やはり県の方の計画、交通量それから逼迫度合いを基に考えているということで聞き及んでいるところでございます。町といたしましても、町内の防雪柵の整備につきましては、やはり進めていきたいという思いがあるものですから、今後も引き続き県の方には要望をしていきたいと思っておるところでございます。

続きまして、ドーザーの払い下げの件でございます。先程も申し上げましたとおり、11t級の除雪車ということで、県の方から情報が入っているところでございます。その内容につきましては、やはり現物を確認しないことにはその程度というものは分からないというところでございます。町の方といたしましても、職員の方がその現物の方を目視で確認をさせていただきたいということで対応しているところでございまして、そちらの方を見てまず現車を確認すると。あと修繕の要否につきましてはやはり現物を見てどのくらいかかりそうだ、

その内容を見ながら判断をさせていただきたいということで考えているところでございまして、まずはその車両の状況、目視での確認を重視して考えてまいりたいと思っているところでございます。以上です。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 中條教育課長。
- ○説明員(中條一之教育課長) 文化交流館のトイレの和式から洋式へというようなお考えでございましたが、昨今の公共施設の建物のトイレについてはほぼ洋式になっているという状況であるというように認識しております。三川町公民館でありますとか、町民体育館など昭和の年代に建てられた施設のトイレは、これまでも和式であったわけですが、徐々に洋式の方に昨今改修をいたしまして、そのようにして町民の方々から利用をいただいているというように思っております。

文化交流館につきましても、これまで優先度や使用頻度等によって現在のところ和式になっておりますが、今後高齢者の利用等もございますので、そういう部分ではいずれ洋式にしていきたいというようには考えているところでございます。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 7番 鈴木重行議員。
- ○7 番(鈴木重行議員) 2点ほど質問をさせていただきます。6ページの、先程来同僚議員から質問があったわけでありますが、産地生産基盤パワーアップ事業についてであります。 堆肥の投入に対する支援ということでありまして、化成肥料の高騰から有機物の投入に関心を寄せている農家は多くいるのかなと思っているところであります。先程事業目的につきましては、しばらく堆肥を投入していない農家を支援するための事業だったものが、今年度から継続して堆肥を投入している農家への支援も行えるようになったから、事業を進めるというような説明があったかと思います。従来の目的であった新規で取り組もうとする方は、対象とはならないのかどうか、町の判断によるものなのか、県の判断になるのか、その辺1点確認させていただければと思います。

それから8ページにありますスクールバス運営費の中で、冬季スクールバス運行委託料増額となっておりますが、この要因についてお伺いします。以上です。

○議 長(佐藤栄市議員) 暫時休憩します。

(午前10時35分)

○議 長(佐藤栄市議員) 再開します。

(午前10時55分)

須藤産業振興課長。 ○説明員(須藤輝一産業振

○説明員(須藤輝一産業振興課長) ご質問にもございましたとおりに、もともと本事業につきましては、新規に取り組みをなされる農業者対しての土づくりを支援するという事業でございます。今年度から要綱の一部変更がございまして、これまで取り組んでおった農業者に対しても補助を行うということになりました。ただ、こちらにつきましては、その補助内容の変更につきまして判明いたしましたのが、実は8月の上旬ということで、その後に県に問い合わせをしたところでございます。県の方からは何とか8月中に数値をまとめてもらえればということで話がございました。その関係もございまして、その時点から新規の取り組み者も含めた全農業者に対する意向調査ということを実施する期間がございませんでしたので、現在取り組んでいる三川町堆肥製造組合の組合員の方、こちらの方の数値をもとに、今回数

字を計上したというところでございます。

この三川町堆肥製造組合以外の部分についても、当然この要綱によりますと鶏糞等も対象になるのでございますが、実は県の要綱といたしまして、その堆肥製造につきまして、堆肥の製造及び販売について、県に届け出を出しておるものということがございます。三川町堆肥製造組合につきましては、県の方にその届け出をなしておるということもございまして、今回、その対象者についてその数量によって今回数値を計上したというところでございます。本来ですと8月いっぱいという県の話だったんですけれども、本議会がございますので、そこで補正予算として計上させていただきたいということも併せて申し上げたところ、9月中の申請ということで、県からご了承いただいたというところでございます。その意味で今後の採択に向けて取り組んでまいりたいというところで考えているところでございます。以上です。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 中條教育課長。
- ○説明員(中條一之教育課長) 冬季のスクールバス運行にあたりましての補正計上の理由でございますが、東郷小学校のスクールバスの運行におきまして、当初見込んでいた人数よりも冬季のスクールバスを利用する人数が多かったことが要因の補正になります。というのも、学童保育に通われる児童の人数が見込みよりも非常に多かったという部分で、どうしてもバスが台数として不足が生じたことから、今回の補正となったものでございます。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 7番 鈴木重行議員。
- ○7 番(鈴木重行議員) 堆肥散布の助成に関しましては、様々な要件から新規の取り組み者は対象になるのはなかなか難しいのかなといった答弁だったかと思います。採択によるものということもありましたが、それを踏まえて次年度以降、それではどのように取り組んでいくのか。もし採択になった場合、ならなかった場合も対応の仕方があろうかと思いますが、その辺の考え方をお伺いしたいのと、要件の中に土壌分析というものがありました。作付け前、作付け後の土壌分析が要件というお話でありましたが、現在、化学肥料の高騰等によりまして土壌分析の機関が溢れていると、満杯でなかなか進まないといった報道もあるようでございました。件数にしますと900ヵ所の土壌分析を計画しているようでありますけれども、こういった要件、土壌分析は可能と見込まれているのか、そういった機関についてはどちらを想定しているかまで含めてお伺いできればと思います。

スクールバスの増便に関しましては、冬季に限ったものということでよろしかったかと思います。冬季以外は、徒歩通学する方に対してのスクールバスを増便して学童までの送迎といった形でよかったのか、確認したいと思います。以上です。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 須藤産業振興課長。
- ○説明員(須藤輝一産業振興課長) 2点ほどご質問がございました。まず1点目のご質問でございます。次年度以降の対象、本事業に対する申請への考え方ということでございますが、基本的には本年度採択になれば本年度対象なった方以外で希望があった方に対しては、次年度以降も申請を続けていくと。先程申し上げましたとおりに本事業につきましてはお一人1回ということでございますので、ご希望のある方については、その都度申請をしてまいりた

いということで考えておるところでございます。

ただし、先程来申し上げておりますとおり、県の採択事業でございますので、仮にですけれども、今年度採択ならなかった場合につきましては、今年度の申請対象者も含めて次年度 以降、申請をしてまいりたいということで考えているところでございます。

土壌分析についてでございますが、実は本数値、本予算案を計上する際の1 万2,100 円という部分でございますが、こちらはいわゆる全農及びその関連機関での土壌分析というものを想定して算出をした数値でございます。ただ、実は現時点では、全農及びその関連施設の方での本町 980 $_{2}$ ヵ所、1,000 $_{3}$ ヵ所に近い数量でございますので、こちらの方全量受け入れについては少し厳しいという情報も得ておるところでございます。ここにつきましては今後新たな分析の施設につきまして $_{3}$ $_{4}$ $_{5$

- ○議 長(佐藤栄市議員) 中條教育課長。
- ○説明員(中條一之教育課長) 冬季のバス利用につきましては、学童保育に通う人数には変化は基本的にはないわけでございますけれども、東郷地区におきましては冬期間になりますと1年生とか、2年生の低学年の子たちがバスによって送迎されるというようになります。そういった部分で東郷小学校の総合的な人数があるわけですが、それを現在町の方で準備しているバスの台数では不足が生じてしまうという状況が、学童保育に年間通してでありますけれども、入所される子どもたちの人数が多かったことから、今回総合的にバスの不足分が発生したということで追加するものでございます。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 6番 鈴木淳士議員。
- ○6 番(鈴木淳士議員) 私から3点ほど確認させていただきます。同僚議員の質問に対する 答弁の中から気づかせていただいた点が多々あったんですが、一つ目が5ページ、先程も縷々 説明をいただきました個人情報保護ファイル作成支援業務委託料の関係なんですけれども、 これが法律化、国の方の指針によってシステム化しなければならないという話だったんです が、確か業務上取り扱う個人情報四情報については業務の仕分けごとで、その個人情報が関 係する業務というようなこともすべてペーパーベースで過去において管理していたという経 緯があったはずです。

要は個人情報保護については今々出てきた話ではありませんで、古くからこの情報の取り扱いについては、特に役場の業務においては注意を要するということを何度も耳にしていた、また、お互いにチェックし合っていたという関係性がある中で、先程も説明がありましたのですが、三川町として一つひとつの業務で取り扱う個人情報の件数についてはそんなに多くはないながらも、間違いなく個人情報は扱うということからすると、ペーパーベースで十分管理体制が今もできているはずであって、これをスキルアップするというか、シェイプアップするというような形で、効果的に進める方がむしろコンピューターのシステム化ということになりますと、ブラックボックスの中に入ってしまうというようなこともあって、なかなか職員一人ひとりが把握しづらいという弊害もあろうかということも踏まえて、余計な経費もかけずにペーパーベースでの管理であれば済むのではなかろうかというように感じます。

その辺について、ペーパーベースでの管理では、国の指針に違背するので電子システム化しなければならないのか、その件の所見も含めて、これからの考え方についてご説明をお願いします。

それから、7ページの河川総務費、排水機場操作員謝礼増額の補正と。当初予算では 162 万 7,000 円の予算が計上になっていたわけですが、ここに増額補正になります要因と併せて 通常であれば、河川管理であれば、特定財源、国・県からの支出金もあろうかと思いますけ れども、今回は数字が載っていないというようなところについての事情をご説明いただきた いと思います。

それから、今も説明がありました。8ページ、冬季スクールバス運行委託料の関係なんですが、この要因としては東郷小学校の1、2年生が冬季になると、送迎開始の対象児童も発生するということで、それが故にバスの台数が不足だったのか、補足的な話では学童保育所に通うために結果的にバスの台数が不足なるのかというところについて、少し整理した形で説明をお願いしたいなというように思います。

かねがね一般質問の中でも指摘させてもらった経緯があったんですが、学童保育所まで送迎するということになりますとスクールバスの運行経路から逸脱するということにおいては、本来はあってはならない交通ルートだろうというようなことで指摘させていただいています。つまりこれはスクールバスというのは、学校から自宅までのルートということで、事前に指定になっているわけでして、学童保育まで遠回りするとなると、その学童保育所までの送迎のルートに関しては、補償の対象にならないはずなんです。そういった部分についても問題が本当にないのか、むしろ、その学童保育所に送迎するというために委託料を予算化してしかるべきバスを調達するということであれば、これは法的な制度でもその形の方がいいわけでして、その件についての考え方、また問題がないのかということを改めて確認したいと思います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 髙橋総務課長。
- ○説明員(髙橋誠一総務課長) ご質問にありましたとおり、個人情報に関しましてはもう相当前から、これは制度、法令等も整備されてきているものであります。本町においても、これも議員が質問にありましたとおり、現在法令または町の条例によりまして、個人情報保護ファイルに類似したような形で、個人情報取扱事務登録簿というものを作成しております。ただ、法令改正によりまして現在、各市町村、本町も含めて作成保有しておりますその登録簿については、不要ということになるようであります。専ら個人情報保護ファイルということで、法令では規定なるようです。

先程も説明申し上げましたが、市町村においては本人の数が 1,000 件を超えるものということでの作成と公表を義務付けているところであります。ただし、法令ではその 1,000 件を下回る業務も相当数あるということで、現在の登録簿の作成については、任意で各条例で定めてくださいという形になっております。ですので、業務としてはやはり個人情報の保護の観点から両方あるのは望ましいわけですが、ただ両方となりますとやはり業務が内容的に類似しておりますので重複する。職員の手間もやはりかかるというデメリットもあります。

そうしたことも踏まえながら、課題を整理して、本町では個人情報の取り扱いファイル・リスト化についてどのように対応していくかについては、現在検討しているところであります。議員がおっしゃられるとおり、その新たな個人情報ファイルも件数としては少ないというのであればリスト、その作成にあたってペーパー、通年のそのシステムに関する経費を考えると、ペーパーでもよろしいのではないかというご指摘も十分分かりますが、現在そのファイルを作成した後はそのファイルを国とのやりとり、あくまでもリストになる、リストといいますか、どういった項目の個人情報を取り扱っているかというそのファイル自体の相互での電子化といいますか、そういうことでのやりとりも出てくるということで、現在件数は少ないものの、システムによってこの制度に対応していこうということで考えているところであります。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 加藤建設環境課長。
- ○説明員(加藤善幸建設環境課長) それでは河川総務費排水機場の操作員謝礼についてでございます。こちらの方の中身につきましては、三川町で管理しております袖東排水機場、それから歌枕排水機場、それに加えて、成田排水機場の3ヵ所の排水機場における操作員の謝礼でございます。

増額の要因でございますけれども、本年度春から現在まで増水それから天候不順等によってかなりの時間、排水機場それから樋門等の待機が生じております。当初予算で準備しておった金額で現在賄っておるわけでございますけれども、今後の台風等の状況、それから天候不順の状況が読めないということがありまして、そちらの方に対応するために所要額を補正させていただきたいということで考えておるものでございます。なお、こちらの方の費用に対して、国の方から排水機場管理の委託金という形で一部お金が入っているわけでございますけれども、こちらの方につきましては、今後の稼働状況等を見ながらその動向を見て判断させていただきたいということで考えておるところでございます。以上です。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 中條教育課長。
- ○説明員(中條一之教育課長) 冬季のバス運行にあたりまして、今回なぜ補正が生じたかという部分を整理してみますと、まず東郷小学校でのバス利用につきましては、冬季になりますと1、2年生の送迎、それから遠い地域については6年生までの送迎がございます。また、今回、学童保育に通われる子どもたちの送迎もあるということで、当初は1年生2年生の人数とか、遠くの地域から来ている子どもたちの人数の把握はできていたわけなんですが、学童保育の人数が当初よりもやはり多かったという部分で、それぞれのバスにつきましては定員がございますので、そのバスをうまく回して運行を図ろうというように考えていたんですが、どうしてもバスに乗りきれない子どもが出てくるという状況が生じました。そのために1台やむを得ずバスの方を追加するということでの補正になっております。特に一斉下校をする曜日が月曜日と金曜日というように定められておりまして、その日に限っては各学年子どもたちが一斉に下校しなければならないとなると、その結果から乗りきれない子どもたちが出てくるという状況でございます。それによって今回バスを1台追加して、その曜日に限っての運行になりますが、35日間のバスの追加ということでなったものでございます。

それから、学童保育に対しての考え方というか、学童保育へのスクールバスの運行にあたっての考え方でございますが、教育委員会といたしましては、学童保育に帰ることも自分の自宅に帰ることと同じように、まずは下校ということでは同じ解釈をしているところでございますので、スクールバスの運行が学童保育の場合は対象にならないとか、補償にならないというようには考えていないところでございます。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 6番 鈴木淳士議員。
- ○6 番(鈴木淳士議員) それでは再度確認の意味で最初に質問しました個人情報保護ファイルの関係なんですが、先程説明がありましたとおり、ペーパーベースでの管理は今現在も行っているし、状況によっては継続も可能ということのように理解しておりましたけれども、国がどうしても電子情報での提出を求めてくるという説明もありましたのですが、これが電子情報以外受け付けないという国の姿勢なのか、ペーパーでもやむなしと、PDF 化したものでもオーケーというような立ち位置で国が動いているのか、その辺を含めてぜひ負担軽減を図るという意味での町の考え方をもう一度お示しいただきたいと思います。

それから、スクールバス関係の委託料についてなんですが、最後の部分で学童保育所への 送迎に関しては下校と同じ解釈ということでの答弁がありましたが、その解釈をしているの は、三川町教育委員会での解釈かなというように思うところでして、法的に問題がないもの かどうかという部分についての見解をもう一度お願いしたいと思います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 髙橋総務課長。
- ○説明員(髙橋誠一総務課長) 先程各自治体、市町村と総務省といいますか、個人情報の取り扱いの省庁になりますので、そこでどういったものを作成そして公表しているかということについては、そういった電子媒体といいますかシステム等でのやりとりということで聞いているところであります。必ずというような話では、私資料を読んだ限りでは、そのようなことを想定しているということでの話でありました。

ただ、作業としてはシステムでありますので、どういった情報といいますか、業務を何々ということで、その業務名を打ち込むことであと何の項目の個人情報を収集しますということでのチェックをつけるような形になりますので、個々がいわゆるパソコンに向かって、ワードなりエクセルを作成するよりはシステムを立ち上げていただく中で容易にそういった収集する内容等が作成でき、それを一元的にシステムで全体を把握できるということで、逆にそういった職員の負担といいますか、それを統括いたします当課としての負担も軽減になるものということで見込んでいるところであります。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 中條教育課長。
- ○説明員(中條一之教育課長) 冬期間のバスを学童保育まで運行するにあたっての法的な問題というようなご質問でございましたが、本町の場合は学童保育について各小学校に隣接したような形での学童保育の設置ができなかったというか、本町では1ヵ所に学童保育の拠点を設けまして、そちらの方に各小学校の方から学童保育に来ているという状況になっております。当然、夏場につきましても、各小学校でなかなか距離の遠い横山小学校、それから東郷小学校につきましては、バスにおいて送迎をしているという状況になっておりまして、冬

期間だけでも当然、そういった部分についてはバスによる送迎が必要になってくるということでございます。

そういった中で学童に帰るということは、自宅に事情によって帰れない子どもたちが保護者の方々が迎えに来てくれる時間帯まで学童保育所に、自宅と同様な形で学童の方で待つような形になりますので、そういう意味から考えれば学童保育所も自宅と同じような考え方というように認識はいたしているところでございます。教育委員会としての理解というよりも、そういった一般的に学童保育所という施設の必要性、昨今のこういった事情、学童保育を利用する子どもたちが増えている中で、このような対応というのは特に問題として指摘されるものではないというように認識をしております。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田徳久議員) 先程から質問が続いておりますけれども、産地生産基盤パワーアップ事業であります。環境保全型農業直接支払交付金では、土壌分析、堆肥成分の検査を行って令和4年度は行っているわけであります。すでに土壌分析は行っているわけであります。 先程の説明で、今年の11月と来年3月と言いましたけれども、秋散布しようが3月には堆肥は耕起して混ざって初めて分析できるものだと思います。ただ、平場に堆肥を振ったから、それを避けて分析しても成分調査にはなりません。これをやるとすれば、令和5年度分の調査、そして令和5年度の11月で調査ということになりますので、県から示されているかは分かりませんが、この土壌分析を行う場合の実態が異なりますので、それで県の補助対象に漏れるということのないようにお願いしたいと思います。

そして、先程三川町の農協の堆肥センターは登録されているからよいということでしたけれども、例えば畜産農家等から購入した場合は該当にならないということであります。環境保全型農業直接支払交付金の場合は一筆ごと30a全部振る前に写真を撮って、全部振っている現状、振り終わった現状もすべて写真に撮って報告しておるわけです。そして、その事業に対しては畜産農家から購入伝票、きちんと領収証も一緒添付にしているわけです。そういう環境保全型農業直接支払交付金、畜産農家から買っているものが該当にならないということになりますと、現場で混乱が起きると思いますが、その対応。そしてそういう場合は町では申請はしましたけれども、該当ならない場合は従来どおりの環境保全型農業直接支払交付金の補助事業で大丈夫なのか伺います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 須藤産業振興課長。
- ○説明員(須藤輝一産業振興課長) ご質問にお答えいたします。まず、第1点目の土壌分析の時期ということでございますが、先程もスケジュールにつきまして、簡単にご説明をいたしましたが、本事業につきましては令和4年度と令和5年度の事業ということになります。令和4年度につきましては、現在の作付けされている部分の収穫が終わって、その後に分析用の土壌の採取ということになります。これは通常秋散布が11月から12月ぐらいに散布されることと思いますけれども、その散布の前に土壌の採取をしていただいて、散布前土壌というサンプルを一つとっていただきます。そして、通常ですと春散布というものが年度を超えて4月ぐらいに散布されるという方もいらっしゃると思うんですが、今年度につきまして

は令和4年度事業ということでございますので、3月中に春の分の散布をしていただきまして、支払いまでも完了していただくと。つまり令和4年度事業として散布までを実施をしていただいて、その後令和5年産の作付けをして、それが終わった後の9月、10月に作付けをとった後の土壌のサンプルということで、令和5年度に土壌採取と分析を行うということで、こちらが令和4年度と令和5年度の2ヵ年の事業になるということでございます。

通常ですと、その当該年度の例えば早い段階で作付け前ということで、例えば4月か5月に散布前の土壌のサンプルをとって、その後に散布をしてその年の作付けをして作付け後の土壌という形があれば1年の年度で終わるわけですけれども、本町の場合は秋散布というものがございますので2ヵ年にわたる事業になっているというところでございます。

そしていわゆる堆肥組合以外の肥料製造の方からの肥料の購入についてということでございますが、先程もお話をいたしましたが、本事業につきましては、県に届出、製造及び販売の届出をされているというところが対象になるということでございますので、それ以外のところから購入して散布をしている場合につきましては、本事業ではなくてこれまで環境保全型農業直接支払交付金の対象になっているということであれば、環境保全型農業直接支払交付金の方の事業ということになるというところでございます。以上です。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田徳久議員) これは県への申請段階で土壌調査の年度別等で解釈の違いが出な いように、農家の人たちに迷惑かからないような対応をとっていただきたいと思います。

続きまして、農業集落排水事業の特別会計で4ページ、施設管理費210万円と同時に、下水道事業特別会計で5ページ、下水道事業で727万6,000円補正ですけれども、その要因を伺いたいと思います。これ質問回数が2回ですので要約しますと、農業集落排水事業、当町では何箇所も農業集落排水の施設があるんですけれども、年数が経っておりますので、劣化状況等によって補正になっているのか、他の集落の施設は大丈夫なのか伺いたいと思います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 加藤建設環境課長。
- ○説明員(加藤善幸建設環境課長) 最初に農業集落排水処理事業の施設管理費の部分のご説明をさせていただきます。修繕費につきましては、各処理場毎日稼働しているということで、やはりその施設について稼働途中に壊れてしまうものが多々ございます。そちらの方につきまして、今回修繕をしたいということで挙げているものでございまして、具体的には猪子それから門前等で故障したものを修繕したいということで考えているものでございます。なお、こちらの方につきましては、やはり先程申したとおり、全施設毎日24時間フル稼働しているという、常に稼働しているということがございまして、いつ壊れるか分からないという部分もございまして、そちらの方を注視しながら安全にそれから継続的に稼働できるように対応をしているところでございます。

続きまして、測量設計それから管路施設等の工事費でございます。こちらの方につきましては、住民等の方から新しい取り出し管、汚水枡をつけてほしいという申し出等がございまして、 こちらの方に対応をしたいということで考えたものでございます。

続きまして、公共下水道の部分でございます。公共下水道事業の特定環境保全公共下水道設

計業務委託料になってございます。こちらの方につきましては、新しい管路の設計をしたいということで予算化したものでございまして、具体的には袖東それから桜木地内の新しい管路が増えるということが見込まれるということで、そちらの方の設計を事前に進めておきたいというものになってございます。

続きまして、管路敷設等工事請負費につきましては、先程農業集落排水でも申しましたとおり、住民それから業者等の方から新しい取り出し管をつけてほしいという声が相談等ございまして、そちらの方に対応するということで予算化をしたいというものでございます。以上です。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で質疑を終了します。
- ○議 長(佐藤栄市議員) これから討論を行います。 討論はありませんか。

(なしの声あり)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 討論なしと認めます。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で討論を終了します。
- ○議 長(佐藤栄市議員) これから採決します。各会計補正予算5件を一括して審議しました が、採決は区分して行います。

最初に、議第43号「令和4年度三川町一般会計補正予算(第4号)」の件を採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第43号「令和4年度三川町 一般会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり可決されました。
- ○議長(佐藤栄市議員) 次に、議第44号「令和4年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第44号「令和4年度三川町 国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 次に、議第45号「令和4年度三川町介護保険特別会計補正予算(第 1号)」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第45号「令和4年度三川町 介護保険特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 次に、議第46号「令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計補 正予算(第1号) | の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議 長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第46号「令和4年度三川町

農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) 次に、議第47号「令和4年度三川町下水道事業特別会計補正予算 (第1号)」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第47号「令和4年度三川町 下水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 日程第9、請願第2号「「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める請願」の件を議題とします。

本件について、紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。6番 鈴木淳士議員。

○6 番(鈴木淳士議員) 請願受理番号2、「「消費税インボイス制度の実施延期を求める意 見書」を政府に送付することを求める請願」につきまして、その趣旨を説明いたします。

インボイス制度が実施されますと、個人の建設業、中小事業者、農業者や各種フリーランスの事務や消費税負担の増加に繋がり、消費税の免税事業者に新たな負担を強いることから、コロナ禍から再起を図る事業者の重い足かせとなりますので、インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求めるものであります。

議員諸兄からの賛同をよろしくお願い申し上げます。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で、請願の趣旨説明を終わります。 ただいま議題となっております請願第2号について、会議規則第91条第1項の規定により、総務文教常任委員会に審査を付託します。
- ○議 長(佐藤栄市議員) お諮りします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45 条第1項の規定により、7日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定したいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。 したがって、本件は、7日中に審査を終えるよう、期限を付けることに決定しました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 次に、日程第10、請願第3号「「シルバー人材センターの安定的な事業運営のための適切な措置を求める意見書」を政府に送付することを求める請願」の件を議題とします。

本件について、紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。6番 鈴木淳士議員。

○6 番(鈴木淳士議員) 請願受理番号3、「「シルバー人材センターの安定的な事業運営の ための適切な措置を求める意見書」を政府に送付することを求める請願」について、その趣 旨を説明申し上げます。

インボイス制度が導入されますと、シルバー人材センターの会員が新たに消費税の課税事業者となることを選択し、シルバー人材センター事務局に対して適格請求書を発行しない場合は、会員に支払う配分金に係る仕入税額を控除できなくなり、預かり消費税分を全額納税しなければならないこととなります。こうしたことから、シルバー人材センターの安定的な

事業運営に支障が生じることのないよう、適切な措置を求める意見書を政府に送付すること を求めるものであります。

議員諸兄の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長(佐藤栄市議員) 以上で、請願の趣旨説明を終わります。 ただいま業期 k なっております きゅうして、今業担別第0.1条第1項の担

ただいま議題となっております請願第3号について、会議規則第91条第1項の規定により、産業建設厚生常任委員会に審査を付託いたします。

○議 長(佐藤栄市議員) お諮りします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45 条第1項の規定により、7日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定したいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。
 - したがって、本件は、7日中に審査を終えるよう、期限を付けることに決定しました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 次に、日程第11、請願第4号「「水田活用の直接支払交付金」の 見直しを中止し、すべての農家への支援策強化を求める請願」の件を議題とします。 本件について、紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。5番 砂田 茂議員。
- ○5 番(砂田 茂議員) ただいま上程されております請願第4号、「「水田活用の直接支払 交付金」の見直しを中止し、すべての農家への支援策強化を求める請願」の趣旨説明をいた します。

政府は昨年11月に新たに26万tの主食用米生産量の削減と「水田活用の直接支払交付金」の見直しを発表しました。畔があっても水路があっても5年間に1度も水張りをしなければ交付対象水田から外すというものです。米の過剰に対応するとして政府が推進してきた米政策、減反、転作に協力してきた農家への打撃となり、食料自給率の低い転作作物のさらなる自給率低下が危惧されます。「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農業経営の安定を図ることを国に求める意見書の提出をお願いするものであります。

議員諸兄の賛同をお願いいたします。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で、請願の趣旨説明を終わります。 ただいま議題となっております請願第4号について、会議規則第91条第1項の規定により、産業建設厚生常任委員会に審査を付託いたします。
- ○議 長(佐藤栄市議員) お諮りします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45 条第1項の規定により、7日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定したいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。 したがって、本件は、7日中に審査を終えるよう、期限を付けることに決定しました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 本日の会議時間は、夜間議会により、会議規則第8条第2項の規定 により、本日の議事日程が終了するまであらかじめ延長しますので、ご了承願います。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 暫時休憩します。 (午前11時44分)

○議 長(佐藤栄市議員) 再開します。

(午後 5時00分)

○議 長(佐藤栄市議員) 日程第12、「一般質問」を行います。

一般質問は7名の議員から通告がありましたので、通告順に行います。なお、一般質問は、申し合わせのとおり、答弁時間も含めて質問者1人につき30分以内とします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者も答弁者も明快、簡潔にその要点を得るよう、特にご留意願います。 最初に、1番 小野寺正樹議員、登壇願います。1番 小野寺正樹議員。

- ○1 番(小野寺正樹議員)
 - 1. 活気あふれる老人組織と 1. 老人連合会の推進と今後の支援策について所見を伺う。 活躍できる体制整備につ

いて

2. 空き家を利用した老人クラブの産直施設運営や、空き家を利用した高齢者の居場所づくりについて所見を伺う。

通告に従い、令和4年第4回三川町議会定例会において、一般質問を行います。

- 1、活気あふれる老人組織と活躍できる体制整備について。
- (1) 老人連合会の推進と今後の支援策について所見を伺います。
- (2) 空き家を利用した老人クラブの産直施設運営や空き家を利用した高齢者の居場所づくりについて所見を伺います。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 阿部町長。
- ○説明員(阿部 誠町長) 小野寺正樹議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の老人組織について、1点目の老人クラブ連合会に関するご質問でありますが、 老人クラブは生きがいづくりや、地域に根ざした社会参加活動として、会員相互の交流活動 や友愛訪問の他、地域社会への奉仕活動なども行っており、町といたしましては、高齢者地 域活動支援事業として老人クラブ連合会やそれに加盟する単位老人クラブの活動を支援して いるところであります。

近年、老人クラブ連合会からの単位老人クラブの脱会が続いており、いかにして歯止めを かけ、組織として存続させていくかが大きな課題であると認識いたしているところでありま す。

今後も、生活様式や価値観の多様化が予想される中、高齢者の生きがいづくりや健康づくり事業の充実を図り、その中から自分に合った活動を選択できるように、社会福祉協議会等関係機関との連携を強化し、その体制づくりの充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の空き家を利用した高齢者の居場所づくりに関するご質問でありますが、高齢者を対象とした百歳体操やミニサロン事業等については、町内会公民館を拠点として活動できていることから、現時点においては、空き家等の活用については、考えていないところであります。

以上、答弁といたします。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 1番 小野寺正樹議員。
- ○1 番(小野寺正樹議員) それでは質問させていただきます。

初めに老人クラブ連合会の推進についてお聞きしますが、その前に老人クラブ連合会では個人の入会もでき、特に男性のなり手が極端に少ないと聞いています。町長にお聞きします。町長は老人クラブに加入していますか。もし加入していないとしたら、その理由はいかがなものでしょうか。お聞かせ願います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 阿部町長。
- ○説明員(阿部 誠町長) 小野寺議員の質問に直接お答えするとなれば、私は今老人クラブの 会員ではありません。と申しますのも、これは各単位クラブの加入年齢ということについて は、本来であれば60歳からは加入できる、言うなれば資格があるというような状況なわけ でありますが、単位クラブとして特に今までの経過の中においては親子での会員、それとや はり今の社会情勢の中においてはもう60歳を超えても、現役で職場での仕事、あるいはそ れぞれの活動範囲が広いこの状況の中においては、やはりその部分の選択肢というようなことで、65歳あるいは70歳からの加入を求めているというこの単位クラブもあるというようなことから、それぞれの単位クラブの事情があるということで、私はそのような対応をいたしているところであります。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 1番 小野寺正樹議員。
- ○1 番(小野寺正樹議員) ありがとうございました。町長はまだまだ当然若いので、ますますこれからの活動を期待しております。

老人クラブとは、発足当初から健康、友愛、奉仕の活動に取り組んできました。高齢者が人口の1/4、超高齢化社会の中でいち早く問題点を洗い出し、活動のしやすい体制づくりを推し進めることが最も大事な役割と考えております。三川町での活動の一部を紹介すると、健康面ではグラウンドゴルフ、輪投げ交流、健康診断、高齢者いきいきフェスティバルの開催、また、人気の百歳体操が多くの町内会で執り行われております。友愛活動では、高齢者の介護予防や居場所づくり、元気塾からの住民主体型事業としてにこにこメイトに委託した「よれちゃ家」がスタートしました。こちらの事業には多くの人が集い、大変好評の事業と見受けられます。奉仕活動では、町道の花壇づくり、地域のパトロール、見守り活動、ごみ出し、声掛け、防犯・防災の抑制など多くの活動を担い、地域の主体的な取り組みを行っています。

しかしながら、低迷が続き、加入者数、老人連合会では4クラブ、上町、中町、土口、袖東の四つの団体になっております。会員数は260名。個人会員がその中で25名と極端に減少に至っております。理由については、役員の負担が大きく、役員のなり手がいない。その要因として単位クラブにおける会計処理や補助金申請、事業報告、市町村老人クラブ連合会の事業の参加の申し込み手続や書類の作成など提出物が多く、複雑化して事務手続が煩わしいなどが挙げられております。

この問題に対して、県老人クラブ連合会では、今年度よりモデル的に事務お助け隊の専従

職員が指導を行い、現在では県内2ヵ所をモデルとして取り組んでいるようですが、まだまだ三川町に関しては先のように思われます。早急な手立てとして対応を検討しなくてはと考えますが、町の考え方をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 鈴木健康福祉課長。
- ○説明員(鈴木武仁健康福祉課長) 老人クラブも含め、町内には他にも社会教育団体、社会体育団体、多数の任意組織が存在しております。高齢化や趣味、また、雇用の延長や高齢になっても現役で仕事をする方など、余暇時間の使い方も含め、生活様式が多様化してきたため、会員数が減少し、存続が困難になってきたあるいは解散してしまった団体もございます。その多くの団体が抱える問題の一つが事務を担う役員が不足しているということだということは認識いたしております。そういった任意団体への事務支援となりますと、数多くの団体があるため、町ですべての団体に事務支援することは今のところ考えておりません。

例えば、老人クラブのことを考えれば、一つの方法として町内会に依頼して、町内会役員から事務作業を支援してもらうなど、単位組織で協力し合って経費を負担し、事務作業を共同で委託するという方法もあるかと思います。しかし、いずれにしても任意組織であるため、助言はできても会の運営は会で決めることになるのかなるかと思います。以上です。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 1番 小野寺正樹議員。
- ○1 番(小野寺正樹議員) 大変厳しい返答をもらいましたけれども、なかなか先の見えない問題が山積しているといった部分で共に認識はしているかと思いますけれども、先程から言っているように待ったなしの現状にいち早く手当てをしないと、三川全体の老人クラブに響いてしまいますので、何とかその辺の考え方をいま一度考え直していただければと思っております。

話を聞きますと、現在連合会に入らなくても活動に支障がない、入ってもメリットがないなどの意見があります。例えば、連合会として町のバスは使えても、連合会に所属していない老人クラブでは使えないなど、以前は使えた時期もあったと聞いていますが、バスの中での飲食などで貸し出ししなくなったと聞いております。問題を整理しながら、前向きにぜひ検討してもらいたいと思います。

次に、空き家を利用した高齢者の居場所づくりを提言したいと思いますけれども、先程から町長からは今のところ空き家を利用したそういった場所づくりに関しては考えていないといったような答弁をいただきましたけれども、ぜひ私の考え方をいま一度聞いて参考にしてもらえればと思いますので、よろしくお願いいたします。

現在、イオンをはじめ多くの大型商業施設が立ち並ぶ反面、地元にあった商店が閉鎖し、 私の住む押切地域に関しても以前は十数店舗あったものの今では数店に減り、地元の活気も なくなり、交通弱者の高齢者にも不便な状況が続いています。そんな中、地元高齢者の生き がいづくりや商店の空き家を利用した、高齢者自らが運営し、農産物の提供から販売まで手 掛けることができれば集いの場、地元のにぎわい、お小遣い稼ぎなどになるのではないでしょ うか。例えばですが水曜日と土曜日の週2回、販売の朝市的な取り組みで、8時前に開店す る産直店であります。高齢者の皆さまに話を聞いてみますと面白い取り組みで行ってみたい といった声もあります。最初のうちは農産物などの品数が少なく、産直店などの協力をいただきながら、2号店的な位置づけで運営し、事務的作業も兼ねてもらうなど形づくりができるのではないでしょうか。産直店では売り上げは伸びるし、事務局を兼ねてもらえるし、まさに一石二鳥ではないでしょうか。ビジネス感覚がなければ長続きしないと私は考えております。

私は、今の田田に30年前、店内には商品販売がなく地元の生産者5人で田田の入り口を借りて農産物の販売を手がけたことがあります。店内での販売は許してもらえず、野外での活動となりましたが、毎週2回の夕市的な販売を行いました。特に夏場は虫が集まり、冬場は寒く、2、3年は取り組んだ記憶がありますが、無人販売を手がけたころより客との信頼関係がなくなり諦めた経緯がありますが、あれはあれで楽しかった記憶がよみがえります。

現在議員になり、地元で毎週土曜日に執り行われている百歳体操にもたまに参加させてもらっていますが、参加者も多いときで30人近く集まり、大変好評の活動と見受けられますが、この高齢者の皆さまを見ていると、もっともっと活動の場さえあれば、様々と活躍ができると私は信じております。なぜなら、このメンバーの中心的な人たちは、前に音読会を開催した人物が多く、大変好評な事業だと私も今でも思っております。ぜひモデル地域を策定し、問題点などを探りながら、最終的に三川全体に広がることができたら大変すばらしいことだと考えております。

生きがいを持って孤立せず、コミュニティの中で生き生きと寿命まで健康で暮らしていけるよう、今自治体のリードが必要だと私は思っております。高齢者の生きがいづくり、地元の農産物の販売、空き家対策といった分野に躍進できる取り組みと考えますが、この部分に関しましては特に大きく三つの分野に関連いたしますので、細かくお伺いしますけれども、まず1点目、先程高齢者の生きがいづくりに関しましてはお話がありましたので、地元の農産物の販売と空き家対策に関して、私は先日農林水産省などに行ったときに、こういった取り組みに関しては、様々な組み合わせによって8割近い助成が受けられるといったような話を聞いております。例えば、地元の農産物の販売支援、そして空き家対策といった部分、そして先程言った生きがいづくりといった部分の組み合わせを、いかに町側が考えていけるかが、焦点と思いますけれども、まず1点目、地元の農産物の販売に関して意見をお聞かせ願いたいと思います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 須藤産業振興課長。
- ○説明員(須藤輝一産業振興課長) ご質問にお答えをいたします。ただいまいただきました意見につきましては、大変にすばらしい意見というようには考えております。高齢者の方々の生きがいづくりとともに、実際的に身体を動かすことによっての健康づくりというものも、当然担保できるというように考えますし、あるいは朝市的な部分ということで、三川町に新たな魅力の創造ということも想定できるかというように思います。

ただ、先程来お話になっていますとおりに老人クラブ連合会への加入が少ない、あるいは 単位クラブ老人クラブへの組織率が悪いというような状況の中で、町長答弁にもございまし たが、新たな活動の場を求めて活動していらっしゃるという高齢者の方が多いように捉えて おります。その中で、一つの方策としてご提案をいただいているような形をとることは可能 かと思いますけれども、当然いわゆる起業というものは若い方に限ることではございません ので、ぜひ行政なりあるいは他団体からの提案だけでなくて、ぜひご自分たちからむしろ利 益利潤を追求しながら明るい老後のために、自ら健康づくりあるいは生きがいづくりを創造 するという意味でも、ご提案いただいた件につきましては大変すばらしいことと思いますの で、機会があれば関係団体等とも連絡をとり合いながら、実現に向けて取り組んでまいりた いというようには考えます。

ただ1点だけ、今後担当課からのお話があると思いますけれども、空き家利用というものを考えたときに、クリアするべき様々な問題課題等があるのかなということは考えておりますので、実現に向けての取り組みとともに、その辺の課題解決に向けた取り組みについても、一つずつ乗り越えていかなければならないのかなというように考えているところでございます。以上です。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 1番 小野寺正樹議員。
- ○1 番(小野寺正樹議員) ありがとうございました。地元の農産物、当然、皆さんイメージはつくかと思いますけれども、各家庭には多かれ少なかれ畑を持っている家庭が多く見受けられます。わが家でも畑もありながら、近所の人からおいしい漬物をいただいたり、そしてあるときには農産物をいただいたりしております。お互いに物と物との交換とかも大変賑やかで大変うれしく思うところでございます。そういったやはり地元ならではの産物を取り扱うこともやはり私は地元の農産物のPRには大きなメリットがあると思いますし、やはりそれを売ることによってさらに良いものを作る、そして売れる喜びを味わえる、先程言ったとおり、この余った若干のお金が出た場合、孫、ひ孫にお小遣いをあげることもできる。当然、自分自身もそういった部分で温泉に行くこともできますし、ぜひそういった前向きな取り組みを考えていただきたいと私は思いますので、一つよろしくお願いします。

また、空き家問題に関しましては、今も答弁の中に様々な問題があるといったような話をお聞きしました。先程から言っているとおり、押切地域に関しましては数十店舗あった店舗の空き家が多く見受けられます。私はこの一般質問する前に事前にそういった空き家の店舗の方にお話を聞いてみますと、今後、使い道もなく、ぜひそういった考えがあればご利用いただければ大変ありがたいものだといったような話も聞いておりますし、もともと商店ですので、そういった部分では大きな改装等も要らなく利用できると私は考えております。問題は、やはり先程から言っている経理的な部分ができるのか。その部分では、ぜひ、産直店、三川町にはマイデル、そして産直みかわがありますので、そういった組織と協力を密にしながら農産物の提供、そして農産物の足りない部分を提供していただいて、朝市でございますので、朝行って2時間ぐらい行ったら、このまま農産物を各産直施設で取り扱う的な観点があれば、特に無駄もなくなりますし、各産直店にもまた品数が多く並ぶそういった特色のある農産物が並ぶといったメリットが大きく私は作用すると思いますので、ぜひ検討のほどよろしくお願いします。

それでは、空き家に関しまして当初町長からも話はあったんですけれども、再度担当課の

もし意見があればお願いしたいと思います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 加藤建設環境課長。
- ○説明員(加藤善幸建設環境課長) それでは空き家の活用という部分でございます。先程町長の方からも答弁がありましたとおり、町の方で、現在高齢者の居場所づくりに関する空き家の活用については考えていないという答弁あったところでございます。

ただ、その空き家等について使いたい方がいらっしゃった場合、また空き家の所有者も活用を図りたい、そういう思いがあった場合、こちらについては町の方に入っている情報を使いながら、そのマッチング、使いたい方それから所有者をいかに繋ぐことができるか、そちらの方を応援していきたいということで考えているところでございます。以上です。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 1番 小野寺正樹議員。
- ○1 番(小野寺正樹議員) 我々人間といいますのは、やはりいつでも前向きに前進するべきだと私は考えております。やはり考えを孤立せず、様々なアイデアを取り入れ、様々な人の話を聞きながらそういったまずは取り組んでみるといった体制が私は必要かと感じておりますので、ぜひまた持ち帰り検討していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

先日、百歳体操に行った際に、あるご高齢の大先輩からこんな意見をいただきました。「老化と加齢は違う。自分自身に合った歩幅で歩くことが大切だ」と言われ、帰ってから言葉の意味を考えさせられました。調べてみると加齢は時間の経過とともに平等に訪れますが、老化は少しでも緩徐にして、自らの健康を守ることができ、これにより健康寿命の延長が可能となります。老化とは、加齢に加えて好ましくない生活習慣の積み重ねで進展します。両親から与えられた身体を大切にして、なるべく健康で生きていきたいものです。

「自分自身に合った歩幅で歩くことが大切」に関しては、「生活サイクルを大切にし、無理なく進みなさい。急ぐと転んだり、怪我をしたりするから」、高齢者であっても自らの考えで行動することが大切で、先程も話をされておりましたけれども、「させられているのではなく、自らが自主的に取り組む内容でないとだめなのだ」とご助言を頂戴したように感じました。ありがとうございました。

私はぜひ地元の議員としまして、そして地元がリーダーシップをとりながら三川全体に活気あふれるまちづくり、当然高齢者問題、そして子育て問題等も多く山積しております。けれども、私は一つずつテーマを重ねながら追求してまいりますので、今後とも地元の皆さんとともに飛躍をすることを誓い、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で1番 小野寺正樹議員の質問を終わります。次に、4番 佐久間千佳議員、登壇願います。4番 佐久間千佳議員。
- ○4 番(佐久間千佳議員)
 - 1. 部活動の地域移行につい 1. 令和5年度以降、段階的に学校部活動から地域部活動への 移行が文部科学省より示されているが、地域移行に向けた取り組み状況を伺う。

- 2. 移行にあたり、体育協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団などの各種関係者で構成する協議会が重要だと考えるが、取り組みへの考えを伺う。
- 3. 休日の指導を希望する教師について、兼職兼業の許可のも と従事できるという考えが示されているが、許可の仕組みや 運用について検討状況を伺う。
- 4. 少子化の影響が大きい地域では、市町村を越えた他校との合同部活動の推進や、近隣であっても「拠点校方式」による合同部活動の実施が推進されると示されている。現状と今後の推進について伺う。
- 5. 児童・生徒の多様化するニーズに合った活動機会の充実を どのように図っていくのか、また学校と地域が協働した部活 動による愛校心、地域愛の醸成について見解を伺う。

令和4年第4回三川町議会定例会において、通告に従い質問をいたします。

一つ、部活動の地域移行について。

令和5年度以降、段階的に学校部活動から地域部活動への移行が文部科学省より示されていますが、地域移行に向けた取り組み状況を伺います。

移行にあたり、体育協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団などの各種関係者で構成する協議会が重要だと考えますが、取り組みへの考えを伺います。

休日の指導を希望する教師について、兼職兼業の許可のもと従事できるという考えが示されていますが、許可の仕組みや運用について検討状況を伺います。

少子化の影響が大きい地域では、市町村を超えた他校との合同部活動の推進や近隣であっても、拠点校方式による合同部活動の実施が推進されると示されています。現状と今後の推 進について伺います。

児童生徒の多様化するニーズに合った活動機会の充実をどのように図っていくのか。また、 学校と地域が共同した部活動による愛校心、地域愛の醸成について見解を伺います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 鈴木教育長。
- ○説明員(鈴木孝純教育長) 佐久間千佳議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の部活動の地域移行に関しまして、1点目と2点目のご質問につきましては、 関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

中学校部活動は、生徒がスポーツ等に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・主体的な活動

を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自主性の育成にも寄与するものとして、大きな役割を担ってきたところであります。子どもたちも、中学校での部活動は、自分自身を鍛え、成長させてくれる大切な学校活動の一つとして受け止めております。しかしながら、昨今少子化による部員不足から廃部や休部に追い込まれるなどの課題もあり、さらには教員の長時間勤務の要因として部活動は大きな問題となっていることも事実であります。このような課題や問題を解決すべく、国の有識者会議において部活動の地域移行がまとめられ、文科省でも教員の働き方改革の一環から、「部活動は必ずしも教員が担う必要のない業務」として位置づけられました。

特に休日については、令和5年度以降3年間をかけて休日部活動は地域において担う仕組みに順次移行するとの方針が示されたところであります。

本町では、今年度から休日の部活動の段階的な地域移行に向けて現在検討を進めている段階であり、町のスポーツ等関係団体や、中学校部活動の外部指導員及び保護者代表の方々への説明会を実施するなど、広く意見聴取を行いながら、地域としての受け皿をどのように構築するか協議している段階であります。

次に、3点目の兼職兼業の許可に関するご質問でありますが、部活動が地域に移行された場合、休日の指導を希望する教師等は、兼職兼業の許可を得た上で地域部活動の運営主体の下で従事することを可能としています。実際の許可と運用については、服務を監督する教育委員会等により適切に対応することになっていることから、今後、県が示す方針に基づきながら検討してまいりたいと考えております。

4点目と5点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。現代の少子化の中で、子どもたちの多様なニーズに合った活動機会を可能な限り確保していくためには、他の中学校との合同部活動を編成するなど、合理的で効率的な部活動の推進が図られることも必要であると認識しているところであります。特に本町のような小さな自治体において、チーム編成や大勢の生徒を必要とする活動を維持存続していくためには、合同による活動という選択も視野に入れながら整えていく必要もあるものと考えております。

今回の部活動の地域移行については、学校と地域が連携・協働することが求められること から、教育委員会としても、地域と一体となって取り組んでまいりたいと考えているところ であります。

以上、答弁といたします。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 4番 佐久間千佳議員。
- ○4 番(佐久間千佳議員) それでは再質問させていただきます。まず初めに現在の三川町の 状況としまして、数値的なものを一旦整理しておきたいと思いますけれども、まず三川中学 校 195 人中、部活動に在籍しているのが 6 5%と、さらにクラブであったり校外活動に参加 している生徒を合わせると、まずは 8 4%の生徒が参加していると、何かしらの活動をして いると。また、小学校 3 校ありますけれども 403 人中 143 人、 3 5%ほどがスポーツ少年団 の活動をしているというように現状を受けとめるわけでありますけれども、教育長が答弁で おっしゃった有識者会議というのが、今年の 6 月に提言をまとめているようでありました。

その提言の中によりますと、まずは昭和61年の段階では生徒数約589万人がいると、それをカバーする教師というのが約28万人。一方、令和3年度になりますと生徒数約296万人、教員数、教師数として約23万人ということで、生徒数は50%ほど減少している状況にある。日本全体で見てですけれども。教師数は18%減ということで、まず1人当たり21人今まで見ていた、昭和61年の段階では見ていたところから、令和3年になりますと13人へと減少しているにもかかわらず、地域移行の動きが出ているということは、やはり学校側に求めるものが多くなってきて変わってきているということがこの数字を見ても分かるかというように思います。

教育長答弁でもありましたが、地域移行への動きというのが教職員の働き方改革、また少子化による部活動そのものの存続危機であったり、その存続危機による活動低下によって、スポーツ全体の魅力低下がおきているというような要因が挙げられています。本町において、そういった教員の働き方改革をもって現状として、そのような状況にあてはまるのかどうか。全国的に言われていることが、本町にとっては、本町の現状としてはどうなのかというところを町の捉え方を一旦お伺いしておきたいと思います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 中條教育課長。
- ○説明員(中條一之教育課長) ただいま佐久間議員から現在の三川中学校、そして各スポーツ 少年団の傾向等も含め、それに関わっての今回部活動の地域移行というような内容になって いるわけでございますけれども、その中で教員の働き方改革の現状が三川町の方ではどのようになっているかというそういう趣旨のご質問であったかと思います。

確かに子どもの人数が減り、教員人数も減っておりますが、子どもの人数に比べますと教 員の人数は減っていないというような現状の数値というものは示されているところでござい ますが、昨今の様々な社会情勢の中で、教員の抱える仕事というのが多種多様な形で様々な 面での業務の負担というのが増えているというような実態がございます。

部活動に限定した話ではございませんが、これに関しましては学校での学習指導面、それから生徒指導面での様々な負担というのが多い時代になってきておりまして、教員としての負担が非常に増えてきたという中で働き方改革が示され、その一部分といたしまして、今回部活動の地域移行というものが地域の中で担っていくというようなことが国の方針として示されたというような経過であるというように認識をしているところでございます。三川中学校におきましても他の中学校に漏れることなく、やはり様々な課題等もございますし、様々な生徒指導にあたっての問題点なども出てきている状況であります。

教員等の職務体系につきましては、今のところ、残業時間等も非常に多くなってきている中で、様々な工夫を凝らしながら、教員の皆さま方が生徒指導にあたっているというような状況でございますので、今現在のところはっきりとした数値として、私のところの手元にはございませんけれども、やはり全国同様に本町でも教員の働き方改革は必要なのではないかというようには認識しているところでございます。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 4番 佐久間千佳議員。
- ○4 番(佐久間千佳議員) 全国同様いわゆる負のスパイラルに陥っているのかなと。本町、

三川町に関しましてもやはり働き方改革をしなければならないほど教員の負担が増えてきて、家庭で本来は伝えるべき教えるべきことが、やはり学校側の負担という形で大きくなってきているのかなというように今の答弁を聞いて感じたわけでありますけれども、2項目目に関連するところに行きますが、日本スポーツ協会というところでは、総合型地域スポーツクラブの登録認証制度の運用を開始して質の向上とともに、地方公共団体との連携で地域課題の解決に向けた取り組みを促進するというように動いているようであります。スポーツ少年団であったり、総合型地域スポーツクラブと中学校の部活動の融合を図るといったような構想があるようでありますけれども、この2項目目、私も協議会が必要ではないかといった趣旨が、全く同じような考え方なのかなというように思いますけれども、その辺の見解をいまー度お伺いしたいと思います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 中條教育課長。
- ○説明員(中條一之教育課長) 日本スポーツ協会の方での取り組みということで、やはり今回 の部活動の地域移行ということは、非常に日本のスポーツ関係者の中でも大きな課題という ことで捉えているところであるかと思います。スポーツ協会の方でも、その受け皿となるも のが、どこで受け皿をつくるのか、その自治体によってスポーツ少年団が担ったりとか、さらには総合型地域スポーツクラブの方で、そういった中学校の部活動の受け皿となったりと か、様々な形が考えられる状況です。

それはそれぞれの自治体の方に今検討が任せられているという状況でございまして、どのような形になっていくかということを三川町として一番良い方法を現在模索しているという状況でございます。日本スポーツ協会の方でも指導の面でありますとか、また指導に関わる方々の様々な研修でありますとか、ライセンスの取得などについても、この中学校の部活動に関しては様々な動きがあるというようなことは情報として聞いているところでございます。これからは、その地域の中で部活動をどのように担っていくか、部活動の運営をどのように行っていくか。また、指導員をどのように確保していくか、なかなか各種団体だけで片づく問題ではないというように思っておりますので、地域のスポーツ団体の力を結集して、今後対応してまいりたいというように考えております。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 4番 佐久間千佳議員。
- ○4 番(佐久間千佳議員) まずは今後検討していくという段階ですので、これ以上は踏み込んで質問をしませんが、3項目目、やはり教員の兼職兼業がこの協議会といいますか団体をつくる鍵になってくるのではないかなという思いで3番目に質問を入れておりますけれども、この検討会議の提言の中では、今年度中に兼職兼業の考え方や労働時間管理、割増賃金の支払い等について整理を示すことというように提言されております。

やはり、今年度中にある程度道筋を立てていかなければならないという中で、教育長答弁の中には県の方針と、まずはそこが出てから検討するというような答弁だったかに思いますけれども、やはり本町でできることを準備していかなければならないのではないかなというように思っております。

まずは教員の指導については、異動であったり、退職にかかわらず、継続的に同じスポー

ツ団体で指導に関わることが携わることが望ましいというようなことが言われておりますし、 団体によっては指導を継続する意向の有無を踏まえ、教育委員会と連携し、継続的安定的に 指導者を確保できるよう留意する必要があるということで、大きい自治体ですと自分の自治 体の中で確保するということがある程度容易になってくると思いますが、やはり小さい自治 体である程度固いルールを作ってしまいますと、先細りになってくるのではないかなという ように思います。その兼職兼業に関しての検討状況をもう一度お伺いしたいと思いますし、 施設利用に関しても地域で使えるように指定管理制度等も検討するべきではないかというよ うに言われておりますが、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 中條教育課長。
- ○説明員(中條一之教育課長) この兼職兼業という考え方、この制度につきましてですが、今回の地域の方に部活動の指導、そういったものを地域が担うとなった際に、これまで同様教員の方々が同じ地域の中で指導にあたりたいという場合、その際には地域の指導者となって兼業兼職届を申請いたしまして、地域の教育委員会から認められた形で指導にあたることが可能というようなものが、この兼職兼業の許可というものでございます。

おっしゃいますとおり、指導者の確保というのが非常に大きな問題になってくるというように思います。これまで学校の先生がそういったスポーツ・文化活動の指導者として、また生徒に対しても生徒指導の面でも関わりながら部活動の指導にあたってこられたという部分がすべて地域の方で、今度は担っていかなければならないという状況になります。

そういった中では、地域の中で指導者を確保していかなければならないというような非常に大きな課題があるわけでございますが、そこに教師であるけれども、その指導に関わっていきたいと、地域のスポーツに自分も関わっていきたいというような熱い思いのある教員の方々が、地域の指導者となっていただけるのであれば、非常に町としても中学校としてもありがたいというように思っております。

この兼職兼業についての制度については、町の教育委員会の方で、具体的に取り決めをしていかなければならないという状況でございますが、おっしゃいますとおり、この決まりごとといいますか、取り決め事項について事細かにしてしまって、例えば自分の地域居住する地域でなければ指導者になれないだとか、市町村を越えてはならないとか、そういったような取り決めをする地域も検討されているということは聞いております。

国の方としましては、なるべく自分の教員の異動、異動に伴って指導の場所を次々と変えていくというのは望ましくないというような方向性が示されておりますので、ある一定の中学生、中学校とか地域の中での指導が望ましいということは考え方として理解はしております。

ただ、本町といたしましては、やはり三川町という規模の中で、すべての指導者を確保するということはなかなか難しいという実態もございますし、近隣の市町村からの協力と、それからそういった教員としても指導に関わってくれる方々からこの三川中学校の方でも指導にあたっていただけるような形での兼職兼業のあり方というものを検討してまいりたいというように思っております。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 4番 佐久間千佳議員。
- ○4 番(佐久間千佳議員) まずは労働時間管理であったり、割り増し賃金、また36協定等、様々な課題がこれから浮き彫りになってくるかと思いますので、ぜひやる気のあると言いますか、部活動を指導できる教師の確保に向けて、教育委員会としても前向きに取り組んでいただきたいと強く思います。

教育長答弁の中に部活動の役割といった答弁されておりました。自主性であったり、主体性または達成感の涵養といった内容が部活動の役割としてはあるというようにおっしゃられておりましたけれども、やはり部活動のこれまでの教育としての側面として、自己認識であったり、コミュニケーションスキルの向上による社会的能力の育成、また寛容さや公平さという倫理的成熟をもっての人間的成長があるというように私は思いますけれども、地域移行した場合、そういった教育的側面はどのようになっていくのか、考えがあれば教えていただきたいと思います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 中條教育課長。
- ○説明員(中條一之教育課長) 指導にあたっての教育的側面という質問でございましたが、指導にあたりまして地域の指導者の方々がこれからは今までの教育という部分を担っていかなければならないというようになります。今まで中学校の部活の中で様々な生徒指導も含めた形で、先生方が培ってきた、そういった指導というものを地域の中で、指導者の方々が担っていかなければならないというようになったときに、やはりその高い指導にあたっての技術力の他に、生徒に対する指導力というのが求められてくるのかなというようには認識をしております。様々な今回の地域移行にあたりましては、国の方としましても、そういった状況も課題として取り上げているところがございまして、この研修としてのプログラムを組んだり、受講に対しての様々な支援があったりというものも考えているようでございます。

また、指導者という部分についても、やはりある程度しっかりとした報酬なり、謝金というものを支払って、指導する方々も、今度は教員に代わって子どもたちと接して、そういった責任も非常に重くなってくるという部分もございますので、そういった業務を担いながら、謝礼等も発生はするわけでございますけれども、体制をしっかりと整えて、指導者の方々のレベルアップというか指導にあたっての様々な準備を進めてまいりたいというようには考えております。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 4番 佐久間千佳議員。
- ○4 番(佐久間千佳議員) すみません、私の質問の仕方が少し曖昧でした。指導者のスキルという話ではなく、教育的側面を地域移行した場合に担保できるのかと、そういった考え方が地域移行した際に、今と同じような考え方で継続できるのかということをお伺いしたかったので、最後に教育長にお伺いしたいと思います。

それと併せてですが、最後の愛校心であったり地域愛の醸成というところに関わってきます。教育長答弁では、地域一体となって考えていくというような答弁にとどまられていたかなと、具体的に愛校心であったり、地域愛の醸成に関しては触れられていなかったかなというように思いますので、質問いたしますが、近年、子どもの体力低下問題等の解決に向けた

アクティブ・チャイルド・プログラムというものがあります。

その三川版としてやはり幼少期より走る、蹴る、跳ぶ、投げる、また芸術文化的要素として、そろばんや習字、囲碁、将棋などの活動を総合的かつ継続的に子どもに経験してもらって、その子どもの資質を見極めるということが、子育て支援としては新たな柱になってくるのかなというように思っております。得意分野の発掘や生涯スポーツへの意識仕組みの創出というものが重要になってくるのではないかなというように思います。親であったり、子ども自身も自分の可能性というものは分かりません。やはり、三川町の新たな子育ての柱として独自性を持って他から選んでもらえたり、住んで良かったなと子育てして良かったなと思える取り組みの一つではないかなと。この地域移行、話は飛躍しますけれども、そのきっかけになるチャンスではないかなと思います。そういった取り組みについて先程の教育的側面と併せて教育長の考えをお伺いできればと思います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 鈴木教育長。
- ○説明員(鈴木孝純教育長) 先程の課長の話とダブるかもしれませんけれども、今、佐久間議員が今まで学校教育で担ってきたものをすべて地域に移行するのか、これは新たな展開です。というのは、学校教育をそのまま地域教育で補うことができるかというと、私はできないと思います。教員は教育の側面から子どもたちの様々な日常の学習状況、そして足りないところをクラブ活動で鍛える、そういうような日本の良い面もありました。

ただ、先程課長の方から答弁がありましたけれども、やはり地域移行しなければいけない。 いや、学校に戻すことはできません。では地域で何ができるか、やはり新たな展開を目指さなければいけない。ということで、私は学校は学校で様々な子どもたちのしつけにおいても様々な効果がありました。今度は地域に戻した場合には、地域の中で子どもたちを育て、そしてそれが地域愛に変わる。今までのクラブ活動が地域愛に欠けていると、そうは思いませんけれども、逆に地域の子どもは地域で育てると、そういう面から新たな私は子どもの教育が生まれるのではないかなということで思っています。

戻りますけれども、やはり私も体育協会、それからスポーツクラブ、それからスポーツ少年団、それから願わくは文化芸術的なものを含めた各種関係者で構成するような協議会、それを全部ひっくるめるのは機構とすべきか、でも実務的なものは協議会として各代表が出て、そしてその中でしっかりとした組織をつくり、そしてそのためには地域の子どもは地域で育てるという決意のもとで、学校あるいは地域、家庭が一体となった協力体制、こういうものを敷かなければいけないというように思っています。

私たちは、地域の大人から、大人と触れることによって様々なことを学んできました。やはり、今回の地域移行というのは、いわゆるそのクラブ、何て言いますかスポーツクラブでも中学生だけではなくて、大人と交わる場合もあるかもしれません。いわゆる多世代交流から地域社会を見つめ直す、そしてやはり地域の活性のチャンスになるのではないかなと、私は地域の子どもは地域で育てるという地域を挙げての協力が部活動の意義の継承のみならず、今まで以上に地域愛を子どもたちに芽生えさせるチャンスになるのではないか、あるいはチャンスにしていかなければいけないのではないかなというように私は思っています。以上

です。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 4番 佐久間千佳議員。
- ○4 番(佐久間千佳議員) この機会がやはり地域コミュニティ活性化のチャンスとなると 思いますので、ぜひ先程補正でもありました、学童が増えていると。スポーツの素地が失わ れてくるのではないかなと思います。やはり、そういった子どもたちもまきこんで地域活性 化のチャンスに繋がるよう施策を展開していただければと思います。以上で質問を終わりま す。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で4番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

○議 長(佐藤栄市議員) 暫時休憩します。

(午後 5時57分)

○議 長(佐藤栄市議員) 再開します。 (午後 6時10分)

○議 長(佐藤栄市議員) 次に、5番 砂田 茂議員、登壇願います。5番 砂田 茂議員。

○5 番(砂田 茂議員)

- 1. 包括的性教育について
- 1. 性教育は、生きることそのものを学び、小さい頃から成長 に伴い変化していく自分の体や心を受け入れ、人と人とのよ りよい関係を築く力をつけるうえでとても大切なものと考え る。文部科学省による「いのちの安全教育」でも扱われるプ ライベートゾーン(自分だけのだいじなところ)は、幼児で も分かりやすく性教育のスタートとして適しているとされて いる。保育園・幼稚園での性教育の取り組み状況を伺う。
- 2. 児童・生徒の身体的な発達成熟に伴い、妊娠および性感染 症の予防を含む自己のリプロダクティブ・ヘルス(性と生殖 に関する健康) の情報を提供することは人権教育としても重 要と言われている。学校教育のなかでの取り組み状況を伺う。
- 2. 適格請求書等保存方式 1. 来年10月からの導入が予定されているインボイス制度 (インボイス制度) につい は、これまで消費税の納税を免除されてきた小規模事業者に 新たな税負担がのしかかるもので、制度の中止や延期を求め る声が各地に広がっている。制度の導入が及ぼす地域経済へ の影響と課題について伺う。
 - 2. シルバー人材センターの会員を、個人事業主であるとして インボイス制度をそのまま適用することでセンターの運営に 及ぼす影響について伺う。

令和4年第4回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問をいたします。 初めに包括的性教育について。

- (1)性教育は、生きることそのものを学び、小さい頃から成長に伴い変化していく自分の体や心を受け入れ、人と人とのよりよい関係を築く力をつける上でとても大切なものと考えます。文部科学省による「いのちの安全教育」でも扱われるプライベートゾーン(自分だけのだいじなところ)は、幼児でも分かりやすく性教育のスタートとして適しているとされています。保育園・幼稚園での性教育の取り組み状況を伺います。
- (2) 児童・生徒の身体的な発達成熟に伴い、妊娠および性感染症の予防を含む自己のリプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)の情報を提供することは人権教育としても重要と言われています。学校教育の中での取り組み状況を伺います。

次に、適格請求書等保存方式(インボイス制度)について。

- (1) 来年10月からの導入が予定されているインボイス制度は、これまで消費税の納税を免除されてきた小規模事業者に新たな税負担がのしかかるもので、制度の中止や延期を求める声が各地に広がっています。制度の導入が及ぼす地域経済への影響と課題について伺います。
- (2)シルバー人材センターの会員を、個人事業主であるとしてインボイス制度をそのま ま適用することでセンターの運営に及ぼす影響について伺います。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 阿部町長。
- ○説明員(阿部 誠町長) 砂田茂議員に、ご答弁申し上げます。なお、質問事項1の包括的性 教育につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項2の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度について、1点目の制度の 導入が地域経済に及ぼす影響と課題に関するご質問でありますが、令和5年10月1日に導 入されるインボイス制度は、取引の正確な消費税額と消費税率を把握するため、登録を受け た課税事業者のみが、法的効力のあるインボイスを発行することができる制度であります。 売上が1,000万円以下の免税事業者は、インボイスを発行できないため、免税事業者の仕事 の減少や取引先からの値引きとともに、課税事業者になるようにという提案がなされる可能 性が考えられております。影響のある職種としては、飲食店、個人タクシー、小売業等、インボイスの発行を要求される事業所とされていることから、本町における地域経済への影響 は少なくないものと認識しております。

また、今後の課題といたしまして、インボイス制度に対する理解を進めていく必要があるため、出羽商工会三川支所をはじめ、鶴岡税務署等関係機関団体と連携をとり、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目のシルバー人材センターへの影響に関するご質問でありますが、シルバー人材センターの会員はインボイス制度が導入されても、収入額や事務負担等を考えると課税事業者になることは考えにくいところであります。そのため、免税事業者である会員はインボイスを発行することができないことから、シルバー人材センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに消費税分の負担が発生することにより、発注者に対する料金の値上げや、会員

への配分金の減額などの影響が出るものと認識いたしているところであります。 以上、答弁といたします。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 鈴木教育長。
- ○説明員(鈴木孝純教育長) 砂田茂議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の包括的性教育について、1点目の保育園・幼稚園での性教育の取り組みに関するご質問でありますが、本町におきましては、3歳組以上の園児に対して、性教育というよりは体のしくみを教える意味で、目や鼻、心臓など体の部分についての絵本などを手の届くところに置き、好きなときに自分で手にとり見ることができるようにしております。また、読み聞かせも行っており、男の子と女の子の違いなどについて絵本を通しての教育を行っているところであります。

次に、2点目の学校教育の中での取り組みに関するご質問でありますが、学校教育における性に関する指導は、文部科学省からの学習指導要領に基づき、児童・生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動がとれることを目的に、保健体育や特別活動の中で指導しているところであります。

主に小学校では、4年生の段階で体の発育・発達の一般的な現象や思春期に表れる体つきの変化、そして、精子・卵子・精通・初経など、大人の体に近づき、新しい命を生み出す準備が始まったことも学習しております。また、高学年になるにつれて、心も体も同様に発達し、それらは密接に関係があることや、不安や悩みへの対処などについても学習しております。

中学校では、身体的には生殖に関わる機能が成熟し、精神的には自己形成の時期であることを踏まえ、三川中学校では毎年中学2年時に「赤ちゃんと命」、中学校3年時には「大事な体を守る」と題して助産師による講演を実施し、さらに全学年を対象に「SNSと性犯罪」に関するお話を警察の方からいただいております。また、日常の保健体育の授業においては、心身機能の発達と心の健康に関する課題を解決するための思考力、判断力、表現力等を中心に学習しています。

ご質問にもございましたとおり、本町においては、発達の段階に応じた「生命の安全教育」 についての推進を図るとともに、人権を尊重する心情も育てるよう指導にあたっているとこ ろであります。

以上、答弁といたします。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 5番 砂田 茂議員。
- ○5 番(砂田 茂議員) それでは包括的性教育の方から再質問させていただきます。昨年の 10月1日に、日本共産党田村智子政策委員長が記者会見の中で、日本共産党の総選挙政策 で初めて包括的性教育と性に関わる政策提言をしました。子どもの年齢発達に即した科学的 な包括的性教育を公教育に導入、それから避妊も中絶も女性の大切な権利などを提起してい ます。日本ではまだ性というと、オープンに人に話すことではないなど、性についての一面 的なイメージが先行してしまいがちなところがあると思います。

以前、確か NHK の番組だったと思うんですけれども、性教育は何歳から始めるかとの質問

に、子どもが興味を持って質問してきたことには、ごまかしやはぐらかしたりせず、子ども が分かる言葉できちんと答えることが大切で、いやらしいとかネガティブな反応を大人がし ないこととの答えに、自分の子育て課程を思い出してはっとしたことがありました。私たち 大人が性教育の大切さを理解することが重要だと気づかされたところでありました。

そこで初めに、家庭での性教育の大切さがどの程度理解されてきていると認識されている のか。最近は理解が進んできていると感じられますが、どう認識されておられるのかお聞か せください。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 本多子育て支援主幹。
- ○説明員(本多由紀子育て支援主幹) 家庭での性教育の大切さがどの程度理解されているか というようなご質問でございましたけれども、環境に伴いまして、性教育が大切になってい るというのは、テレビの報道でもあるとおりでありますけれども、家庭、保育園、幼稚園で 家庭での性教育の大切さ、そこまでの理解というものは、話はされていないというのが現状 でございます。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 5番 砂田 茂議員。
- ○5 番(砂田 茂議員) なかなかまだ理解が進んでいないような認識だということでしたけれども、人生のスタート時点である幼児期に自分の体への肯定感が持てるように、親や大人とのスキンシップ、関わりの中で、日常でのトイレの仕方、お風呂のときの洗い方など、口や下着をつける部分、胸や性器、お尻や肛門はプライベートパーツで自分だけが見たり、触ったりしていいところで、他の人には見せたり、触らせたりしない、もし誰かに触られて嫌だと感じたり見せることを強要されたら嫌だと言っていいし、そのことを信頼できる大人に伝えるなど自分を大切にする性の学びはとても重要なことだと思います。

私は先ごろ、夏の盛りのころでしたが、町外の保育園にお勤めの保育士の方と話す機会がありました。その中でプール遊びの季節でもありましたので、その遊びの様子や下着を着て隠れているところ、プライベートゾーンなどの話から園での性教育の一端を聞かせてもらいました。その中で、子どもたちのトイレトレーニングでおしっこやうんちが出たとき良かったねと肯定的な言葉をたくさんかけてあげると。小さいときからあなたの体が大切だということを伝えているということでした。また、絵本の読み聞かせで、赤ちゃんはどうやって生まれるのとの子どもの問いかけにはきちんと向き合って語り合う関係を大切にしている。性教育を行う中で、先程教育長答弁にもありましたけれども、絵本が大きな役割を担っていることなどを知ることができました。

そこで、性に関する絵本などは十分整っているのか。また、その活用の仕方はどのように 行っているのか。同時に、保護者の方々の性教育への理解と親子で共に学ぶことも必要と思 いますが、その取り組みに関するお考えをお聞かせください。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 本多子育て支援主幹。
- ○説明員(本多由紀子育て支援主幹) まず最初に性に関する絵本、十分に整っているかという ことでしたけれども、冊数として十分かどうかは少し分かりませんけれども、「あかちゃん がうまれるまで」、「からだのしくみ」、「はだかはだか」などというタイトルのものにな

りますけれども、性を扱った絵本については、何冊かは取り扱ってございます。そちらの方を子どもたちが持ってきて、先生の方に見せたときにはその場面に合わせた話の仕方をしている状況でございます。

また、先程議員おっしゃられたとおり、おしっこをしたときとか、トイレトレーニングの際にはおしっこはこうやって出るんだねや、こういう部分も大切なところだよなど、そういうような形での個人に対する、子どもへ対する指導といいますか、教育も行い始めているところでございます。

親子で共に学ぶ機会ということでしたけれども、絵本は毎週借りていくことができます。 それぞれ絵本を借りていった先で、ご家庭でそれぞれ読み聞かせをしながら、親子で教育と いいますか、性に関して話す機会があるのではないかと捉えているところでございます。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 5番 砂田 茂議員。
- ○5 番(砂田 茂議員) 絵本を介しての親子での性教育に取り組まれているようなご答弁 と認識しました。次に、学校教育での包括的性教育について伺います。日本は国連・子ども の権利委員会から学校内外で10代の妊娠及び性感染症の予防を含む自己のリプロダクティ ブ・ヘルスに関する権利についての情報を十分提供するよう勧告されています。

中学生で性交、避妊、中絶などの学習を進めることは中学生の賢明な判断と行動の選択を とる上で待ったなしの課題だと思います。ネットやスマホから様々な情報が簡単に繋がる時 代になり、科学的な知識や人権意識を身につけられないまま歪んだ情報に触れれば予期せぬ 妊娠や性暴力、性犯罪の被害者、あるいは加害者になってしまったりと、こういう危険が高 まることも危惧されています。性交についてきちんと教えることが子どもたちを性暴力、性 犯罪から守ることになると思いますが、お考えをお聞かせください。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 中條教育課長。
- ○説明員(中條一之教育課長) ただいまのご質問につきまして、私から回答させていただきたいと思いますが、この性に関しての教育ということにつきましては様々な子どもへの伝え方でありますとか、表現の仕方、様々なご意見はあるというように思いますが、すべての性に関する事項について正しく伝えることができるかどうか、学校の方でも共通理解を図りながら指導にあたっていただいているというように思うところでございます。

冒頭の教育長からの説明にもございましたとおり、学習指導要領に則って、日本では性教育についての様々な知識と考え方について身につけるように指導を行っているところでございます。小学校の4年生段階からかなり詳しく体の仕組みでありますとか年齢に伴っての体の働きというものをしっかりと学習しているということが、それぞれの教科書を見ると書いてございます。また、中学校におかれますと先程のご質問にございましたとおり、中絶でありますとか、妊娠とかそういった部分までも踏み込んだような教育もされておりまして、先程リプロダクティブ・ヘルスというお話がございましたが、そういった女性に関しての人権や生涯の健康を保証するというような考え方についても、しっかりと教育の中に盛り込んで学習しているというように認識をしております。

また、こういった性暴力でありますとか性犯罪について、子どもたちをしっかりそういっ

たものから守っていくという観点についてのお話もございましたけれども、命の安全教育ということで、今文部科学省から日本の学校ではこの取り組みについて強化し、学習をしているということでございます。この命の安全教育の中で人権でありますとか、生命の尊さといったものも学習しながら総合的に性教育というものについて、子どもたちから理解してもらうように教育を進めているという状況でございます。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 5番 砂田 茂議員。
- ○5 番(砂田 茂議員) 文部科学省から示された学年とか年代によっての指導、つまり学習 指導要領に沿って指導しているというように認識しました。少し前になるんですけれども、 2018年に行われた朝日新聞のアンケート調査によると、性交という言葉とその意味について、 中学生までに知ったと回答したのは90.2%、どこから知ったのかという問いでは友人、先輩、 後輩が44.7%、次に新聞、雑誌、漫画や本、これから情報を得たというのは31.7%となって おります。学校での授業で知ったというのは、わずか6.4%でした。友達や様々なメディア からの情報は、必ずしも正しいものとは限らないと思います。

確かに学習指導要領には妊娠の経過は取り扱わないとされています。いわゆる歯止め規定がありますけれども、総則では、それはあくまで最低基準で学校において特に必要である場合は、学習指導要領に示してない内容を加えて指導することができるとしています。子どもたちの健康と人権を中心に据えた性教育を進めていただきたいと思います。

続きましては、インボイス制度の方に移らせてもらいます。先程ご答弁もありましたように、様々な課題もある中で進めていかなければならないというようなご答弁もございましたけれども、そういう各方面から問題が出されている中で自治体の方は国から準備を迫られているわけですが、町の準備状況はどうなっているのか。

6月20日に総務省から全国の都道府県市町村の税務担当課に「インボイス制度への対応に係る留意事項等についての依頼」との文書が送付されていますが、その中で3月16日付で行った調査に対する回答の中でインボイス制度や消費税制度についての理解が不十分と思われるものが相当数見られたとあります。一般会計、特別会計、公営企業会計の約1万5,431会計のうち、インボイス対応状況ではインボイス発行者の登録が必要だと認識しているのは6,021会計と4割程度にとどまっていると。このシステムの改修に対応しているのは、全体の1/4にも届いていないという回答集約結果が出されておりますが、町のシステム改修の進捗状況はどうなっているのかお聞かせください。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 髙橋総務課長。
- ○説明員(髙橋誠一総務課長) 議員には大変申し訳ないんですが、「ほんちょう」というのは 町でしょうか、庁舎ということでしょうか。すみません。改めてご質問を確認させていただ きたいと思います。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 5番 砂田 茂議員。
- ○5 番(砂田 茂議員) 国から示されている状況に本町の、町、三川町のシステム改修の進 捗状況について伺っているんですけれども。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 5番 砂田 茂議員。

○5 番(砂田 茂議員) すみません。質問の趣旨がうまく伝わらなかったようですので、これは後程また詳しくお伺いすることといたしまして、シルバー人材センターの方に移らせていただきたいと思います。シルバー人材センターに加入している会員数は、2020 年時点で、全国で70万人、団体数が1,335団体、契約金は3,036億円、一人当たりの平均請負高は43万4,700円。全国シルバー人材センター事業協会によるもので、一人当たり年収が税込みで43万円という零細な高齢者に、このインボイス制度は消費税の納税をしなさいというもので、課税業者となれば、月に数万円の少ない収入から消費税を納めることになり、生涯現役でと言われ、社会参加して健康維持、生きがいを持って働く気持ちを殺してしまい、地域の活力も低下するのではと思われるところです。

生きがいを持って働いていただき、地域の活力ともなってくれている本町のシルバー人材 センターに加入している方は、何名いらっしゃるのか。また、お一人当たりの年収はいくら ぐらいになっているのかお聞かせください。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 鈴木健康福祉課長。
- ○説明員(鈴木武仁健康福祉課長) それでは、2点についてお答えします。令和4年3月31日現在のシルバー人材センターの会員数は118人となっております。また、配分金は約33万円とお聞きしております。以上です。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 5番 砂田 茂議員。
- ○5 番(砂田 茂議員) このインボイスの納税のために、会員の方々は税務署に登録番号を もらう申請をして番号付きの請求書を発行し、それを7年間保存し、毎年消費税の申告、納 税をするということになります。こうなると、多くの会員の方がやめてしまうのではないか と心配されるところであります。シルバー人材センターは公益目的事業なので、費用より収 益が超えてはならないとなっており、答弁にもございましたが、会員が課税業者にならない で続けるとすれば、シルバー人材センターで仕入れの控除ができなくなり、消費税にあたる 財源がなく運営ができなくなるセンターの死活問題になると思います。会員が消費税を負担 しない場合、センター側に生じる消費税負担分はいくらぐらいになるのでしょうか。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 鈴木健康福祉課長。
- ○説明員(鈴木武仁健康福祉課長) 全国的に規模の大きいシルバー人材センターでは、1,500万円とも言われておりますが、本町では約350万円。令和3年度ベースで350万円ほどとなるというようにお聞きしております。以上です。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 5番 砂田 茂議員。
- ○5 番(砂田 茂議員) そうなりますと発注単価を引き上げるよう自治体に要請し、税金を使って補てんという可能性もあるわけです。こういうように多くの業種に打撃を及ぼすこの制度は、自治体としても中止、凍結、延期などを求めていくべきではないかと申し上げ質問を終わります。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で5番 砂田 茂議員の質問を終わります。 次に、2番 志田德久議員、登壇願います。2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田德久議員)

1. 地域の活性化について

1. 三川町は地方の文化である方言を活用した町おこしの先駆けである。近年、方言を地域PRに活用した地域が増えている。元祖の三川町が原点に戻り「方言の町」をアピールすべきだが、その方策は。

また、単発的なイベントだけではなく持続的企画に取り組み、児童・生徒もまきこみ地元愛を涵養すべきだが、その考えは。

- 2. 方言への取り組みによる、人材育成の考えは。
- 2. 環境対策について
- 1. 保育園・幼稚園・小学校・中学校給食で生じる食材の残や 残飯を「好気性高温菌」等で堆肥化して園の畑などで再利用 すれば子どもたちの環境教育にもなるので、その考えは。
- 2. 食品ロスを少なくする意識を住民に啓発すべきだが、その考えは。
- 3. ペットボトルのキャップが世界の子どもたちのワクチンに 繋がり、飲料缶のプルタブは車椅子の購入の手助けになって いることを住民に啓発し、分別回収の拡大を図る考えは。

一般質問は町の行財政全般について住民の代弁者として質問できる機会です。私は平成7年12月議会より一般質問を続け、今日の定例会で100回となります。これまでの議員活動を監視してくださった住民、そして町当局の丁寧な答弁に感謝します。

それでは、令和4年第4回三川町議会定例会において、通告に従い質問します。 初めに地域の活性化についてです。

三川町は地方の文化である方言を活用した町おこしの先駆けです。近年、方言を地域PRに活用した地域が増えています。元祖の三川町が原点に戻り「方言の町」をアピールすべきですが、その方策は。

また、単発的なイベントだけではなく持続的企画に取り組み、児童・生徒もまきこみ地元 愛を涵養すべきですが、その考えは。

そして、方言への取り組みによる、人材育成の考えは。

次に環境対策についてであります。

保育園・幼稚園・小学校・中学校給食で生じる食材の残や残飯を「好気性高温菌」等で堆 肥化して園の畑などで再利用すれば子どもたちの環境教育にもなるので、その考えは。 食品ロスを少なくする意識を住民に啓発するべきですが、その考えは。

最後にペットボトルのキャップが世界の子どもたちのワクチンに繋がり、飲料缶のプルタブは車椅子の購入の手助けになっていることを住民に啓発し、分別回収の拡大を図る考えを伺います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 阿部町長。
- ○説明員(阿部 誠町長) 志田徳久議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の地域の活性化について、1点目の方言をテーマとした取り組みに関するご質問でありますが、本町においては、昭和62年から平成15年にかけて、まちづくりに対する提言を目的に組織された三川トピア創造委員会が、地域おこしイベントとして方言にスポットを当てた全国方言大会を開催したことにより、「方言の町」として注目を集めたところであります。大会の開催を通して、方言は地域の特色であり個性であるという認識が全国的に広がり、各地域においてPR手段としても活用されているものと認識しております。

このような過去の方言大会の開催経過や方言に関する情報については、町のホームページにおいても発信しておりましたが、大会が終了してから年数が経過したこと、また町政全般にわたる情報提供の量が増えてきたことなどと相まって、ホームページ構成の見直しの際に、方言に関する情報を大幅に整理したところであります。

しかしながら、現在においても東京女子大学による方言調査が町内で行われており、また、これまで収集した方言資料も多くあることから、町のホームページ等を活用した周知については検討してまいりたいと考えております。

2点目の、方言の取り組みによる人材育成についてのご質問でありますが、町の第4次総合計画におきまして、自助・共助・公助による協働のまちづくりを推進することとしており、施策全般を通じて、各分野において必要とされる人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

質問事項2の環境対策について、1点目の保育園等の給食で生じる食品残渣の堆肥化に関するご質問でありますが、現在、保育園や学校等で生じる食品残渣については、メニューにもよりますが、各施設とも一日当たりゴミ袋1袋に満たない状況にあります。

また、みかわ保育園・幼稚園においては、平成23年度まで、有機物高速発酵装置により 堆肥化し、畑に利用しておりましたが、機械の老朽化とともに、ゴミの水分や悪臭、さらに、 堆肥化に適さない食材もあるということから撤去した経過があります。ご質問の「好気性高 温菌」を利用した堆肥化については、保育園・幼稚園等各施設での取り組みの可能性も含め、 今後、情報収集し研究してまいりたいと考えております。

次に、2点目の食品ロスに関するご質問でありますが、国においては令和2年3月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく基本方針を閣議決定し、以降、食品ロスの削減を推進する動きが活発化してきております。本町においても、外食時や家庭における食品ロスを削減するため、買い過ぎない、作り過ぎない、食べきることについて、広報等で啓発しているところであり、今後とも、発生抑制の取り組みを一層推進し、その削減に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、3点目のペットボトルのキャップ回収の拡大に関するご質問でありますが、ペットボトルのキャップについては、「エコキャップ運動」として役場建設環境課やリサイクルステーション等において回収しているところであります。また、このキャップやプルタブの売却益については、ご質問のとおりワクチンの確保や車椅子の購入に結び付いているものであり、これらの回収の一層の拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田徳久議員) 地方の文化である方言を使った地域おこし等のことでありましたが、今私は小学校中学生もまきこんだということを質問いたしました。中学生は動画を作るのが興味もありますし、得意でもあります。それで中学生に方言調査の動画を1分くらいのもので結構ですけれども、行っていただき、人生の先輩である社会人、老人等を調査し、その交流も生まれ、方言に興味を持つと思いますが、こういう行い方はどうでしょうか。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 佐藤企画調整課長。
- ○説明員(佐藤 亮企画調整課長) ただいま方言による地域おこしのご提言をいただいたわけでありますけれども、中学生を対象としたというご提言でありました。中学生、まずは学校で授業する、勉強することがまず本分であり、その中の一つとして地域を勉強するということも当然あろうかと思われます。そういった観点で、方言を学ぶということについては、学校の担任の先生及び校長先生の考え方により、これまでも授業の中に取り入れられたという経緯はありますが、現在今ご提言あったような動画作成を中学生に求めるということ自体、現時点では町としては考えていないところであります。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田徳久議員) 全国的に見れば動画のコンクール、甲子園とか様々なことを行っております。そういう興味のあるものを行っていただき、こういう地方文化の推進にもなるのではないかと思っております。中学生での授業が優先ということを言われましたけれども、小学校4年生では各小学校で方言を勉強しております。そして、三川町を中心にした副読本が各学校の図書館には置いてあります。やはり三川町には様々な資料があるのに、アピールができていない。ここも重要だと思います。その点はどう考えているのか伺います。
- ○議長(佐藤栄市議員) 佐藤企画調整課長。
- ○説明員(佐藤 亮企画調整課長) 小学校年代で地域の文化である方言、こういったものについて授業をしているというのは、三川町の小学校では以前から行われてきたところであります。これにつきましても、地域を知るという観点から、学校の授業の中に取り入れられているものというように考えますし、特に総合学習の分野で行われてきたというように認識しております。

確かにご質問の中にあったように、各学校の図書室等においても方言に関するものですとか、そういった資料が整えられておりますが、そういったものを児童または中学年代の生徒が自主的に勉強するということについては、大いに行っていただきたいというように考えておりますが、そういった部分を方言の町というようなPRの手段として町が使うことについ

ては、いささか抵抗があるという認識でおります。以上です。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田徳久議員) 今、田田の展示場には毎回宿泊の人たちに資料提供ということで、徳川将軍の子孫であります徳川先生から三川町に提供された資料がたくさんあります。それを、よその町村で集めて展示しようとしてもできないわけです。大変貴重な資料です。そういうものはたくさんあって、期間を決めて交代で展示しております。そういうものを他の町村にもアピールしていくべきと。今方言が興味を持たれておりますので、そういうことを大いに活用した地域づくり。何で私たちが方言大会を始めたかというと、三川町には何もよそにアピールするものがなかったということで、この言葉、地方の文化があるのではないかということで、方言大会等を行って方言の町、様々な資料、先生方のアドバイスがある現状です。やはりその辺、原点に返った活動が町では必要であると思いますので、これからその認識を深めてもらいたいと思います。

そして、方言等による地域づくりでありますが、町長は平成13年3月議会で同僚議員の質問に、まちづくりのリーダー育成で、まちづくり団体活動支援事業で、町民の主体的なまちづくり活動の支援を行いますと語っておりますが、その後のこの事業の展開はどうなっているんでしょうか。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 佐藤企画調整課長。
- ○説明員(佐藤 亮企画調整課長) 2点ほどご質問があったかと思いますが、まず1点目の方言資料の活用という部分につきましては、町長答弁の中にもあったように、現在資料を現物またはごく一部電子データ化をしておりますけれども、そういった電子データ化をしながら町外の方に周知しながら、町の特色をPRしていくという手段は考えておりますので、そういった部分では徳川先生からいただいた資料が多くありますので、これらは活用していきたいというように考えております。

それから2点目のまちづくりという部分でありますけれども、現在、町における人づくりという部分については、これも町長答弁の中にありましたけれども、町の様々な施策の分野の中において、人材育成を図っていきたいと。現在、町としては自助、共助、公助による協働のまちづくりという施策を総合計画の中でも謳っているところであります。それぞれの分野で必要な人材というのが違ってきておりますので、そういった意味では各分野におけるリーダー育成というのは様々な場面でしていく必要があるというように捉えております。以上です。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田德久議員) 時間の関係もありますので、次に環境対策について伺います。

今保育園では畑でピーマン等数多くの夏野菜を作っております。そして、サツマイモも作っておりますが、現在は化学肥料だけで野菜を栽培しているという状況であります。私申し上げたとおり、私も提言して導入となったんですが、最初横山保育園にこの有機物高速発酵装置の機械導入ができました。それによって、給食の残等魚の骨などを除けば次の日には堆肥になっておりますので、それで堆肥等を作って畑等に利用しておりました。

それで、幼保一体、三川保育園・幼稚園が一緒になったときは、そちらにもその機械を持っていって、そういう活動をしておりました。その当時のやはり副園長の説明では、同じくこの残渣の堆肥を使って畑に活用して子どもたちが野菜を作っているということでしたが、先程答弁にあったとおり、おそらくそうだと思ったのですが、平成23年に壊れてしまったということで、環境の教育環境が一つ壊れたなと私は思いました。やはりこれは今まで実績もありましたので、こういうことをこの好気性高温菌の機械で、新しいものを再度利用して、この環境の勉強をすべきと思われます。

昨日、横山小学校では、小学校の畑でジャガイモを掘っておりました。やはりこういうものにも、この給食の残等でできたものが堆肥に変わって、有機質で野菜ができるということを知らせるべきと思われます。まず好気性高温菌の堆肥化する機械の導入の今後の考えと教育上の食材の環境循環をどのように教育しようとしているのかを伺います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 中條教育課長。
- ○説明員(中條一之教育課長) ただいまのご質問にございました堆肥等を活用しての環境教育ということでのご提言でございましたけれども、従来はそういった生ごみを活用して、それを堆肥化しまして学校の畑とかそういったもので活用していたということは、以前はあったかというように聞いております。今現在、小学校中学校での生ごみの量というのは、やはり昨今の食品ロスの関係でありますとか、給食の中でもむだ遣いをしないというような考え方のもとに小学校でありますと、一つの小学校で生ごみ袋で週に2袋ぐらいの生ごみだそうです。中学校では1日大体1袋の生ごみが出ているというようなことでございました。

そういった中で堆肥化するための生ごみの量も少なくなっているという現状もございまして、今現在は学校の畑での堆肥化して肥料として活用するということは、学校の方では行っていないというのが現状でございます。今後、そういった環境教育という部分での様々な考え方はあるのかなというように思いますが、そこでそれに関しての衛生面でありますとか、それを導入するための機械の導入でありますとか、そういったコスト的な部分、負担等の考え方もございますので、総合的に検討をしてまいりたいというように考えております。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田徳久議員) 残飯の量とか、前よりは少なくなったということで、逆に機械にとっても歓迎すべきものなんです。前は一つの保育園だけでも、毎日量が増えて処理が大変だったということです。先程言った機械は毎日、残飯を継ぎ足しして作ることもできるんです。逆に1ヵ月間、要は20日程度、給食があれば20日分の生ごみ等を堆肥化できるということで、逆に使いやすいと、堆肥化しやすい条件が整ってきたなと私は思っております。やはりそれらを逆に小学校、中学校で集めるという方法をするのか、それともまた、もう1ヵ所増やして環境教育のためにそういうものを導入してできるのではないかと思われますし、悪臭の問題等もありましたけれども、この機械は高温の抗菌で80度以上の熱で処理しますので、そんなに悪臭は出ないで、前に横山保育園、みかわ幼稚園・保育園で使っても苦情が来たという私は情報を得ておりません。やはり先入観で見ないで、三川はこれを行ってきたという、環境教育を行って、この実績を踏まえてこういう活動を続けるべきだと思いま

すので、今後それらを続けてほしいと、そういう環境づくりをしてほしいと思います。

続きまして、ペットボトルのキャップですけれども、ペットボトルのキャップ 400 個をごみとして焼却処分されますと 3,450 gの CO_2 が発生します。これを逆に 400 個分を再資源事業者への売却により 1 0 円になり、世界の子どもに、ワクチンを発展途上国へ届けることができます。そのワクチン、例えばポリオ、小児麻痺は 2 0 円、麻疹は 9 5 円、BCG、結核ですけれども 7 円、おたふくかぜ、三日麻疹は 110 円で、これらのワクチンを世界の子どもたちに接種することができるということで、一石二鳥のことでありますので、この活動を広める考えを伺います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 加藤建設環境課長。
- ○説明員(加藤善幸建設環境課長) ペットボトルキャップの回収事業でございます。この事業につきましては、現在も三川町の方で取り組んでおるところでございまして、建設環境課、それからリサイクルステーションの方で回収を行い、その活用ということで、「世界の子どもにワクチンを 日本委員会」通称 JCV という団体、NPO 法人ですけれども、そちらの方においてワクチンや関連機器の購入の方に役立てていただくということで、寄附を行っているところでございます。

町といたしましては本年度5月になるんですけれども、まず600kg ほど送って、ポリオワクチンの方に役立てていただいたという実績がございます。こちらの方につきましては、町民それから各種関係団体等の窓口で集まったものが続々と届けられておりまして、皆さまのご協力のもとに相当数集まっているところでございます。この取り組みにつきましては、やはり有効活用ができるもの、それから、皆さまの環境に対する意識の高揚、こちらの方が図られるということで、今後も継続してまいるということで考えているところでございます。以上です。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田徳久議員) そういうことを継続ということですけれども、私も役場にキャップ、福祉センターの協議会の方にプルタブを届けておりますが、一般の住民はその回収を行っているという情報はあまり知らないのではないか。だから私はごみステーションでも区別するような方法があるのではないか。というのは高速道路を通りますと、サービスエリアではペットボトルとキャップと分けてごみ箱に入れるということになっております。その下で一緒になろうとも、逆にキャップを外す手間が省けているわけです。やはり、そういう意識が強くなっておりますので、町でもできれば町内会のごみステーションにキャップを入れるところ飲料水の缶のプルタブを入れて集めると、そういう分別の拡大をすれば、その活動がますます認識されるのではないか。やはり回収場所を知らない人も多くありますので、この活動を広げる考えをどうでしょうか。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 加藤建設環境課長。
- ○説明員(加藤善幸建設環境課長) この事業についての周知という部分でございます。この周知につきましては町の方といたしまして、広報等でその関連記事を掲載しておりまして、皆さまの方に活動について知らしめているところでございます。また、窓口の方に回収ボック

ス、目立つような、本体は透明なんですが、蓋の方は緑色という形で中に何が入っているか、 すぐ分かるような入れ物を準備しておりまして、役場に来ていただいた方にペットボトルの キャップを集めているんだということで、目で見て分かるような形で集めているところでご ざいます。

また、町内会のごみステーションでの回収等ということでございましたけれども、こちらの方につきましては、やはり回収業者等との調整それから方法について課題があるかということで、今後のやり方について研究していかないといけない内容なのかなということで考えているところでございます。以上です。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田徳久議員) 食品ロスで、今新型コロナウイルスの影響で宴会等は少なくなって しまいましたけれども、規制がありませんので徐々に回復傾向にあります。やはりそういう 宴会の中で前も言いましたけれども、3010運動の徹底というのは、会食が始まったら30分 は食を味わう、その後話し合い、お酌をしたり、そして宴会の最後の10分間はまた食事を するというような運動がありますので、これらを進める考えはどうでしょうか。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 加藤建設環境課長。
- ○説明員(加藤善幸建設環境課長) 食品ロスについてでございます。こちらの方につきましては議員おっしゃられるとおり、3010 運動、その他様々な方法があろうかと思っております。その方法につきまして、やはり広報それから各資料、各種の情報提供の仕方を考えながら、町民その他の皆さまにお伝えして、どのような活動が自分でできるのか考えていただきながら取り組んでまいりたいと思っております。以上です。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で2番 志田徳久議員の質問を終わります。 暫時休憩します。 (午後 7時10分)
- ○議 長(佐藤栄市議員) 再開します。 (午後 7時20分) 次に、7番 鈴木重行議員、登壇願います。7番 鈴木重行議員。
- ○7 番(鈴木重行議員)
 - 1. 物価高騰対策について
- 1. 新型コロナウイルスの感染拡大が継続するなか、ロシアに よるウクライナ侵攻や円安の影響とされる原油や物価が高騰 し高止まりの状況にある。町民生活及び町内産業への影響を どのように捉えているか、また、その対策について伺う。
- 2. 令和3年産米の価格下落の影響が続くなか、肥料・飼料・ 燃料等が急騰し資材価格は過去最高とされ農業経営へ甚大な 影響を及ぼしている。令和5年産用の肥料においても大幅な 値上げが示されており、生産物に価格転嫁できない農家への 支援が必要と考えるが所見を伺う。

令和4年第4回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問いたします。 物価高騰対策について。

新型コロナウイルスの感染拡大が継続する中、ロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響とされる原油や物価が高騰し高止まりの状況にあります。町民生活及び町内産業への影響をどのように捉えているか、また、その対策について伺います。

令和3年産米の価格下落の影響が続く中、肥料・飼料・燃料等が急騰し資材価格は過去最高とされ農業経営へ甚大な影響を及ぼしています。令和5年産用の肥料においても大幅な値上げが示されており、生産物に価格転嫁できない農家への支援が必要と考えますが、所見を伺います。

三川町地域通貨「菜のCa」の事業効果と課題について伺います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 阿部町長。
- ○説明員(阿部 誠町長) 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の物価高騰対策について、1点目の原油や物価高騰における町内産業への影響と対策に関するご質問でありますが、ロシアによるウクライナ侵攻は、新型コロナウイルス感染症による影響で高騰が続いていた原油や生活物資のさらなる価格高騰を招き、流通、運輸業界の燃料費の増大や飲食業、小売業の仕入れ価格の高騰、商品等の輸送経費の増加など、町内産業にも多大な影響をもたらしていると認識いたしております。

このような状況を踏まえ、本町におきましては、原油や物価高騰の影響を受ける中小企業等とともに、燃油価格高騰の影響を受ける運送業者に対する支援を行っているところであります。

次に、2点目の資材価格高騰における農家支援に関するご質問でありますが、本町の農業は米づくりを中心に、園芸作物等を組み合わせた営農形態が主体になっております。米価の下落、原油の高騰による燃料・肥料・被覆資材などの価格の上昇が、農業経営を圧迫するとともに、農業者の生産意欲の減退に繋がりかねない憂慮すべきことと認識いたしております。さらに、農家経済のみならず地域経済への影響も危惧されることから、農業者への早急な支援を実施してまいりたいと考えております。

また、今後の支援策といたしましては、国が進めている肥料価格高騰対策事業につきまして、本町においても国、県と歩調を合わせ、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の三川町地域通貨「菜のCa」に関するご質問でありますが、地域通貨「菜のCa」につきましては、7月に内容を周知するチラシを全戸配布し、スタンプカード方式により各実施店舗において交付を開始したところであります。

店舗の中には、すぐにスタンプカードの配布を完了したところもあり、町民や町内で買い物をされる方々の関心の高さが伺えたところであります。また、その実施店舗からは、来店

者数や客単価の増加があったとの報告もなされており、地域経済の振興に効果があったもの と考えております。

一方、各店舗、各事業所の創意と工夫による取り組みが地域経済の活性化にどの程度反映 しているかということが課題であり、今後、出羽商工会三川支所とともに検証してまいりた いと考えております。

以上、答弁といたします。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 7番 鈴木重行議員。
- ○7 番(鈴木重行議員) ただいま答弁いただきました。本町において物価高騰対策といたしまして中小企業への支援、また運送業者への原油高騰に伴う支援等が図られているというような答弁でありました。現在、我が国の経済状況は急激な円安、ウクライナ進行などの影響により輸入される原材料をはじめ原油資材などの価格が高騰しておりまして、コロナ禍において賃金が上昇しない中でのインフレが町民の生活を脅かしております。原材料の高騰を理由にこれまでに値上げされたものや今後値上げを予定する食品は2万点を超えており、総務省による7月の消費者物価指数は前年比で2.4%上昇されまして、年内にも3%に達するという見通しもあるようでございます。原油高においては、政府によるガソリン補助金によりまして高騰が抑制されているものの割高感は否めない状況にあり、町民の暮らしや事業者の経営に大きな影響を与えていると考えております。

敢えてお伺いいたしますが、町民の生活への影響や町内事業者への現状把握といったもの はどのように行われてきたか。また、その際、どのような声があったのかお伺いしたいと思 います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 須藤産業振興課長。
- ○説明員(須藤輝一産業振興課長) それでは私から町内事業者の現状把握等についてのご質問でございました。町内の事業者等につきましては、出羽商工会三川支所に集まる様々な声とともに今回の状況を受けまして、役場産業振興課独自に各業種・業態の代表の方ということで電話等でも状況の確認をいたしておるというところでございます。
 - 一例でございますが、農業資材の製造の事業所においては原材料費の高騰、あるいは輸入・輸出コストが増大しているということで、かなり経営を圧迫しておるというような状況、あるいは自動車の修理販売の事業所につきましては、社用車で営業あるいは輸送を行うわけでございますけれども、その際の燃料費の経費の増大、あるいは職員が移動する際の交通費のアップ、そういった燃料費増の影響がかなり大きいというところのお話がございました。

また、飲食店におきましては、食材あるいは調味料、その他細かいところの分について、ほとんどすべての品目について価格が上昇しておるということでかなり経営を圧迫しておるというような話がございました。

また、建築業界の中では建築資材の高騰はもとより、例えば建築の中でガス給湯器等の機械器具、こちらについて例えば、通常であると3ヵ月程度で発注後に品物が届いて家屋の方に設置できるのですけれども、12月に発注したものが5月になっても届かないといったようなことで、事業実施にかなり影響が出ておるというような話も出ておりました。

以上のことから今回の燃料あるいは物資を含めた物価の高騰というものにつきましては、 かなり本町の経済について影響を与えておるものということで考えておるところでございま す。以上です。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 7番 鈴木重行議員。
- ○7 番(鈴木重行議員) 町内事業者の影響を捉えた上でその対策が取られておられるというようなことだったかと思います。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金におきましてもコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設されまして、地域の実情に応じた生活支援や産業支援、きめ細やかに実施できるようになっておるようでございます。町では新型コロナウイルスと原油・物価高騰の影響を受ける家計を支援するために家計支援臨時特別給付金の交付の準備が進んでおるようでございます。

この家計支援臨時特別給付金について少しお伺いしたいのですが、給付対象者1人当たり6,000 円が給付されるというような事業のようでありました。現金給付の課題となることかと思いますけれども、所得税の増額を生じる場合があると、全額が世帯主の所得税確定申告の課税対象となることから所得税の増額が生じる恐れがあると、これを理由に受け取りの辞退も選択肢としてあるようでございました。

同居率の高い本町において平等に支援を行き渡らせるには、場合によっては受取人を世帯 主以外の方にするとか、クーポン券の配布に置き換えるなどの対応も必要かと考えますけれ ども、受け取りの辞退という選択肢とした対応の考え等をお伺いできればと思います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 鈴木健康福祉課長。
- ○説明員(鈴木武仁健康福祉課長) 家計支援臨時特別給付金についてのご質問でした。本事業の目的は、コロナ禍における原油・物価等の高騰を受ける家計を支援するものであります。誰を支援するかというところで、特別定額給付金のように個人に給付するものではなく、家計への支援として世帯の代表である世帯主を支給対象者としたところであります。なお、本事業ではすでに世帯主以外の方が代理受領もできるように制度設計しておりますので、ご確認いただければと思います。

次に、クーポン券の配布ということもご質問がございました。先程来からお話がありますように、物価の高騰によりまして食材費、それから水道光熱費、燃料費、様々なものに対しまして影響が出ているのかなと思っております。クーポン券では使用できる店舗が限定されることもありますので、今回の事業目的から考えれば現金支給が妥当だと考えているところでございます。以上です。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 7番 鈴木重行議員。
- ○7 番(鈴木重行議員) 私も昨日、記入方法を拝見したのですが、非常に細かい字だったのか、私の見落としだったのかもしれませんが、代理の受け入れもできるというようなことでありました。しかし、注意書きには課税対象となるのでというような一文もありまして、私はそちらを先に見てしまったようでございました。住民の方々には誤解のないような、また問い合わせ等、説明をいただければと思うところであります。また、特に影響が大きいとされます高齢者世帯、低所得者世帯への支援の拡充を今後とも続けていただきたいと思うとこ

ろであります。

それから、今後の支援方針についてお伺いしたいのでありますが、新型コロナウイルスの 感染拡大は継続しておりまして、行動制限はなくても日常生活に影響を与えております。地 域通貨の発行などで商品購買を活性化し、地元事業者の支援に取り組んでおりますが、それ だけでは今回の経済低迷には支援策としては不十分だと考えます。

年金生活者からは、物価高騰の中、年金額は減少し、食料費を切り詰めないと生活できないとの声や、ある自営業者は原材料は値上げしたが、サービスの低下や商品の価格転嫁はできないなどの声もありました。

物価高騰は今後も続くとされる中、町民生活を守るさらなる支援策の考えはどうなっているのか、今後の事業計画、方針についてお伺いしたいと思います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 髙橋総務課長。
- ○説明員(髙橋誠一総務課長) 国において今年度に入ってから物価高騰、原油高等、そういったものに対する1回目の臨時交付金が示され、先の臨時議会で議決をいただきました。その際、まずメインとなったのは先程家計支援の説明でもあったとおり個々の世帯や家計を生活支援するということでありました。さらに国の方では、2回目となります原油高・物価高騰に対する交付金の交付を決定しており、本町にも先の臨時議会で示されました交付金の約2倍の交付金を交付するという内示になってございます。

その交付金を、ではどのように町民の方々の生活支援等に繋げていくのかということについては、現在庁舎をあげて検討しているところであります。この交付金については本町のみならず都道府県、各市町村に示されているところであり、県議会においてもおそらく今回その交付金の使途について様々議論が出され、市町村に物価高等に対する支援策が示されるものと見込んでおります。また、周辺町村でもどのような支援がなされるのかというのも注視しているところであります。

そういった状況等を踏まえながら、本町では一番有効なと言いますか、住民の方の福祉または生活、それを支える手立てについて先程申し上げたとおり検討してまいるということにしておりますので、議員がおっしゃられるように、今後も現在の原油高と資材等の高騰というのは続くものと見込まれておりますので、そういったものに対応した施策を今後出していきたいということで考えております。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 7番 鈴木重行議員。
- ○7 番(鈴木重行議員) また交付金が増額されて交付されるということでありまして、その使い道を検討中だというようなことでありました。冬を前に値上がりした灯油を心配する高齢者の声も大きくなっております。ぜひ地域の実情を把握して町民の皆さん、特に物価高騰の影響が大きい世帯、また事業者に対しまして広く支援が行き渡るような施策を検討いただければと思うところであります。

続きまして、資材高騰における農家支援についてお伺いいたします。円安や世界的な資源、 穀物高で肥料の高騰が止まりません。7月の農業物価指数によりますと、肥料においては前 年比で36%高、農薬、農機具を含んだ生産資材の総合的な価格指数も20%上がっております。 一方、7月の農産物の価格指数は98.6%と若干下がってはいるわけでありますけれども、米だけを見れば前年比で16.6%下回っておりまして、資材の高騰分を価格に適切に反映できていない状態が続いておりますし、農業経営を逼迫しております。

肥料または飼料の原料の多くを輸入に頼っておりまして、肥料は中国の輸出規制やウクライナ危機でロシアなどからの輸入が滞ったことが原因で、特に使用量の多い高度化成は前年比で50%高、尿素にいたっては85%高と高騰しておりまして、令和5年産用の肥料につきましては、今年度から1.5倍以上の価格が示されているところであります。

先程の答弁にもございました、政府においても肥料価格高騰対策というようなことで、化学肥料を2割低減したものに対しては企業コストの上昇分の7割を補てんするというようなことは表明されておるわけでありますが、すべて補てんされるわけではなく、ざっと計算しましてもコストが上がった分の4割程度にとどまるということで、今後の農業経営の厳しさはますます増すばかりなのかなと思うところであります。

町の支援策についてお伺いします。間接的な支援といたしまして、これまで政府も新型コロナウイルスの影響を受けた事業者に対しまして経営継続補助金や事業復活支援金を創設し、農家も含めた事業者への支援が行われたわけですが、自治体や農協によって周知の仕方や給付の進め方に違いがあったというような声がございました。

高齢化が進んでいる本町の農業者においても、こういった補助事業を知らない方や、慣れない手続に申請を断念したという方も伺いました。周辺の自治体においては積極的に申請を促し、多くの農家が給付を受け取ったというような地域もある中で、本町の農業者からはこういった補助事業の周知や農協などと協力した給付手続の支援を望む声がありますが、こういった対応について町の考えをお伺いいたします。

- ○議長(佐藤栄市議員) 須藤産業振興課長。
- ○説明員(須藤輝一産業振興課長) ただいまのご質問の中で価格高騰という部分がございました。農業で利用されます肥料、飼料、燃料等、こういった価格につきましては、いわゆるメーカー等であれば製品価格に転嫁するというようなことがございますが、農家、農業従事者についてはそういういわゆる高騰した経費の部分を農産物に転嫁することがほとんどできないという状況であります。これは農産物の小売価格が市場の流通量やあるいは消費者の購買データなど、こちらをもとにして決められるということで、実際の生産流通コストと農産物の価格が乖離しているという状況が見受けられるというように考えております。なので、本来は、農家の努力を超えたコストの増加分については、農産物価格に転嫁されるべきであろうということは、流通の関係者あるいは消費者の方からも理解をしていただく必要があるのではないかと指摘する識者の声がございますので、私見ではございますけれども、この指摘に対しては私は大いに賛同するものでございます。

ご質問にありました本町の農業者への補助事業の周知、あるいは給付手続の支援というところでございますが、町の農業関係の補助事業につきましては農業者のみならず、先程もお話ありましたが、関係商工業者あるいはサービス事業者等に対しても同様に補助事業の周知等を行っております。これにつきましては、町広報や町のホームページで周知をするほか、

農業者に対しては生産組合長等を通して周知または必要に応じては直接農業者に対する通知ということで、本制度の周知を行っているところでございます。そして給付手続の支援については、これまでも役場あるいはJAで支援を実施してまいったものと認識をしておるところです。手続に不慣れな農業者もいらっしゃるということは十分理解しておりますので、今後も懇切丁寧な説明対応に努めてまいりたいということで考えております。

ただ、これは一つ残念なところなんですけれども、先程お話しました農業者に対する直接の通知の中で、封も残念ながら開けずに「これはなんだっけ」ということで役場の方にお問い合わせをされる方もいらっしゃるというのも事実でございます。その都度、丁寧に説明をさせていただいておりますけれども、いわゆる商工業の事業主と農業事業者としての事業主ということで、そちらの意識も強く持っていただきまして、役場からの通知については、表現はあれですけれども、補助事業等、有利な条件、有利な事例が多々あるんだという認識を持っていただいて、ぜひとも補助の手続を行っていただきたいというように考えているところでございます。以上です。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 7番 鈴木重行議員。
- ○7 番(鈴木重行議員) 一時は補助金に頼らない農業を目指すといった方針もありましたが、やはり資材高騰、また生産物の価格下落におきましてはやはりこういった補助金、また給付金等に頼らないとなかなか経営が厳しい状況にあるということで、給付漏れのないような周知等をいただければと思います。

生産資材、燃料高騰の支援策についてお伺いしたいわけでありますが、秋の収穫を目前にコンバインや乾燥機、また施設園芸の暖房の燃料が高騰し、また土地改良施設におきましては春からの電気料金の値上げが重くのしかかるなど一定の支援がないと成り立たない非常に厳しい状況となっております。基幹産業である農家経営また地域農業の存続が危ぶまれておりまして、町独自の農家や地域農業への持続可能な支援策が必要と考えるところでありますが、そういったところ、町の考えをお伺いしたいと思います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 須藤産業振興課長。
- ○説明員(須藤輝一産業振興課長) ただいまご質問がありましたとおり、町長答弁にもありましたが、長期にわたって影響を与えております新型コロナウイルス感染症の影響、あるいはさらにそれに追い討ちをかけるロシアによるウクライナ侵攻、これによって想定外の価格高騰、これがあらゆる品目あらゆる部分に影響を及ぼしておるという状況でございます。特にただいまご指摘がありました燃料等、あるいは石油製品を原料とした農業資材等の高騰。こちらにつきましては、現時点でも天井知らずの高騰を続けておるというようなことで、農業経営に与える影響については計り知れないものということで捉えているところでございます。今後、今の燃料、農業製品、あるいはその肥料の部分についての価格高騰の話が出ておりますけれども、先だって国の方策としましては、いわゆる家畜用飼料についても新たな助成について制度設計を行うというような話もございました。

先程お話がありました肥料価格高騰対策事業につきましては、マスコミ報道等でも様々な 内容について事例が出ておりますけれども、こちらにつきましては、県とも協議をしながら より充実した制度となるように、あるいはより利用しやすい迅速な対応ができるような制度 となるように取り組んでまいりたいということで考えておりますが、ただいま申し上げまし たとおりに国として新たな助成、あるいは新たな支援の方策が出された場合には、そこにつ きましても迅速に県と連携をとって実施してまいりたいということで考えているところでご ざいます。以上です。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 7番 鈴木重行議員。
- ○7 番(鈴木重行議員) 最後に菜のCaについて町の認識をお伺いしたかったわけでありますが、非常に事業者からは好評だというような声が届いているというようなお話でありました。意外と私の周りには身近に菜のCaがないという状況がおきておりまして、スタンプカードを中心に、事業者にスタンプカードがないためにスタンプを押してないというような状況が多発している状況でございます。ぜひ消費者の声、また、事業者の声に耳を傾けていただきまして、調査研究等をいただければと思うところであります。

町民の方々から様々な声をお聞きする中で、物価の高騰により町民の生活は非常に大きな影響を受けていると感じております。これはいわゆる生活困窮世帯のみならず、町民全体が影響を受けており日常の買い物も控えている、そのような印象を感じるところであります。切れ目のない経済対策を行っていただきまして、原油・物価高騰から町民生活を守っていただけるよう願いまして質問を終わります。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で、7番 鈴木重行議員の質問を終わります。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 次に、6番 鈴木淳士議員、登壇願います。6番 鈴木淳士議員。
- 6 番(鈴木淳士議員)
 - 1. 新たな道筋で町づくりを 1. 有意義な行政展開には町民各位との良好な関係構築が最も 肝要な筋道であり道理と考えているが、町では町内会長を「自 治振興委員」に委嘱するなど新たな制度も展開していること
 - 2. 高齢者の自立した生活や介護予防を目的とする生活援助事業を実践する町内会に対して財政支援(ふるさと応援寄附金を活用)を行うなど、町内会活動の充実と、福祉向上及び介護予防策の拡充をめざす支援策が必要と考えるが、今後の町内会支援や高齢者対策に関する所見を伺う。

から、どのような取組みと考え方なのか所見を伺う。

3. この生活援助事業の展開が困難な町内会に対しては、シルバー人材センターやボランティア団体による代替支援体制も検討すべきであり、そのためには行政による調整が必須と考えられるが、町の各団体や組織の連携体制構築と活動支援策に関する所見を伺う。

4. 町内会における「空き家対策」は緊要かつ難解な課題であり、有効な環境改善を図るには町内会と行政の協働による樹木伐採や物置解体など可能な範囲から措置すべきと考えられるが、町当局の具体的対応策を伺う。

令和4年第4回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問いたします。

新たな道筋で町づくりを進めるために、有意義な行政展開には町民各位との良好な関係構築が最も肝要な筋道であり道理と考えていますが、町では町内会長を「自治振興委員」に委嘱するなど新たな制度も展開していることから、どのような取り組みと考え方なのか所見を伺います。

次に、高齢者の自立した生活や介護予防を目的とする生活援助事業を実践する町内会に対して財政支援を行うなど、町内会活動の充実と、福祉向上及び介護予防策の拡充をめざす支援が必要と考えますが、今後の町内会支援や高齢者対策に関する所見を伺います。

そして、この生活援助事業の展開が困難な町内会に対しては、シルバー人材センターやボランティア団体による代替支援体制も検討すべきであり、そのためには行政による調整が必須と考えられますが、町の各団体や組織の連携体制構築と活動支援策に関する所見を伺います。

最後に、町内会における「空き家対策」は緊要かつ難解な課題であり、有効な環境改善を 図るには町内会と行政の協働による樹木伐採や物置解体など可能な範囲から措置すべきと考 えられますが、町当局の具体的対応策を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 阿部町長。
- ○説明員(阿部 誠町長) 鈴木淳士議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1のまちづくりについて、1点目の自治振興委員に関するご質問でありますが、 委員の設置につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、特別職の範囲 が厳格化されたことなどから、それまでの町内会長に関する設置規則等を見直し、令和2年 4月から、町内会長を町の自治振興委員として委嘱しているところであります。

自治振興委員の設置の目的は、従来の町内会長と同様に、住民福祉の向上や地域の振興を 図るため、町内会における自治活動と町とが連携を密にし、協働のまちづくりを総合的に推 進することであります。

委員の方々からは、毎月の会議のほか、適宜、町内会の代表として、行政に対する意見や ご提案をいただき、様々な地域の課題に町と共に対応していただいているところであり、今 後とも、各委員と町が連携しながら住民福祉の向上と地域の振興を図ってまいりたいと考え でいるところであります。

次に、2点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し

上げます。

認知症高齢者や単身世帯で支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、地域住民による介護予防事業の実施や生活支援体制の整備が今後より一層必要性を増してくるものと認識いたしているところであります。そのためには、地域での支え合いの取り組みを住民が地域の課題として捉え、主体的に展開していくことが重要であり、住民主体の活動を実施する地域のキーパーソンとなる方々の活動を支援し、さらに、新たに取り組む方の発掘や育成をしながら、行政とともに対応する町内会の拡大と強化を図ってまいりたいと考えております。

また、三川町地域福祉計画の基本理念では、住民同士が互いに支え合う「地域共生社会」を掲げ、社会福祉協議会やボランティア連絡協議会などの連携により各種関係団体が、それぞれ助け合い、支え合いの事業に取り組んでおります。具体的には社会福祉協議会からは移動サービス、ボランティア団体からは配食サービスの調理や配達、シルバー人材センターからは除雪や雪おろしを担っていただいているところであります。今後とも、「福祉のネットワーク」のもとに、社会福祉協議会や各種団体等との連携により、地域での見守り・支え合いを推進してまいりたいと考えているところであります。

次に、4点目の空き家対策に関するご質問でありますが、空き家については、少子高齢化、 人口減少等に伴う世帯数の減少などにより増加しているところであり、町内会等の協力を得 ながら実態の把握に努めているところであります。

空き家の管理については、空家等対策の推進に関する特別措置法第3条において、所有者 自らが適切に管理することが原則となっているところであります。しかしながら、管理不全 空き家等については周辺環境への影響が懸念されることから、町では、所有者に対し管理者 としての意識と適正管理について啓発を行うとともに、老朽危険空き家等解体促進補助事業 などにより対応しているところであります。

また、行政が行う樹木の伐採や建物の解体等については、人の生命、身体、財産等に重大な損害を及ぼす危険な事態が発生し、危害が切迫した場合に行う応急措置がありますが、その措置の内容については、必要最小限にとどめることとされているところであり、今後とも空き家等の適正管理に関する条例及び空家等対策計画に基づき、対象となる事案に最も適した対策により対応してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 6番 鈴木淳士議員。
- ○6 番(鈴木淳士議員) それでは、2回目以降の質問をさせていただきます。今ご答弁いただきました内容は、これまで幾度となく耳にした表現、言葉でありまして、今回また改めて質問させていただきますのは、同僚議員からも様々と質問ありました空き家の利活用、それから各種町による施策の高みを問う質問がある中で、目指すはみんなが納得できる、みんなで住みよいまちづくりのために新たな道筋、つまりは論理の展開として古くて新しい繋がりを模索し、探究するためということでご理解いただきたいと思います。

一つ目のまずは地域づくり、それこそ町長が、昨年発行なりました第4次三川町総合計画、その10年前の第3次三川町総合計画の中でも何度となく触れております協働のまちづくり

をいかに進めるかということになるわけですけれども、それであえてその町内会長を自治振興委員という役職に名称変更した。これについては、法律の定めがあって地方公務員法の特別職の規定というものが影響しているというものの、令和2年の4月から施行になりましたこの自治振興委員の設置規則の第1条には「協働のまちづくりを総合的に推進することを目的とする」。第7条には「町長は、委員に職務遂行上の支障があるときは、解任できる」。また、「後任委員の推薦を町内会に求める」ということまで規定になっているわけですが、この規定によると、自治振興委員として任命しました町内会長からは、まさに協働のまちづくりについて頑張っていただくということを規定しているほかに、町長が委嘱するだけにとどまらず、解任権も町長が保持しているという関係性が明確になっているわけです。つまりは独立しているはずの町内会の運営に対して町長が関与できるという制度設計になっているわけですが、どういった考え方だったのか。協働のまちづくりに関して、この町内会長、いわゆる自治振興委員がどのように頑張っていただく考え方で設定されたものか、改めてお伺いしたいと思います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 髙橋総務課長。
- ○説明員(髙橋誠一総務課長) ご質問のまず自治振興委員の設置に関しては、先程の町長の答弁にありましたとおり、それまで町内会長として町が委嘱して地域との連携を図ってきたところでありますが、地方公務員法それから地方自治法の一部改正によりまして、それまで特別職としての身分であった町内会長、それをやはりその法律によって専門職と、専門的な知識を有する場合等に限られるということで厳格されたことに伴いまして検討した結果、新たにそれまで町内会長としてお願いしておったところを自治振興委員ということで、それもそれまで報酬でお支払いしていたところを謝礼ということで、改めて制度の見直しを行い、令和2年4月からその規則に基づいて協働してまちづくりを行っているところであります。

併せまして、当設置規則における第7条の解任に対する解釈ですが、これはこの規定の中で想定しておりますのは、例えば自主振興委員、町内会長がご病気等か何かでどうしても会議等に長期間出られなくなったと。それで例えば辞任といいますか町内会の中で交代なり何かなされて、ただ退職等の辞任の申し出ができない場合、町の方で委嘱している関係で、地域との繋がりを維持していくため「解任」という言葉にはなっておりますが、一度自治振興院から退いていただいて新たな町内会長なり、その町内会を代表する方を選任していただくということで、第2項の中ではその後任の委員の推薦を求めるというような規定にしているところであります。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 6番 鈴木淳士議員。
- ○6 番(鈴木淳士議員) 病気等特別な事情によって職務が、いわゆる町内会長の職務が遂行できないということであれば、これまでどおり自ら引退して交代して代わりの方を町内会長として推挙していただくという流れがある中で、あえてこういった誤解を招くような規則を制定するというのは非常に、先程話をしましたとおり、独立しているはずの町内会に対して失礼な設定ではないかなというように感じましたので指摘させていただきたいと思います。それでは時間もありませんので、肝心なところに移らせていただきます。新たな道でまち

づくりを目指すということでの一つの考え方をご提案申し上げたいのですが、現在上町内会で一生懸命頑張られている「共助のまち、上町」、この事業展開を維持・拡大していくというためにも、住民による共助と行政との協働、そして各種団体からの協力によって安定した住民主体のまちづくりを展開するためには、議会をまきこんだ条例の制定、つまりは地域自治基本条例といったもので、町全体の体制を確立させる。支援体制もきちんと謳い込む。財源確保のための自治振興基金条例というものも設定することによって確固たる制度化ができるというように考えられます。

これによって、ふるさと応援寄附金を財源として、町内会における有償ボランティア事業に対しての応援寄附金を町民に還元できるという仕組みもできますし、個人情報保護や事故発生の場合の法的な対応については町の方で対応すると。さらには条例に基づいて町有機器機材の貸与も町内会にできるというような体制ができるわけです。

一番肝心な役場職員がコーディネーターとして町内会とシルバー人材センターや福祉センターの各種団体との連絡調整、そして町民からの苦情相談という体制についても確立した体制整備ができるのになということで、まずはこのコロナ禍による不安定な地域社会を町民みんなで乗り切るためにも、新たな道で持続可能なまちづくりにはしかるべき条例制定が必要だろうというように考えているところです。

この条例の制定については、当然議会からの了解を得なければならない条例になるわけですけれども、今まで先程紹介したとおり、20年間もこの協働のまちづくりというものがなかなか進展しない。毎年の予算、毎年の事業の説明だけでとどまっていたということが、一つのバロメーターとして協働事業提案制度、それからコミュニティ活動支援員派遣事業という二つの町で今展開している事業があるわけですけれども、これが過去4、5年の事業報告を見ますと、伸びているのは協働事業、いわゆる補助金の町内会で様々公園整備、それからごみステーションの改修といったハード部門の補助金については幾らか伸びてはいるのですが、コミュニティ活動支援員派遣事業については年々減少傾向にある。令和3年、昨年ですとたった2件の派遣しかなかったというような状態で、本当に行政と町内会の関係性、密着度がどんどん薄まってきているのではないかというように感じます。

もっと早くにこういった町全体で協働のまちづくりを展開するための条例制定というものをなぜ実行できなかったのか。町長からこの考え方についてのご感想を含めて、これからのまちづくりに対しての方針という観点でお考えをお伺いできればと思いますので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議 長(佐藤栄市議員) 阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) 私は鈴木議員に答弁するにおいては非常に悩むところであります。 自ら行政に携わってきた立場で、今立場が変わったからというようなことで、今までのまち づくりについて様々な不備があったというような表現をされてしまいますと、それに対して は、やはり町として今までも様々な総合計画、あるいは地方創生におけるまち・ひと・しご と創生総合戦略計画、そのような計画においても今まで携わってこられた方からそのような 表現をされてしまうと、非常に答弁が難しいというように言わざるを得ないというようなこ とでもあります。

こうした中においても本町においては、まさに平成の大合併を経過しながら、今日まで町 民の健康福祉、さらには少子高齢化に伴う社会保障給付費のような医療・福祉・介護という ようなそのような各種施策を講じてきているということからすれば、やはり町民が主体とな るまちづくりを進めてこなければならないというのは全国の地方公共団体は同じ任務を遂行 してきているというようなことになるわけでありますので、そういった点については、やは りしっかりと受けとめていただかなければならないと、このように思うところであります。

また、提案がありました住民基本条例、全国では 1,718 の市町村の中においては現在 403 の自治体が住民基本条例、あるいはまちづくり基本条例を制定されているというような中において、山形県内 35 市町村の中でも 5 自治体が基本条例の制定を行っているところであります。身近なところにおいては、隣の庄内町においても、平成 24 年には庄内町の住民によるまちづくり基本条例というようなことで行政また議会、そして町民の役割をしっかり示した条例制定になっているところであります。これは、北海道のニセコ町が当初の最初の条例制定をされたというようなことからいたしますと、地方創生と国が様々声を高らかに、地方が将来的な様々な施策については自ら考えるというようなことで、本町でも総合戦略を策定いたしました。

当時、この策定にあたってはコンサルタントへの委託が多くなって、よく表現にありました金太郎飴になってしまったというような表現をされたところでもあります。そういった点においては、住民基本条例の基本的な部分に総合計画が乗っかっているということからすれば、まさに町民が自らこの住んでいる町、地域をどのようにしていくかということが総合計画に基づき施策の展開を講じているところでもあります。今後、そのような必要性があれば、十分条例制定を行いながら、議会とのしっかりとした協議のもとで、町民のためのこの行政展開を考えていかなければならない時期は来ようかと、このように思うところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 6番 鈴木淳士議員。
- ○6 番(鈴木淳士議員) 何を言いたいかといいますと、その町民の皆さんと行政が力強い関係性を維持するための手法として手続的な部分での条例の制定ということでありまして、これに遅いも早いもない。要はいつ本格的に取り組むか。役場と町民が一体となって、いつになったら取り組むのかという決断によるものというように考えておりますので、早期に着手したいなというように私は思っております。

時間も少なくなりましたので、空き家対策について、これも町長の見解をお伺いしたい内容なんですが、町内会でも難解で緊要性のある課題となっている問題の空き家について、つまりは特定空き家相当のひどい空き家というようなことでありますけれども、具体的な事例として、昨年5月19日の空き家対策協議会で寄附受け入れが決定された特定空き家が6月8日には受け入れ拒否という、わずか18日後には寄附受け入れが拒否されるという行政処分が行われたわけでして、今後の町全体の空き家対策はどう向かっていくのかというようなことで、非常に不安を感じている方がいらっしゃる状況です。

特に町で認定した特定空き家については、いわゆる特措法によってそのまま放置しておくと違反になるということでありまして、昨年のこの事案については、町当局が寄附受け入れの事務手続にとどまらず、私ども議会に対していわゆる委託契約案を提示するなど、寄附受け入れを前提にした計画づくりに深く関与していたという立場にありながら、全く責任がないとは断言できないんだろうというように考えますので、その点の所見を町長からお伺いしたいところなんですが、この物件については今後整備計画が進められる桜木地区住環境整備と合わせて何らかの開発整備ができるだろうと考えられますので、そうした善後策をも含めて、町全体のいわゆる特定空き家が相当にある老朽危険空き家に対する阿部町長としての政治姿勢をお伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 阿部町長。
- ○説明員(阿部 誠町長) 担当課長より答弁させます。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 加藤建設環境課長。
- ○説明員(加藤善幸建設環境課長) 三川町内にあります危険空き家等につきましては、三川町空家等対策計画、それから三川町空き家等の適正管理に関する条例等に従いまして改善に向けて取り組んでいるところでございます。昨年度町の方に寄附をしたいという申し出があった件でございます。こちらの方につきましては、昨年度の6月の議会において予算化ならず、その寄附受け入れをしなかったということがございました。その後の対応でございますけれども、その所有者等の方にその寄附を受け入れしない旨をお話して、さらに現在のその空き家等の管理についてどのような対応をしていくのか、それから管理について適正に管理してほしい旨、そちらの方を伝えながら対応をしていたところでございます。

昨年度様々、その所有者それから関係者ともお話をしながらその動きがあったわけではございますけれども、現在所有者の方からその建物の敷地等の草刈り、それから人が入らないような囲い等、その適正な管理、自分ができるところでの管理ということで手立てしていただいておりまして、現在はその管理が継続している、その状況を見守っているところでございます。

また、他の空き家等につきましても、その条件、様々ものによって違うわけでございますので、その相談があった段階、お話があった段階で、その内容を十分聞きながらより良い対応をしていきたいということで考えているところでございます。以上です。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 6番 鈴木淳士議員。
- ○6 番(鈴木淳士議員) 空き家担当の所管課長だけでは答弁が難しいであろう桜木地区住環境整備事業というようなところでの町長からの所見をお伺いしたかったところではありますが、お答えいただけなかったので、引き続き新たな道でまちづくりを目指す気持ちを高めつつ、今日の質問を終わります。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で、6番 鈴木淳士議員の質問を終わります。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 暫時休憩します。 (午後 8時20分)
- ○議 長(佐藤栄市議員) 再開します。 (午後 8時30分)
- ○議 長(佐藤栄市議員) 次に、3番 小林茂吉議員、登壇願います。3番 小林茂吉議員。

1. 政治姿勢について

- 1. 町民の生命と暮らしを守ることを最優先と捉え、町の将来 像「あふれる笑顔みんなが住みやすいまちハートフルタウン みかわ」の実現にむけ、各施策が実践されている。そこには、 地域の人の活動が大きければ大きいほど結果を生み出し、成 果へと導いている。「活力」や「自立」を高める機運醸成は 喫緊の課題と言える。活動の展開を高める方策を伺う。
- 2. 地域は、自然と物と人によって構成され、それぞれが結び つくことによって様々な出来事・活動が起こっている。 そこ に暮らす人々が誇りに思い、他の地域の人々が引きつけられ る地域の魅力は、地域の構成要素が織りなす個性であり、そ の輝きでもある。

同様に、首長は地域の「顔」であり、首長のパーソナリティー (人物像) が自治体のイメージを表現(代表) する。首長の 自己表現の形と技で自治体の運営は決まってくると考える。 ついては、任期満了に伴う町長選挙の考えを伺う。

について

2. 施設の有効活用と将来像 1. 令和2年7月にオープンした「テオトル」は、子育て交流 施設として親しまれている。一方で、農村環境改善センター (三川町公民館) と渡り廊下で隣接する社会福祉センターの 利用形態にも変化が生じている。「教育」と「福祉」の調和 したエリアとして今後更なる町民の利用促進に向けた構想に ついて伺う。

本定例会の最後の一般質問になりますが、議長より許可をいただきました質問事項につき まして、私から一般質問をいたします。

最初に政治姿勢について伺います。

- 1、町民の生命と暮らしを守ることを最優先と捉え、町の将来像「あふれる笑顔みんなが 住みやすいまちハートフルタウンみかわ」の実現にむけ、各施策が実践されています。そこ には、地域の人の活動が大きければ大きいほど結果を生み出し、成果へと導いています。「活 力」や「自立」を高める機運醸成は喫緊の課題と言えます。活動の展開を高める方策を伺い ます。
- 2、地域は、自然と物と人によって構成され、それぞれが結びつくことによって様々な出 来事・活動が起こっています。そこに暮らす人々が誇りに思い、他の地域の人々が引きつけ

られる地域の魅力は、地域の構成要素が織りなす個性であり、その輝きでもあります。

同様に、首長は地域の「顔」であり、首長のパーソナリティーが自治体のイメージを表現 (代表)します。首長の自己表現の形と技で自治体の運営は決まってくると考えます。つい ては、任期満了に伴う町長選挙の考えを伺います。

大きな2番目としまして、施設の有効活用と将来像について。

1. 令和2年7月にオープンした「テオトル」は、子育て交流施設として親しまれています。一方で、農村環境改善センターと渡り廊下で隣接する社会福祉センターの利用形態にも変化が生じています。「教育」と「福祉」の調和したエリアとして今後更なる町民の利用促進に向けた構想について伺います。

答弁により、自席にて再質問させていただきます。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 阿部町長。
- ○説明員(阿部 誠町長) 小林茂吉議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の政治姿勢について、1点目の地域における住民の活動に関するご質問でありますが、このような住民の活動については、地域の繋がりによる自主・自立的な活動が活発に行われることに伴い、地域も活性化されていくものと捉えており、まちづくりにおける重要なポイントであると認識しております。しかしながら、人口減少や高齢化の進展による地域活動の担い手不足、就業構造の変化、住民同士の繋がりの希薄化などにより、地域コミュニティの機能低下が懸念されています。

町といたしましても、地域の活性化は喫緊の課題であると認識しておりますが、依然として新型コロナウイルス感染症に対する住民の不安は大きく、各種活動が差し控えられている状況が続いております。今後とも、新型コロナウイルス感染症の状況や少子高齢社会における町民ニーズ等を総合的に勘案しながら、自助・共助・公助の観点による町内会総合交付金や協働のまちづくり推進事業、コミュニティ活動支援員派遣事業により地域活動を支援してまいりたいと考えております。

次に、政治姿勢に関する2点目のご質問でありますが、魅力ある町、住みたくなる町とは、 地域の優れた自然や特性がいかんなく発揮されていることに加え、そこに住む人々が幸せを 実感しながら、活躍し、安心して暮らせる町であると考えております。私は、町政を担うに あたり、真摯に町民の声に耳を傾け、町民の幸福と、町政の発展に全力を尽くしてまいりま した。

本町を取り巻く環境は、少子高齢化が進み、行政ニーズはいっそう多様化、複雑化してきており、様々な行政課題への的確、かつ迅速な対応が求められております。町政運営における課題に対しましては、これまでの経験を十分に生かして丁寧に対応しながら、引き続き、町政のトップとしての責務を担い町政の発展と、住民福祉の向上のため、精一杯取り組んでまいりたいと決意いたしたところであります。議員各位並びに町民の皆さまのご支援をお願い申し上げる次第であります。

質問事項2の施設の有効活用に関するご質問でありますが、昭和54年に町民の生活環境 の改善と生産活動の活発化などを目的に、三川町農村環境改善センターが整備されました。 後に町公民館としての機能を擁し、生活文化の振興や芸術文化活動等の推進を目的に、これまで多くの町民から利用いただいてまいりました。また、隣接する社会福祉センターも、地域福祉の推進とその向上のため、福祉や健康に関わる多くの事業や各種団体等の活動拠点として利用いただいているところであります。このたび、新たな多目的ホールを備えた子育て交流施設テオトルが整備されたことにより、住民の利用形態が変化していくことは予測していたところではありますが、施設の利用方法についてはこれまでと変わるものではなく、それぞれの用途や目的に応じた施設利用の促進に、引き続き努めてまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 3番 小林茂吉議員。
- ○3 番(小林茂吉議員) お題目が政治姿勢でありますので、改めて町長にお聞きします。活力、言わば活発に活動する力は何よりも町民一人ひとりが元気であらねばならない。そして、また楽しさに満ちあふれた暮らしには笑顔がわき出ています。そんな町は明るくなります。そして、農・商・工、あらゆる産業が活気付けば町も住民も豊かさを享受できます。こうしたコンセプトが「ハートフルタウンみかわ」の将来像を表現しているのではないでしょうか。

また、私たちの町は自分自身で処理し、治めるという自主・自律性に裏打ちされてこそ自治が成り立っています。言い替えれば町長もたびたび申し上げておられる自己決定と自己責任の原則、これを徹底することが地方分権社会進展の中で持続可能な自治体を確立するキーワードだと受けとめております。こうした活力の発揮と自立の意識高揚こそが町民一人ひとりがまちづくり、地域づくりの主体者になり得るだろうと信じるところです。

ここで大事なのは、自治の担い手を役所を基点として考えない、言わば担い手の原点を地域住民と地域住民の身近な組織を基点とする立場というものを尊重すべきであろうと思います。中核となる役場が存在しつつも、住民が自らの努力と創意で意欲的に取り組み、達成できることは委ねるという選択、そうした住民自治というものを確かなものとしてこそ、自治の担い手の能力やパワーの強化、向上と活動の充実等が図られると期待します。

町長は常に町民の目線に立ち、町民との向き合う姿勢を大切にされてきました。町も協働のまちづくり推進事業を展開しておりますが、より住民の積極的な行動を喚起する。先程も同僚議員が質問されましたが、住民参加条例やまちづくり基本条例、こうした制定も考えられますが、私は町長ご自身、町民の胸に響く明快な町長カラーを発揮されますことを強く望みますが、所見を伺います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 阿部町長。
- ○説明員(阿部 誠町長) 私が町長に就任してからは、本町における住民生活というものも大きな変化の時代もございました。そういう中において、やはり私は町民の方々からの様々な支えがあったから、今日まで町政の舵取り役を担わせていただいたものと認識をいたしております。

就任当時から私は町民と行動を共にし、時には汗しというようなことで、住民に寄り添いながらも、やはり町民の声をいかに町政に反映していくかということを、今までの町政を担

わせていただいた中においては、常にそのことが基本になって町政の施策を展開させていた だきました。

そういう中においても、やはり本町においてはまさに交通の要衝、そして恵まれた自然環境の中におけるそれぞれの家庭、家族、そして、その集団である町内会、しっかりとしたこの町民の一人ひとりの思いが地域コミュニティの確立に大きな協力をいただいたというように思っているところでもあります。

それの大きな役割を担っていただいているのは、まさしく町内会長であり、毎月町内会長会議に今、自治振興委員会議という名称になっているわけでありますが、この身近な課題等についても、行政がしっかりと受けとめられるような基盤というものが、やはり町政の施策の執行においては一番重要なことではないかと思っております。

こういう中において、町民の方々にも平成の大合併の際には、やはりどのような選択をしても、まさに自己決定自己責任、そしてこれからの町制運営の中においても町民の方々一人ひとりがまさに自主自立というような意識を持ちながら町政に協力をいただいたと、このように思っているところであります。

おかげさまで、様々な投資的な事業、そして、その時代における課題においては、国・県の施策等とも様々な面で調整を図りながら様々な施策を展開してまいりました。そういう中においても、やはりこれからの地域を支えていただけるような若い世代が地域に根ざすというようなことで、産業、福祉、住民生活というあらゆる面においての総合的な行政展開を図る必要があるというように認識をいたしているところでもありますので、まさしく小林議員が言われるように、町がこれからしっかりとした将来展望を持った行政施策を講じていくということが、町民からの理解に繋がっていくものというように思っているところであります。

○議 長(佐藤栄市議員) 3番 小林茂吉議員。

○3 番(小林茂吉議員) 今後の町政運営にあたり町長よりただいま決意の表明をいただきました。自治体の首長は、過去からの遺産を受け取りながら、現在の課題と困難に立ち向かい、そしてまた望ましい未来を切り開く、歴史に対する責任というものがございます。つまり、過去、現在、未来に責任を持たねばならないというように思います。同時に、唯一の行政資源である職員の育成にも力を注がなくてはならないでしょう。何かに意欲を持って、業務遂行に取り組む人材の確保こそ、町、そしてまた町民の財宝に値すると思います。

どの組織部門でも、日常業務が忙しくて調査・企画に手が回らない。また、調査・企画と言われても経験や実績がないからできないといった理由で、民間委託で対処することもあろうかと思います。自治体の仕事を何が何でも直営で遂行しなければならないということではありません。民間委託に合理的理由があれば、大いにアウトソーシングすべきであろうと思います。

一方で、政策形成能力の育成という観点からすれば、安易な民間委託は自治体職員、ひいては自治体にとって大きな損失にもなり得るのではないでしょうか。そして、地域に根差した政策を自ら形成するという自治体職員にとっても、大切な能力開発を抑制してしまうという心配も抱きます。

私は基本的には政策形成は現場経験を重視すべきと思います。地域と住民と直に接触する 現場に出て、自治体の仕事に必要な感覚と対処方法を身につけることであり、地域・住民志 向に徹した職員の育成確保ではないかと思います。プランニングには机は要らない。必要な のは足と目と土地の人と対話する耳と口。そして何よりもその土地の人の気持ちになりきる 心が大切ではないかと思います。これこそが生きた職場研修と言えるのではないでしょうか。 首長は優秀な人材を扱っています。職員の能力を引き出し、やる気を高めることは町長の 手腕に期待がかかります。どう職員と向き合うのか、その姿勢を伺います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 阿部町長。
- ○説明員(阿部 誠町長) 私も町政を担わせていただいた段階においては、民間の企業に勤務をした経験があるわけでありまして、そのときの会社の社是は、まさに今の民間企業でよく使われている「企業は人なり」という言葉でありました。民間企業が様々な取り引きする場合において、とかくその会社の製品の優れている点とか他社に勝るような競争力、そのようなことが経済の成長の中においては競争という原理が働いておりましたが、そのときに私はまさに企業はそこで仕事をする社員なんだというようなことで、商品を買ってもらう以前に自分を評価してもらえなければ相手には信用してもらえないんだということで、その経験をもとに、今も様々な形でお世話になっている方々もいるところでもあります。

そういったことから私も就任以来、その年の新採職員の研修という中において、1時間ほどの時間の中で新採職員に対してこれからの三川町職員、公務員としての大きな責務、そしてこれからの業務に携わる姿勢というものに対して話をさせていただいてまいりました。まさに小林議員が言われるように、町の職員というのは非常に優秀な人材、そしてこれからの行政運営における政策能力、これをいかに高めるかということは、これは企業と同じだというように思っているところでもありますし、その面においては、まさに行政も企業的な感覚での経営という視点を持っていかなければならないということは、今までの町政に携わった諸先輩方からも様々と言われてきたところでもあります。

そういう中においては、職員にはまさに自ら公務員としての自己管理、自己責任、そして何よりも先程ありましたやはり仕事に対する意欲ということは、町民に伝わる、町民から見られているという視点を持ってもらいたいということも伝えてまいりました。さらには、まさに小林議員が言われるように現場主義、これは机上での様々な施策の計画とかそういった部分には当然必要なわけでありますが、やはりその現状というか現場がどのような状況になっているかということは、まさにそこにどういう施策を展開するかということをしっかりと受けとめながら仕事にあたってもらいたいというようなことも伝えてまいりました。

そういうことから、まさに職員はこれから町政運営の中においてもスキルをいかに高めるかというようなことで、研修等も含め様々な機会でそれぞれの能力を高めてもらいたいと思っておりますし、これがまさに三川町がさらに継続、そして発展するための一番の大きな原動力となると、このように認識いたしているところであります。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 3番 小林茂吉議員。
- ○3 番(小林茂吉議員) 私は財産である職員を優秀な戦力に育て上げることこそが、最も効

果的なまちづくり戦略だと思います。町長も今申しておられたと意を同じくいたします。話は少し逸れますが、ウイスキーの中で名高い「VSOP」という商品がございます。VSOPを私なりに引用しますが、「V(ボランタリー)」、自主的に自学に励む人。「S(スペシャリスト)」、特定分野の専門家。「O(オーガナイザー)」、出る杭は打たれやすいと言いますが、自ら出る杭になり、打たれることを恐れず組織を強くする人。「P(プロフェッショナル)」、プロの仕事をする人。こうした VSOP に内包するその意味を理解できる職員であることに期待を寄せ、次の質問に移ります。

テオトルの子育て支援機能、学童保育機能、地域交流機能の三つのエリアを有する施設に 比べ、農村環境改善センターは現在は貸館として町内外の皆さんから利用されているのが実 態のようであります。公民館職員がテオトルで業務にあたる現状を見ても、社会教育事業、 公民館事業の活動場所は総体的にテオトルが拠点になろうかと思います。

農村環境改善センター正面入り口に三川町公民館の看板を現在も掲げてありますが、「仏造って魂入れず」のごとく、公民館事務局職員が常駐されない中、公民館の設置及び運営に関する社会教育法に照らし、町公民館として体をなさないのではなかろうかと一抹の不安がよぎりますが、どのような見解をお持ちか。

また、時代を遡れば、多目的ホール、小会議室、図書室、調理室、そして気軽に社会教育団体のリーダーと語り合えた事務室の解放感も含め、一体感ある施設で展開された社会教育団体の活動や公民館事業は、平成13年、全国優良公民館表彰受賞として輝かしく、三川町公民館の歴史に刻まれました。当時の再来を期すには、テオトルの地域交流機能と現有の公民館との有機的な連携をどう図るかは課題と言えます。併せて見解を伺います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 中條教育課長。
- ○説明員(中條一之教育課長) ご質問にございましたとおり、令和2年7月に子育て交流施設「テオトル」という新しい町の顔となる施設が誕生いたしました。そのテオトルには、これまで三川町公民館、農村環境改善センターの方にあった多目的ホール機能を備えた施設として、町民の方々より現在ご利用いただいているという状況でございます。

テオトルの活用はそうですが、三川町公民館、それから社会福祉センターにつきましても、これまでと活用につきましては、ホール機能がなくなったという部分はございますけれども、調理室もございますし、図書館もそのままございます。いささか、その事務室の方に職員がいなくなったということで、従来のようにお立ち寄りになって、公民館の方においでいただいた方々からは少し形態が変わったように寂しく感じられる方もいらっしゃるかもしれません。

ただ、テオトルにいたしましても農村環境改善センターにいたしましても、この地域一体となって町民の方々のこれまでどおり、地域福祉の向上でありますとか、生活文化の振興に寄与する施設としての役割というものは何ら変わるものではございませんので、施設として事務室が移動してしまったとかホール機能がテオトルの方に移ってしまったという部分はございますが、一体的に三川町公民館としての機能を有するそれぞれの施設というような位置づけで、皆さまからは引き続きご利用いただきたいというように考えているところでござい

ます。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 3番 小林茂吉議員。
- ○3 番(小林茂吉議員) 農村環境改善センター同様、社会福祉センターの管理運営の費用負担にも町が大きく関わっていることも事実ございます。そうした中、社会福祉法に謳う地域福祉の推進を図る社会福祉協議会と社会教育法の定義、公民館の目的にある社会福祉の増進に寄与することとは何ら隔たりはありませんし、農村環境改善センターと社会福祉センターの箱物自体に垣根はないと感じます。長期的な視点に立った両施設の一体的なビジョン作りに期待を寄せるところであります。

社会福祉センターは昭和59年、財団法人日本船舶振興会、笹川財団とも言われましたが、現在の公益財団法人日本財団の補助金を充当され、竣工に至ったと記憶します。国直轄の補助金とは異をなし縛りもないことから、築38年の月日の経過もあり、用途変更、財産処分は可能かと思います。農村環境改善センターと併合した仮称ではありますが、生涯学習センターなり健康福祉センターの名称で健康福祉生きがいづくりのメニューを揃え、さらなるにぎわいを求めた町民の交流エリアゾーンとする将来像を描いてみてはどうでしょうか。町長の考えを伺います。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 阿部町長。
- ○説明員(阿部 誠町長) 先程も答弁ありましたように、テオトルを現在の地に建設をするという経過の中においては、様々な検討を重ねた上での判断となったところであります。そうした中において、小林議員が言われるような公民館と社会福祉センターとの機能をいかに高めるかということについてもやはり考えたところでもありますが、様々な選択肢の中において現在の状況になっているところであります。

しかしながら、現状においては、各自治体において、先程もありましたような福祉と町の様々な健康分野との総合的なその機能を持っている施設というものを新たに建設している自治体もございます。そういった面において、先程も申し上げましたが、これらの二つの施設というのは、基本的には前と何ら変わっていないというようなことからすれば、もっと利用状況を高めるための様々な施策を講じていかなければならないと、このように感じているところでもあります。

小林議員のご意見というものに対しても、どのような対応ができるのかということについて少し検討をしてまいりたいと、このように思うところであります。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で、3番 小林茂吉議員の質問を終わります。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもって、散会とします。

(午後 9時00分)

令和4年第4回三川町議会定例会会議録

- 1. 令和4年9月8日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。
- 2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 志 田 德 久 議員 3番 小 林 茂 吉 議員 4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員 7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員 10番 佐 藤 栄 市 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部 誠町 長 石川 稔副町長

鈴 木 孝 純 教 育 長 髙 橋 誠 一 総 務 課 長

佐藤 亮企画調整課長 丸山誠司 町民課長兼会計課長

鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援主幹併 地域包括支援センター長 本 多 由 紀 教育課学校教育主幹

須藤輝 一 産業振興課長併 加藤 善幸 建設環境課長 農業委員会事務局長

教育委員会教育課長兼中 條 一 之 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長

和 田 勉 監 査 委 員 庄 司 正 廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

 黒
 田
 浩
 議会事務局長
 飯
 鉢
 凜
 書
 記

 須
 藤
 達
 也
 書
 記
 遠
 渡
 蓮
 書
 記

6. 会議事件は次のとおりである。

議事日程

\circ	第 3 日	9月8日 (木)	午前9時30分開議
	日程第 1	議第48号	令和3年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定について
	日程第 2	議第49号	令和3年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決 算の認定について
	日程第 3	議第50号	令和3年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算の認定について
	日程第 4	議第51号	令和3年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の 認定について
	日程第 5	議第52号	令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳 出決算の認定について
	日程第 6	議第53号	令和3年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算 の認定について
	日程第 7	請願審查委員会	報告(総務文教常任委員会)
		請願第2号	「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」
			を政府に送付することを求める請願
	日程第 8	請願審查委員会	報告(産業建設厚生常任委員会)
		請願第3号	「シルバー人材センターの安定的な事業運営のための
			適切な措置を求める意見書」を政府に送付することを
			求める請願
	日程第 9	請願審査委員会	:報告(産業建設厚生常任委員会)
		請願第4号	「水田活用の直支払交付金」の見直しを中止し、すべ

〇 散 会

ての農家への支援策強化を求める請願

○議 長(佐藤栄市議員) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

○議 長(佐藤栄市議員) お諮りします。議事日程は、お手元に配布のとおり追加議事日程第 1号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号を本日の日程に追加することに決定しました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) お諮りします。日程第1から日程第6まで、以上6件を一括議題に したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。したがって、日程第1から日程第6まで、以上6件を一括議題とすることに決定しました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 日程第1、議第48号「令和3年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第2、議第49号「令和3年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第3、議第50号「令和3年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第4、議第51号「令和3年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第5、議第52号「令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第6、議第53号「令和3年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま一括上程されました議第48号「令和3年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件、議第49号「令和3年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第50号「令和3年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第51号「令和3年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第52号「令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第53号「令和3年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、以上6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和3年度の三川町一般会計並びに各特別会計の決算につきましては、会計管理者より去る6月30日付けで地方自治法第233条第1項の規定により決算の提出がありましたので、7月11日に同条第2項の規定により監査委員の審査に付し、併せて、地方自治法第241条第5項の規定に基づき、該当の基金運用調書について、さらに、地方公共団体の健全化に関する法律第3条の規定に基づき、財政健全化判断比率について付託をいたしたところであります。

審査の結果につきましては、8月18日付けをもちまして、監査委員から意見を付して報告がございましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を賜りたく提案いたすものであります。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきます財政健全化判断比率につい

ては、4指標のうち実質公債費比率は10.6、将来負担比率は111.5で、いずれも早期健全化 基準を下回っており、また、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、それぞれ赤字額がない ことをご報告申し上げます。

また、各会計決算の概要につきまして、会計管理者よりご説明申し上げますが、細部につきましては、審議の過程におきまして、それぞれ所管課長等からご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして認定賜りますようお願い申し上げます。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 会計管理者より概要説明を求めます。丸山会計管理者。
- ○説明員(丸山誠司会計管理者) 令和3年度三川町一般会計及び各特別会計決算の概要をご 説明申し上げます。

本日の説明資料として、7ページに編綴した「令和3年度三川町各会計決算の概要」と、 各会計の決算状況を集計表にまとめた「令和3年度三川町各会計決算概要一覧」を配布いた しておりますが、「令和3年度三川町各会計決算の概要」により説明いたします。

なお、説明内容はすべての会計について、「1. 決算の総括」のみとさせていただきます。 それでは、令和3年度三川町各会計決算の概要の1ページをご覧ください。

初めに、「一般会計」について申し上げます。

歳入総額は61億3,155万7,694円、歳出総額は58億1,587万629円、歳入歳出差引額は3億1,568万7,065円、翌年度に繰り越すべき財源は454万7,300円であり、歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は3億1,113万9,765円であります。

また、令和3年度実質収支額から前年度実質収支額の2億4,047万2,461円を差し引いた 単年度収支額は7,066万7,304円の黒字であり、単年度収支額に財政町政基金積立金1億4,125万円を加算し、財政町政基金取崩額2億810万円を差し引いた実質単年度収支額は381万7,304円の黒字決算であります。

次に、3ページの「国民健康保険特別会計」について申し上げます。

歳入総額は7億4,071万322円、歳出総額は7億1,894万8,236円、歳入歳出差引額は2,176万2,086円、翌年度に繰り越すべき財源は0円であり、実質収支額は歳入歳出差引額と同額であります。

また、令和3年度実質収支額から前年度実質収支額の3,386万1,782円を差し引いた単年度収支額は1,209万9,696円の赤字となりました。単年度収支額に国民健康保険事業基金積立金976万5,000円を加算し、国民健康保険事業基金取崩額1,140万円を差し引いた後の実質単年度収支額は1,373万4,696円の赤字決算であります。

次に、4ページの「後期高齢者医療特別会計」について申し上げます。

歳入総額は8,919万1,284円、歳出総額は8,670万3,784円、歳入歳出差引額は248万7,500円、翌年度に繰り越すべき財源は0円であることから、実質収支額は歳入歳出差引額と同額であります。

また、令和3年度実質収支額から前年度実質収支額の269万8,800円を差し引いた単年度収支額は21万1,300円の赤字決算であります。

次に、5ページの「介護保険特別会計」について申し上げます。

歳入総額は8億2,067万4,753円、歳出総額は7億8,828万4,783円、歳入歳出差引額は3,238万9,970円、翌年度に繰り越すべき財源は0円であることから、実収支額は歳入歳出差引額と同額であります。

また、令和3年度実質収支額から前年度実質収支額の1,548万7,671円を差し引いた単年度収支額は1,690万2,299円の黒字であり、介護給付費準備基金積立金が12万3,619円、介護給付費準備基金取崩額が0円であるため、単年度収支額に介護給付費準備基金積立金を加算し、介護給付費準備基金取崩額を差し引いた実質単年度収支額は1,702万5,918円の黒字決算であります。

次に、6ページの「農業集落排水事業特別会計」について申し上げます。

歳入総額及び歳出総額は1億7,032万4,945円、歳入歳出差引額は0円であり、翌年度に繰り越すべき財源及び実質収支額並びに歳入歳出差引額は0円であります。

また、前年度実質収支額及び単年度収支額並びに繰上償還額についても0円であります。 最後に、7ページの「下水道事業特別会計」について申し上げます。

歳入総額及び歳出総額は3億6,173万1,670円、歳入歳出差引額は0円であり、翌年度に繰り越すべき財源及び実質収支額は0円であります。

また、前年度実質収支額及び単年度収支額並びに繰上償還額についても0円であります。 以上で、令和3年度三川町一般会計及び各特別会計決算の概要説明といたします。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 次に、監査委員より各会計決算について、審査結果の報告を求めま す。和田監査委員。
- ○説明員(和田 勉監査委員) 令和3年度各会計決算の審査結果についてご報告申し上げます。

地方自治法並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和4年7月 11日に付託されました令和3年度三川町各会計歳入歳出決算並びに定額資金運用基金及び 財政健全化判断比率を三川町監査委員条例並びに監査基準をもとに審査いたしましたので、 その審査結果について「審査意見書」によりご報告を申し上げます。

初めに、各会計の決算に係る審査意見を申し上げます。

1ページをご覧ください。

1に掲げております審査対象の決算について、2の日程により審査いたしました。 次に、2ページをご覧ください。

審査の手続につきましては、町長から提出された各決算書類を関係諸帳簿及び証書類と照合し、収支命令に符合しているか、計数及び収支が正確かつ適法であるか、また、予算の目的に沿って事務事業が効果的・経済的に執行されているかなどについて主眼を置き、試査の方法により審査いたしました。その結果、各会計の歳入歳出決算は計数に誤りがなく、内容についても不正・不当なものがなかったので、適正であると認められるものであります。

次に、審査所見を申し上げます。

21ページをお開きください。

なお、本来であれば定期監査において取り扱いする内容でありますが、決算書を形成するための背景となっている事務事業の執行状況について検討をいただく見地から、決算審査において申し述べております。

審査所見。我々監査委員は、令和3年度の各会計の決算審査意見書で述べた内容に加え、毎月実施している現金出納検査並びに定例監査における指摘事項の改善に向けた取り組み内容を確認するとともに、事業運営が適正かつ効果的に執行されているかなどについて審査いたしました。その結果、今後の事務事業執行に向けて検討を要すると思われる事項がありましたので、その所見について3点申し述べます。

1点目「コロナ禍における定住人口等拡大施策について」であります。

若者のUターンIターン等の促進をねらいとした移住支援事業については、現在、コロナ禍により首都圏での対面式のイベントが実施できない状況にあり、移住・定住者に対する支援制度は整備されているものの、特に県の補助制度の対象となる事案の取り扱いがない状況が続いております。

また、同様に婚活推進事業においても対面式による出会いの場の提供ができない状況が続いており、県と市町村が運営する「やまがたハッピーサポートセンター」への登録者数も停滞していることから、今後、これら定住人口等拡大施策に係る当該事業の推進方法や支援のあり方について検討が必要であると判断いたしました。

2点目「食のまちづくり推進事業について」であります。

米粉利用推進事業のうち米粉パン給食については、前年度と同様に米粉の価格が高く取扱業者がないため、米粉を利用した副菜の提供に変更し実施している状況が認められました。現在、ウクライナ情勢により小麦に代わる材料として米粉のニーズが高まっていることや、コロナ禍で外食産業を中心に米の消費が低迷し米価が下落していることから、今後米粉パンの取り扱いについて検討するとともに、引き続き米粉の利用推進に向け、臨機応変な対応が必要であると判断いたしました。

最後の3点目「空き家対策支援事業について」であります。

町内の空き家について、その利活用の推進を図るための空き家バンク制度については、登録・利用実績がない状況となっています。また、空き家等の適正管理を図るための空き家対策支援事業についても、予算の執行率が低い状況にあり、老朽危険空き家等解体促進補助制度も含め、空家等解消対策が低迷している状況が懸念されるため、同事業の一層の周知・啓発活動が必要であると判断いたしました。

以上が審査所見であります。

次に、定額資金運用基金に係る審査意見を申し上げます。

22ページの審査結果に申し述べましたとおり、「三川町育英奨学基金」については、経理に誤りがなく、計数は正確で、設置目的に従い運用されていると認められたところであります。

最後に、23ページの財政健全化に係る審査意見を申し上げます。

審査に付された財政健全化判断比率及びその算定の基礎資料は、いずれも適正に作成さ

れており、財政が法律で定められた基準の範囲内で健全に運営されているものと認められる ものであります。

以上、決算審査の結果並びに所見を申し上げましたが、今後も引き続き財政の健全化と 町民の福祉増進に向けて一層の努力を期待し、決算審査報告といたします。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で、本案の提案に対する説明及び報告を終了します。
- ○議 長(佐藤栄市議員) お諮りします。本案については、議長を除く9人で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。したがって、本案は、議長を除く9人の議員 で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託することに決定しました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) お諮りします。ただいま設置されました「決算審査特別委員会」の 委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において、議長を除く 9人の議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。したがって、本案は、議長を除く9人の議員 を「決算審査特別委員会」の委員に選任することに決定しました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) お諮りします。ただいま「決算審査特別委員会」に付託しました件については、会議規則第45条第1項の規定により、9月9日まで審査を終えるよう、期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は9月9日まで審査を終えるよう、期限をつけることに決定しました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 日程第7、請願第2号「請願審査委員会報告」の件を議題とします。 請願第2号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを 求める請願の件について、総務文教常任委員会委員長より報告を求めます。7番 鈴木重行 議員。
- 7 番(鈴木重行議員)

令和4年9月8日

三川町議会議長 佐藤 栄市 殿

三川町議会総務文教常任委員会 委員長 鈴木 重行 印

請願審査報告書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条 第1項の規定により報告します。

受理 番号	付 託 年 月 日	件	名	審査結	<u></u> 生の 果	委員会の意見	措置
2	令和4年 9月6日	「消費税インボー期を求める意見書することを求める		採	択	請願の趣旨に 沿うことが妥 当である	

審査の経過について説明いたします。

9月7日、説明員として、消費税廃止鶴岡田川地区各界連絡会会長 菅原健一氏、紹介議員鈴木淳士議員出席のもと、総務文教常任委員会6名で請願審査を行いました。説明員、紹介議員より請願理由と趣旨説明をいただいた後、質疑、討論を行いました。

委員からは「制度の周知が進んでいないため延期とすべき」との意見や、「延長ではなく 中止を求めるべき」との意見が出されました。

委員長を除く5名での採決の結果、採択とするもの4名、不採択とするもの1名となり、 願意は妥当とし、採択することに決定いたしました。

以上、請願審査報告といたします。

○議 長(佐藤栄市議員) これから委員長報告に対する質疑を行います。 質疑を許します。

(なしの声あり)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で質疑を終了します。
- ○議 長(佐藤栄市議員) これから討論を行います。 討論はありませんか。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 本件の委員長報告は「採択」であります。したがって、初めに原案 に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。5番 砂田 茂議員。

○5 番(砂田 茂議員) 請願第2号「「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」 を政府に送付することを求める請願」について、賛成の立場で討論いたします。

来年10月からの導入が予定されているインボイス制度は、これまで消費税の納税義務のなかった年間課税売上高1,000万円以下の小規模事業者や個人事業主などに新たな税負担がのしかかるもので、コロナ禍、ウクライナ危機、さらには物価の高騰で打撃を受けている事業者にさらなる追い打ちをかけることになります。

インボイス制度の中止を求める税理士の会やインボイス制度を考えるフリーランスの会など6団体からもインボイス制度の個人情報の公表、商用利用に抗議する声明文も発表されており、各方面から様々な角度で問題が出され、中止・凍結・延期が求められています。また、このインボイス制度そのものが影響を受ける事業者に広く知られていないことなどもあり、来年10月からの実施には大きな混乱が予想されます。

このような状況にご理解をいただき、ご賛同いただきますよう、議員諸兄にお願いいたしまして賛成討論といたします。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で討論を終了します。
- ○議 長(佐藤栄市議員) これから請願第2号「「消費税インボイス制度の実施延期を求める 意見書」を政府に送付することを求める請願」の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この際、起立による表決において、起立しない場合は、「否」とみなすことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。本件の委員長報告は「採択」であります。 お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。 (起立 8 名 不起立 1 名)
- ○議 長(佐藤栄市議員) 起立多数であります。したがって、請願第2号「「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める請願」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 日程第8、請願第3号「請願審査委員会報告」の件を議題とします。 請願第3号「「シルバー人材センターの安定的な事業運営のための適切な措置を求める意 見書」を政府に送付することを求める請願」について、産業建設厚生常任委員会委員長より報 告を求めます。4番 佐久間千佳議員。
- ○4 番(佐久間千佳議員)

令和4年9月8日

三川町議会議長 佐藤 栄市 殿

三川町議会産業建設厚生常任委員会 委員長 佐久間 千佳 印

請願審查報告書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条

受理 番号	付 託 年 月 日	件	名	審3 結	<u></u> 生の 果	委員会の意見	措置
3	令和4年 9月6日	「シルバー人材もな事業運営のため 求める意見書」を ことを求める請願	:政府に送付する	採	択	請願の趣旨に 沿うことが妥 当である	

審査の経過について報告いたします。

9月7日、紹介議員鈴木淳士議員、説明員一般社団法人三川町シルバー人材センター事務局長 小林 優氏出席のもと、産業建設厚生常任委員6名で請願審査を行いました。説明員より請願理由と趣旨説明をいただき、その後、各委員による質疑、討論を行いました。

委員からは「税制度の原理原則に則り、利用料金への反映等で対応するべきではないか」 や、「利用者側の意見も合わせて盛り込むべきではないか。」また、「会員への配分金を制 度の適用から除外するといった具体策をさらに強調した方が良いのではないか」などの意見 が出されました。

委員を除く5名での採決の結果、採択すべきものとする者4名、不採択すべきものとする 者1名であり、願意は妥当とし、採択すべきものとして決定いたしました。

以上、請願審査報告といたします。

○議 長(佐藤栄市議員) これから委員長報告に対する質疑を行います。 質疑を許します。

(なしの声あり)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で質疑を終了します。
- ○議 長(佐藤栄市議員) これから討論を行います。 討論はありませんか。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 本件の委員長報告は「採択」であります。したがって、初めに原案 に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。1番 小野寺正樹議員。

○1 番(小野寺正樹議員) 請願第3号「「シルバー人材センターの安定的な事業運営のため の適切な措置を求める意見書」を政府に送付することを求める請願」について、賛成の立場 から討論いたします。

シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された団体であり、営利目的での団体でないことは明白であり、消費税の特例措置等がない限り、利用料を上げ、利用者の負担を増すか、一人ひとりに課税業者になってもらうかなどしか方法はありません。

このままでは利用負担の増額により利用者が減るか、会員の手取り額の減少を招き、高齢者のやる気や生きがいを削ぎ、会員の減少、ひいては地域社会の活力の低下をもたらすことが懸念されます。

私は個人農業者、また農業法人組織の役員として、今の経営にはシルバー人材センターの 事業がない限り、経営を持続することは不可能であり、三川町としては利用者も多く、地域 農業の存続に結びつく大きな問題でもあります。

インボイス制度の導入にあたっては、シルバー人材センターの会員の配分金を制度の適用から除外するなど安定的な事業運営に支障が生じることのないよう、適切な措置を論じていただくことが大切だと私は思っております。

皆さまから十分理解をしていただきながら、私の賛成討論とさせていただきますので、議員諸兄の賛同をよろしくお願いいたします。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で討論を終了します。
- ○議 長(佐藤栄市議員) これから請願第3号「「シルバー人材センターの安定的な事業運営 のための適切な措置を求める意見書」を政府に送付することを求める請願」の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この際、起立による表決において、起立しない場合は、「否」とみなすことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。本件の委員長報告は「採択」であります。 お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。 (起立 9 名 不起立 0 名)
- ○議 長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、請願第3号「「シルバー人材センターの安定的な事業運営のための適切な措置を求める意見書」を政府に送付することを求める請願」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 日程第9、請願第4号「請願審査委員会報告」の件を議題とします。 請願第4号「「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家への支援策 強化を求める請願」について、産業建設厚生常任委員会委員長より報告を求めます。4番 佐 久間千佳議員。
- ○4 番(佐久間千佳議員)

令和4年9月8日

三川町議会議長 佐藤 栄市 殿

三川町議会産業建設厚生常任委員会 委員長 佐久間 千佳 印

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条 第1項の規定により報告します。

受理 番号	付 託 年 月 日	件	名	審査結	<u></u> 室の 果	委員会の意見	措置
4	令和4年 9月6日	「水田活用の直接 見直しを中止し、 の支援策強化を求	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	採	択	請願の趣旨に 沿うことが妥 当である	

審査の過程について説明いたします。

9月7日、紹介議員砂田 茂議員、説明者庄内農業農民運動連合会事務局 梶 昇司氏出席のもと、産業建設厚生常任委員6名で請願審査を行いました。

説明員より請願の理由と趣旨説明をいただき、その後、各委員による質疑・応答を行いました。委員からは、「世界情勢を鑑みれば食料自給率を上げることは重要だ」や、「生産者心情からすれば妥当であり、厳しい現状がよく現れている。」また、「制度の見直しにより農地の荒廃が危惧され、農地価格低下などの影響が心配される」などの意見が出されました。

委員長を除く5名での採決の結果、願意は妥当とし、全会一致で採択すべきものとして決 定いたしました。

以上、請願審査報告といたします。

○議 長(佐藤栄市議員) これから委員長報告に対する質疑を行います。 質疑を許します。

(なしの声あり)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で質疑を終了します。
- ○議 長(佐藤栄市議員) これから討論を行います。 討論はありませんか。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 本件の委員長報告は「採択」であります。したがって、初めに原案 に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。1番 小野寺正樹議員。

○1 番(小野寺正樹議員) 請願第4号「「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、 すべての農家への支援策強化を求める請願」に賛成の立場で討論いたします。

畦畔や水路がなく、水張りができない水田や、2022年から2026年の5年間に一度も作付

けしなかった水田は水田活用の直接支払交付金の対象から外すというもので、まじめに転作 に協力してきた農家への打撃はとても計り知れません。三川町を見ますと、河川敷には多く の大豆や麦、野菜が栽培され、また排水を良くするために盛土をしたり、育苗ハウスや園芸 ハウスを建て、到底水田には戻せない圃場も数多く見受けられます。

また、この制度によれば、水田の作付けのできない圃場に関しては耕作放棄地となり、農地の価格の下落が進み、より一層の食料自給率の低下に拍車がかかるものと推測されます。

世界規模で食料危機が叫ばれている昨今、日本も例外ではなく、このまま進むと10年後には食糧危機に陥るといった統計も出ているようです。ぜひ交付金の削減を行うことのないよう議員諸兄の皆さまから賛同をいただき、全員一致で可決するよう切に願い、私からの賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いします。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で討論を終了します。
- ○議 長(佐藤栄市議員) これから請願第4号「「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家への支援策強化を求める請願」の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この際、起立による表決において、起立しない場合は、「否」とみなすことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。本件の委員長報告は「採択」であります。 お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。 (起立 9 名 不起立 0 名)
- ○議 長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、請願第4号「「水田活用の直接 支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家への支援策強化を求める請願」は、委員長報 告のとおり採択することに決定しました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。 これをもって散会とします。

(午前10時14分)

令和4年第4回三川町議会定例会会議録

- 1. 令和4年9月12日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。
- 2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 志 田 德 久 議員 3番 小 林 茂 吉 議員 4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員 7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員 10番 佐 藤 栄 市 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部 誠町 長 石川 稔副町長

鈴 木 孝 純 教 育 長 髙 橋 誠 一 総 務 課 長

佐藤 亮企画調整課長 丸山誠司 町民課長兼会計課長

鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援主幹併 地域包括支援センター長 本 多 由 紀 教育課学校教育主幹

須藤輝 一 産業振興課長併 加藤 善幸 建設環境課長 農業委員会事務局長

教育委員会教育課長兼中 條 一 之 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長

和 田 勉 監 査 委 員 庄 司 正 廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

黒田 浩 議会事務局長 飯 鉢 凜 書 記渡部 貴 裕 書 記

6. 会議事件は次のとおりである。

議事日程

- 第 7 日 9月12日(月) 午前9時30分開議
 - 日程第 1 決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告 (決算審査特別委員会委員長報告)
 - 日程第 2 議第54号 三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を 改正する条例の設定について
 - 日程第 3 議第55号 人権擁護委員候補者の推薦について
 - 日程第 4 (別紙) 三川町議会議員の派遣について
 - 日程第 5 意見書第1号 消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書
 - 日程第 6 意見書第2号 シルバー人材センターの安定的な事業運営のための適

切な措置を求める意見書

日程第 7 意見書第3号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべ

ての農家への支援策強化を求める意見書

〇 閉 会

○議 長(佐藤栄市議員) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

○議 長(佐藤栄市議員) お諮りします。議事日程は、お手元に配布のとおり追加議事日程第 2号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第2号を本日の日程に追加することに決定しました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 日程第1、「決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告」の件を 議題とします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。6番 鈴木淳士議員。

○6 番(鈴木淳士議員) 決算審査特別委員会付託事件の審査結果を報告いたします。

決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告書

1. 開会の日時及び場所

令和4年9月8日午前10時14分から午後2時58分まで、9月9日午前9時30 分から午後2時48分まで三川町役場議場において委員会を開催し、審査を終了した。

- 2. 出席委員 9月8日 9名、 9月9日 8名
- 3. 欠席委員 9月8日 なし、 9月9日 1名
- 4. 出席要請者 三川町長、監査委員、教育委員会教育長、農業委員会会長
- 5. 審 查 事 項
 - 議第48号 令和3年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定の件
 - 議第49号 令和3年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定の件
 - 議第50号 令和3年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件
 - 議第51号 令和3年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定の件
 - 議第52号 令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定の件
 - 議第53号 令和3年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定の件

6. 審査の経過

◎ 年長委員 小林茂吉委員司会のもとに委員長の互選を行い、その結果委員長に鈴木 淳士委員が当選した。

つづいて、委員長のもとに副委員長の互選を行い、副委員長に町野昌弘委員が当選した。

◎ 審査の方法は、委員全員による全体会議により議場において慎重審査し、委員会としての結論を得た。

7. 審査の結果

付託された各会計決算は、認定を与えることが妥当であると決定した。

以上、特別委員会における審査の状況について報告いたします。

令和4年9月12日

三川町議会決算審査特別委員会 委員長 鈴木 淳士 印

三川町議会議長 佐藤 栄市 殿

- ○議 長(佐藤栄市議員) 委員長報告に対する質疑でありますが、今回は議長を除く全議員による特別委員会であり、審査中に質疑は十分尽くされたと思いますので質疑を終結します。
- ○議 長(佐藤栄市議員) これから討論を行います。 討論はありませんか。

(なしの声あり)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 討論なしと認めます。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で討論を終了します。
- ○議 長(佐藤栄市議員) これから採決を行います。

各会計決算の認定の件は、6件を一括して委員長報告が行われましたが、採決は区分して 行います。

なお、念のため申し添えますが、本件に対する委員長報告は、「可決すべきもの」として 決定されております。

○議 長(佐藤栄市議員) 初めに、議第48号「令和3年度三川町一般会計歳入歳出決算の認 定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第48号「令和3年度三川町 一般会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 次に、議第49号「令和3年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳 出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求

めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第49号「令和3年度三川町 国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 次に、議第50号「令和3年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第50号「令和3年度三川町 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 次に、議第51号「令和3年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決 算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第51号「令和3年度三川町 介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 次に、議第52号「令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計歳 入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第52号「令和3年度三川町 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 次に、議第53号「令和3年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出 決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第53号「令和3年度三川町 下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 日程第2、議第54号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第54号「三川町職員の勤務時間、休

暇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本年6月の人事院規則及び人事院運用通知の改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等を図るため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための 休暇の対象期間の拡大、非常勤職員に係る育児休業の取得要件の緩和等であります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長(佐藤栄市議員) これから質疑を行います。

(なしの声あり)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で質疑を終了します。
- ○議 長(佐藤栄市議員) これから討論を行います。 討論はありませんか。

(なしの声あり)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 討論なしと認めます。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で討論を終了します。
- ○議 長(佐藤栄市議員) これから議第54号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第54号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 日程第3、議第55号「人権擁護委員候補者の推薦」の件を議題と します。

職員に議案を配布させます。

(書記配布)

○議 長(佐藤栄市議員) 職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。
- ○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第55号「人権擁護委員候補者の推薦」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、人権擁護委員であります庄司睦子氏が、令和4年12月31日を以て任期満了となることから、再度、庄司氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

改めて、庄司氏の主な経歴を申し上げますと、同氏は、昭和49年3月鶴岡商業高等学校を卒業後、平成28年までの42年間、会社勤務をなされ、その間、医療、介護の業務にも携わるとともに、福祉についても学ばれた経験をお持ちの方であります。

また、平成13年から平成25年までの12年間は、三川国際交流協会副会長として本町の国際交流の推進にご尽力いただくとともに、令和2年からは、三川町学校運営協議会、三川町要保護児童対策地域協議等の委員として、令和3年12月からは、横山っ子育成ネットワーク協議会会長として、ご尽力をいただいている方であります。

さらに、令和2年1月に人権擁護委員就任後は、人権教室や人権の花等による啓発活動、 人権相談等、積極的に活動され、人権擁護委員の職務に精励されております。

このように、庄司氏は地域住民の人望も厚く、人格・識見ともに優れた方であり、人権擁護委員候補者として最適任者であることから、再度、推薦いたしたくご提案申し上げる次第でありますので、ご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長(佐藤栄市議員) これから質疑を行います。

なお、本案は、人事案件でありますので、地方自治法第 132 条の規定によって禁止されている他人、すなわち候補者の私生活にわたる言論にならないようにご留意願います。

質疑を許します。

- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で質疑を終了します。
- ○議 長(佐藤栄市議員) この際、討論は行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決いたします。 これから、議第55号「人権擁護委員候補者の推薦」の件について、適任という意見を付 し、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第議第55号「人権擁護委員 候補者の推薦」の件は、適任という意見を付し、同意することに決定しました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 日程第4、別紙「三川町議会議員の派遣」の件を議題とします。 職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議 長(佐藤栄市議員) 本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定に基づき、議員を調査及び研修等へ派遣するときは、あらかじめ議会の議決を得て行うこととなっております。したがって、別紙のとおり議員を派遣することについて、議決を求めるものであります。

お諮りします。本件は別紙のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 日程第5、意見書第1号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」提出の件を議題とします。

なお、議案の朗読についてでありますが、日程の都合上、意見書の件名及び提出先のみと

します。

職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 本件について、提案理由の説明を求めます。7番 鈴木重行議員。
- ○7 番(鈴木重行議員) 提案理由について説明いたしますが、その前に文言の修正をいただきたいと思います。提案理由といたしまして、2行目に鉤括弧で「中止」及び「凍結」と表記しておりますが、これの削除をお願いしたいと思います。

改めまして、ただいま上程されております意見書第1号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」の提出について、提案理由を申し上げます。

コロナ禍や物価上昇、ウクライナ危機が日本経済に影響を与える中、2023年10月から実施されるインボイス制度(適格請求書等保存方式)の「延期」を国に求めるものであります。 議員諸兄の賛同をお願い申し上げます。

○議 長(佐藤栄市議員) これから質疑を行います。 提出者に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で質疑を終了します。
- ○議 長(佐藤栄市議員) これから討論を行います。 討論はありませんか。

(なしの声あり)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 討論なしと認めます。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で討論を終了します。
- ○議 長(佐藤栄市議員) これから意見書第1号「消費税インボイス制度の実施延期を求める 意見書」提出の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 1 名)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 起立多数であります。したがって、意見書第1号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」提出の件は、原案のとおり可決されました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 日程第6、意見書第2号「シルバー人材センターの安定的な事業運営のための適切な措置を求める意見書」提出の件を議題とします。

なお、議案の朗読についてでありますが、日程の都合上、意見書の件名及び提出先のみと します。

職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 本件について、提案理由の説明を求めます。4番 佐久間千佳議員。
- ○4 番(佐久間千佳議員) ただいま上程されております意見書第2号「シルバー人材センターの安定的な事業運営のための適切な措置を求める意見書」の提出について、提案理由を説明いたします。

高齢者の活躍の場を確保し、地域社会の活性化や健康長寿のまちづくりに寄与しているシルバー人材センターの役割に鑑み、シルバー人材センターの安定的な事業運営に支障が生じることのないよう、適切な措置を講じることを求めるものであります。

議員諸兄の賛同を求めます。

○議 長(佐藤栄市議員) これから質疑を行います。 提出者に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で質疑を終了します。
- ○議 長(佐藤栄市議員) これから討論を行います。 討論はありませんか。

(なしの声あり)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 討論なしと認めます。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で討論を終了します。
- ○議 長(佐藤栄市議員) これから意見書第2号「シルバー人材センターの安定的な事業運営 のための適切な措置を求める意見書」提出の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、意見書第2号「シルバー人材センターの安定的な事業運営のための適切な措置を求める意見書」提出の件は、原案のとおり可決されました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 日程第7、意見書第3号「「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家への支援策強化を求める意見書」提出の件を議題とします。

なお、議案の朗読についてでありますが、日程の都合上、意見書の件名及び提出先のみと します。

職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 本件について、提案理由の説明を求めます。4番 佐久間千佳議員。
- ○4 番(佐久間千佳議員) ただいま上程されております意見書第3号「「水田活用の直接支 払交付金」の見直しを中止し、すべての農家への支援策強化を求める意見書」の提出につい て、提案理由の説明をいたします。

「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、自給率が低い戦略作物や農産物に対する支援策を充実させ、すべての農業経営の安定を図ることを求めるものであります。

議員諸兄の賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長(佐藤栄市議員) これから質疑を行います。 提出者に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議 長(佐藤栄市議員) 以上で質疑を終了します。

○議 長(佐藤栄市議員) これから討論を行います。 討論はありませんか。

(なしの声あり)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 討論なしと認めます。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で討論を終了します。
- ○議 長(佐藤栄市議員) これから意見書第3号「「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家への支援策強化を求める意見書」提出の件を採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

- ○議 長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、意見書第3号「「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家への支援策強化を求める意見書」提出の件は、原案のとおり可決されました。
- ○議 長(佐藤栄市議員) 以上で、本日の日程は全部終了しました。 これをもって令和4年第4回三川町議会定例会を閉会します。大変ご苦労さまでした。

(午前10時00分)

地方自治法第123条の規定により、 ここに署名する。

令和4年9月12日

- 三川町議会議長
- 三川町議会議員 3番
- 三川町議会議員 4番